

明治二十五年三月三十日

官報
號外
昭和三十三年三月三

昭和三十三年三月三十一日

前十一時三十三分開議

事由表 第十七号
昭和三十三年三月三十一日

卷一 目錄

第一 公正取引委員会委員長の任

第二 參議院事務局議員の定員と命に関する件

第二 参議院事務局職員の定員に関する件

第三 參議院法制局職員の定員に

関する件

第四 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律

案(內閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第五 稽核安定特別会計法の一部

衆議院送付) (委員長報告) を改正する法律案 (内閣提出)

第六 農業改良助長法の一部を改

正する法律案（内閣提出、衆議

(委員長報告
院送付)

第七 農林漁業團體職員共濟組合 去來（內閣提出、衆議院送付）

法案(内閣提出　衆議院送付)
(委員長報告)

第八 企業合理化促進法の一部を

改正する法律案（内閣提出、衆

議院送付)
(委員長報告
第九 地すべり等防止法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告

内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和三十二年度一般会計予算補正

(第3号)

昭和三十二年度特別会計予算補正

(特第5号)

同日左の法律の公布を奏上し、その旨

衆議院に通知した。

厚生保険特別会計法等の一部を改正

する法律

食糧管理特別会計法の一部を改正す

る法律

食糧管理特別会計における資金の設

置及びこれに充てるための一般会計

からする繰入金に関する法律

在外公館の名称及び位置を定める法

律等の一部を改正する法律

公営企業金融公庫法の一部を改正す

る法律

新市町村建設促進法の一部を改正す

る法律

海難審判法の一部を改正する法律

合成ゴム製造事業特別措置法の一部

を改正する法律

同日国会において承認することを議決

した左の件を内閣に送付し、その旨衆

議院に通知した。

放送法第三十七条第二項の規定に基

き、国会の承認を求めるの件

同日衆議院議長から、左の法律の公布

を奏上した旨の通知書を受領した。

身体障害者福祉法の一部を改正する

法律

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障条約第三条に基づく行政協定の

実施に伴う関税法等の臨時特例に關

する法律の一部を改正する法律

同日公正取引委員会委員長代理芦野弘

君から、内閣を経由して私の独占の禁

止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和二十二年法律第五十四号)第四十

四条第一項の規定による左の報告書を

受領した。

昭和三十一年度公正取引委員会年次

報告書

一昨二十九日議長において、左の常任

委員の辞任を許可した。

大蔵委員

文教委員

社会労働委員

商工委員

建設委員

予算委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同日内閣から左の議案を提出した。

よって議長は即日これを地方行政委員

会に付託した。

昭和三十一年度地方財政再建促進特

別措置法の一部を改正する法律案

昭和三十三年四月一日から施行する。

この規程は、昭和三十三年四月

一日から施行する。

第一条 この規程は、昭和三十三年四月

一日から施行する。

二 第一条の規定にかかるらず、同

年六月三十日までの間は千一人と

する。

三 参議院事務局職員定員規程(昭

和二十一年七月二十五日議決)は、廃止する。

会期中警務に従事させるため、臨時に三十人を置くものとする。

附則

1 この規程は、昭和三十三年四月

一日から施行する。

2 第一条の規定にかかるらず、同

年六月三十日までの間は千一人と

する。

3 参議院事務局職員定員規程(昭

和二十一年七月二十五日議決)は、廃止する。

4 一日から施行する。

5 参議院法務局職員定員規程(昭

和二十一年七月六日議決)は、廃止する。

6 一日から施行する。

7 参議院法務局職員定員規程(昭

和二十一年七月六日議決)は、廃止する。

8 一日から施行する。

9 参議院法務局職員定員規程(昭

和二十一年七月六日議決)は、廃止する。

10 一日から施行する。

11 一日から施行する。

12 一日から施行する。

13 一日から施行する。

14 一日から施行する。

15 一日から施行する。

16 一日から施行する。

17 一日から施行する。

18 一日から施行する。

19 一日から施行する。

20 一日から施行する。

21 一日から施行する。

22 一日から施行する。

23 一日から施行する。

24 一日から施行する。

25 一日から施行する。

26 一日から施行する。

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よって兩規程案は、全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第四、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第五、糸姫安定特別会計法の一

部を改正する法律案(いざれも内閣提

出、衆議院送付)

以上、兩案を一括して議題とするこ

とに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

○副議長(寺尾豊君) 委員長の報告を求めます。大臣河野謙三君。

〔審査報告書は都合により追録に

提出され、議院に付託された。〕

○副議長(寺尾豊君) 両件につきまして、議長は、参議院事務局職員定員規程及び参議院法務局職員定員規程案を立案いたしましたとして、あらかじめ議院運営委員会に付議いたしましたところ、同委員会においては、いずれも異議がない旨の決定がございました。両規程案は、議席に配付いたしました通りでございました。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

法律の一部を改正する法律案

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

の一部を次のように改正する。

……

第十四条 農林漁業団体又は組合
(以上「農林漁業団体等」という。)に使用される者(役員を含む。以下同じ。)で農林漁業団体等から給与を受けるもの(以下「職員」という。)は、すべて組合員とする。ただし、次の各号に掲げる者は、組合員としない。

- 一、常時勤務に服しない者
- 二、臨時に使用される者で次に掲げるものの。ただし、口に掲げる者にあっては一月をこえ、ロに掲げる者にあっては所定の期間をこえ、引き続き使用されるに至つた場合(役員に就任した場合を含む。)を除く。
- 三、日雇い入れられる者
- 四、二月以内の期間を定めて使用者に用される者

第十五条 職員は、その職員となつたとき(前条第一項各号の一に該当する者がこれに該当しない者となつたときは、そのなつた日)から組合員の資格を取得する。

ついては、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第二章 組合員

(組合員)

第十六条 農林漁業団体又は組合(以下同じ。)をしたとき(退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等の職員となつたときを除く。)は、すべて組合員とする。ただし、次の各号に掲げる者は、組合員としない。

- 一、死亡したとき。
- 二、退職(免職及び失職を含む。以下同じ。)をしたとき(退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等の職員となつたときを除く。)は、すべて組合員とする。ただし、次の各号に掲げる者は、組合員としない。

2 組合員は、次に掲げる事由の一に該当するに至つたときは、その翌日から、組合員の資格を喪失する。

- 一、死亡したとき。
- 二、退職(免職及び失職を含む。以下同じ。)をしたとき(退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等の職員となつたときを除く。)は、すべて組合員とする。ただし、次の各号に掲げる者は、組合員としない。

(在意継続組合員)

第十七条 組合員であつた期間が十五年以上ある者は、組合員の資格を喪失したときは、組合に申し出で、任意継続組合員となることができる。

2 前項の申出は、その資格を喪失した日の前日の属する月から起算し、らその申出をする日の属する月までの各月の掛金を添えて、組合員の資格を喪失した日から起算して三月以内にしなければならない。

ただし、組合は、正当な事由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

3 第一項の申出をした者は、組合員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出なければならない。

4 組合員、組合員であつた者又はその遺族は、組合に対し、いつでも組合員の資格の取得又は喪失について、その確認を請求することができる。

2 組合員資格の喪失(届出等)

第十八条 組合員又は任意継続組合員であつた期間は、その資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもつて終るものとする。

2 組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した場合には、その取得した資格に係る期間の計算については、前項の規定にかかわらず、その資格を取得した日の属する月は、その期間に算入しない。

3 組合員がその資格を喪失した後再び組合員の資格を取得したときは、前後の組合員であつた期間は、すべて合算する。ただし、退職一時金又は遺族一時金の給付の額の計算の基礎となるべき期間の計算については、この限りでない。

4 在意継続組合員は、次に掲げる事由に該当するに至つたときは、その翌日(第三号に掲げる事由に該当するに至つたときは、その日)から、任意継続組合員の資格を喪失する。

1 一、死亡したとき。

2 二、組合員であつた期間と任意継続組合員であつた期間とを合算した期間(次条第四項の規定により給付の基礎となるべき期間に算入されない期間を除く。)が二十年に達したとき。

3 三、組合員の資格を喪失したとき。

4 四、任意継続組合員の資格を喪失したとき。

5 五、掛金を滞納し、第五十七条第一項の規定による届出につき前項の規定による通知を受けたときは、すみやかに、これを当該届出に係る職員、職員であつた者は又はその遺族に通知しなければならない。

4 掛金を徴収する権利が時効によつて消滅したときは、当該掛金に係る組合員であつた期間は、給付の基礎となるべき期間に算入しない。ただし、当該組合員であつた期間に係る組合員の資格の取得について第十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定による確認の請求があつた後に、掛金を徴収する権利が時効によつて消滅したものであるときは、この限りでない。

第三章 給付

第一節 通則

(組合の給付)

第十九条 組合は、この法律で定めることにより、次に掲げる給付を行ふ。

- 一、退職給付
- 二、障害給付
- 三、遺族給付

(標準給付)

第二十条 標準給付の等級及び月額は、組合員の給与月額に基づき次の区分により定める。

標準給付の等級	標準給付の月額	給与月額
第一級	三万円	三万円未満
第二級	四万円	三万円以上四万円未満
第三級	五万円	四万円以上五万円未満
第四級	六万円	五万円以上六万円未満
第五級	七万円	六万円以上七万円未満
第六級	八万円	七万円以上八万円未満
第七級	九万円	八万円以上九万円未満

第一級	10,000円	九千円以上	二千円未満
第二級	9,000円	八千円以上	一千円未満
第三級	8,000円	七千円以上	五百円未満
第四級	7,000円	六千円以上	五百円未満
第五級	6,000円	五千円以上	五百円未満
第六級	5,000円	四千円以上	五百円未満
第七級	4,000円	三千円以上	五百円未満
第八級	3,000円	二千円以上	五百円未満
第九級	2,000円	一千円以上	五百円未満
第十級	1,500円	一千円以上	五百円未満
第十一級	1,000円	八百円以上	五百円未満
第十二級	800円	七百円以上	五百円未満
第十三級	600円	五百円以上	五百円未満
第十四級	500円	四百円以上	五百円未満
第十五級	400円	三百円以上	五百円未満
第十六級	300円	二百円以上	五百円未満
第十七級	200円	一百円以上	五百円未満
第十八級	150円	一百円以上	五百円未満
第十九級	100円	五十円以上	五百円未満
第二十級	80円	四十円以上	五百円未満
第二十一級	60円	三十円以上	五百円未満
第二十二級	50円	二十円以上	五百円未満
第二十三級	40円	十円以上	五百円未満
第二十四級	30円	五円以上	五百円未満
第二十五級	20円	五円以上	五百円未満

2 農林漁業団体は、農林省令で定めるところにより、その組合員である職員の給与に関する事項を組合に届け出なければならない。

3 組合は、組合員が毎年八月一日現に使用される農林漁業団体等において同日前三月間(当該農林漁業団体等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が二十日未満ないときは、その月を除く)に受けた給与の総額をその期

4 前項本文の規定によつて定められた標準給与は、その年の十月から始まる翌年の九月までの各月の標準給与ととする。

5 組合は、組合員の資格を取得した者のあるとき、又は組合員たる一の農林漁業団体等の職員が引き続き組合員たる他の農林漁業団体等の職員となつたときは、その資格を取得した日又はその職員となつた日の現在により標準給与を定める。この場合において、日、週

その他月以外の一定期間により支給される給与については、その給与の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額を給与月額とする。

6 前項の規定によつて定められた標準給与は、組合員の資格を取得した日又は職員となつた日の属する月からその年の九月(七月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得し、又は職員となつた者については、翌年の九月)までの各月の標準給与とする。

7 組合は、第三項又は第五項の規定によつて標準給与が定められた組合員について、当該農林漁業団体等において継続した三月間(各月とも、給与の支払の基礎となつた日数が二十日以上でなければならない。)に受けた給与の総額を三月から十月までのいすれかの間に当該農林漁業団体等の職員となつた者及び第七項の規定により八月から十月までのいすれかの間に当該農林漁業団体等の職員となつた者及び第七項の規定によつて標準給与が改定されるべき組合員に係るその年については、この限りでない。

8 前項本文の規定によつて定められた標準給与は、その年の十月から始まる翌年の九月までの各月の標準給与と定められた標準給与は、その年の九月(八月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の九月)までの各月の標準給与とする。

9 在意継続組合員の各月の標準給与は、その資格を取得する前の最後の標準給与によるものとする。

10 給与の一部が金銭以外のものであるときは、その額は、時価により、理事長が定める(平均標準給与)。

11 第二十二条 平均標準給与の月額は、最後に組合員又は在意継続組合員の資格を喪失した日の前日の属する月から起算してその前組合員であった期間(在意継続組合員であつた期間を含む)の五年間の各月における標準給与の月額の合算額を三十分の一に相当する額とする。

12 前項の規定により算出した平均標準給与の月額が、組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)の全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額よりも少いときは、その除して得た額をもつて平均標準給与の月額とする。

13 組合員であつた全期間が五年に満たない者の平均標準給与の月額は、組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額とする。

ら引き続き不具障害で生活資料を得るみちがない場合に限る。

2 組合員又は組合員であつた者の死亡当該胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死亡当該主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

(遺族一時金又は年金者遺族一時金を受けるべき遺族の範囲)

第二十五条 遺族一時金又は年金者遺族一時金を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げるものとする。

1 組合員又は組合員であつた者の配偶者

2 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当該主としてその収入によつて生計を維持していたもの

3 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の

死亡当該主としてその収入によつて生計を維持していた者

4 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第二号に該当しないもの

(遺族給付を受けるべき遺族の順位) 第二十六条 遺族給付を受ける者の順位とする。

1 遺族年金を受ける者の順位は、第二十四条第一項本文に規定する順序

2 遺族一時金又は年金者遺族一時金の給付を受ける者の順位は、前条各号の順序。ただし、

同条第二号又は第四号に規定する者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

(同順位者が二人以上あるときの給付)

第二十七条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人數によつて等分して支給する。

2 前項の規定により年金である給付を等分して受ける同順位者たちにその権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人數によつてその年金を等分して支給する。(支払未済の給付の受給者の特例)

第二十八条 退職給付又は障害給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けたときに該当するものが、第二十四条から前条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給する。

2 遺族給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けたときに該当するものが、第二十四条から前条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給することとなる者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

2 前項の場合において、遺族給付によつて発生した給付事由に基いて給付をしたときは、その給付の額の限度で、給付を受ける権利を有する者が第三者に対しても有する。

(任意継続組合員に対する給付の特例)

第二十九条 任意継続組合員で厚生年金保険若しくは船員保険の被保険者又は國家公務員共済組合、専業共済組合若しくは私立学校教職員共済組合の組合員となつたもの

が厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)若しくは船員保険法に基く給付又はこれらの共済組合からの給付(以下この条において「厚生年金等の給付」という)を受けることとなつた場合において、その給付金があるとき

組合から給付又はこれら共済組合から給付(以下この条において「厚生年金等の給付」という)を受けることとなつた場合において、その給付金があるとき

組合員であつた者の遺族に支給する。

(給付金からの控除)

第三十一条 組合員であつた者又は組合員であつた者の遺族に支給する。

(給付を受ける権利の時効)

第三十二条 この法律に基く給付をして支払べき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

(給付を受ける権利の時効)

第三十三条 この法律に基く給付をして支払べき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

(給付の制限)

第三十四条 遺族給付は、組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける権利を有する者を故意に死亡させた者には、支給しない。組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける権利を有する者を故意に死亡させた者には、支給しない。

(給付の保護)

第三十五条 遺族給付は、組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける権利を有する者を故意に死亡させた者には、支給しない。

(給付を受ける権利の保護)

第三十六条 組合員であつた者又は遺族給付を受ける権利を有する者を故意に死亡させた者には、支給しない。

(損害賠償の請求権)

第三十七条 組合員は、第三者の行為によつて発生した給付事由に基いて給付をしたときは、その給付の額の四日分に相当する額を加算する。

3 退職一時金又は障害一時金の支給を受けた後再び組合員となつた者に退職年金を支給するときは、

き者が禁錮以上の刑に処せられたときは、その給付の全部又は一部を行わないことができる。

2 前項の規定において、父母については養父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

(退職年金)

第三十八条 組合員であつた期間(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付を受けることとなつた場合において、その給付金があるときは、給付金からこれを控除する。

(退職給付)

第三十九条 組合員であつた期間(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付を受けることとなつた場合において、その給付金があるときは、給付金からこれを控除する。

(退職年金)

第四十条 組合員であつた期間(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付を受けることとなつた場合において、その給付金があるときは、給付金からこれを控除する。

(退職年金)

第四十一条 組合員であつた期間(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付を受けることとなつた場合において、その給付金があるときは、給付金からこれを控除する。

(退職年金)

第四十二条 組合員であつた期間(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付を受けることとなつた場合において、その給付金があるときは、給付金からこれを控除する。

(退職年金)

第四十三条 組合員であつた期間(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付を受けることとなつた場合において、その給付金があるときは、給付金からこれを控除する。

(退職年金)

第四十四条 組合員であつた期間(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付を受けることとなつた場合において、その給付金があるときは、給付金からこれを控除する。

(退職年金)

第四十五条 組合員であつた期間(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付を受けることとなつた場合において、その給付金があるときは、給付金からこれを控除する。

(退職年金)

第四十六条 組合員であつた期間(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付を受けることとなつた場合において、その給付金があるときは、給付金からこれを控除する。

(退職年金)

(不正受給者等からの費用の徴収)

第三十五条 偽りその他不正の行為により給付金を受けた者があるときは、組合は、その者から、その者に對して有する

給付に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

(第二節 退職給付)

第三十六条 組合員であつた期間(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付を受けることとなつた場合において、その給付金があるときは、給付金からこれを控除する。

(退職年金)

第三十七条 組合員であつた期間(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付を受けることとなつた場合において、その給付金があるときは、給付金からこれを控除する。

(退職年金)

第三十八条 組合員であつた期間(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付を受けることとなつた場合において、その給付金があるときは、給付金からこれを控除する。

(退職年金)

第三十九条 組合員であつた期間(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付を受けることとなつた場合において、その給付金があるときは、給付金からこれを控除する。

(退職年金)

第四十条 組合員であつた期間(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付を受けることとなつた場合において、その給付金があるときは、給付金からこれを控除する。

(退職年金)

第四十一条 組合員であつた期間(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付を受けることとなつた場合において、その給付金があるときは、給付金からこれを控除する。

(退職年金)

第四十二条 組合員であつた期間(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付を受けることとなつた場合において、その給付金があるときは、給付金からこれを控除する。

(退職年金)

第四十三条 組合員であつた期間(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付を受けることとなつた場合において、その給付金があるときは、給付金からこれを控除する。

(退職年金)

第四十四条 組合員であつた期間(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付を受けることとなつた場合において、その給付金があるときは、給付金からこれを控除する。

(退職年金)

第四十五条 組合員であつた期間(以下「生存脱退事由」と総称する)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付を受けることとなつた場合において、その給付金があるときは、給付金からこれを控除する。

(退職年金)

あつたものとみなして算定した額)に、組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)以上二三十年に至るまでは十年以上一年を増すことにその年ににつきその資格を喪失した当時の平均標準給与の日額の三日分に相当する額を、二十年以上については二十年以上一年を増すことにその年ににつき当該平均標準給与の日額の四日分に相当する額を加算して得た額より少いときは、その計算して得た額をもつてその者の障害年金の額とする。

（障害一時金）

第四十五条 組合員であつた期間が六月以上である者であつて組合員又は任意継続組合員であつた間に疾病にかかり、又は負傷したものにつき、組合員の資格の喪失等があつた場合において、その組合員の資格の喪失等があつた時に、その者が当該傷病の結果として別表第三に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。ただし、次の各号の一に該当する者には、支給しない。

一 退職年金を受ける権利を有する者

二 当該傷病について労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受ける権利を有する者

三 障害一時金の額は、平均標準給与の月額の十月分に相当する額とする。ただし、退職一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、退職一時金の額と合算して平均標準給与の月額の二十二ヶ月分に相当する額をとることとする。

（遺族年金）

第四十六節 遺族給付

意継続組合員が死亡したとき、又は組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）が二十年以上である者が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。

第四十七条 遺族年金の年額は、次の区分による額とする。

一 退職年金の支給を受けている者が死亡したときは、その退職年金の額の二分の一

二 組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）が二十年以上である者が、退職年金の支給を受けないで死亡したときは、その者が支給を受けるべきであつた退職年金の額（第三十七条第一項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が死亡したことによりその資格を喪失した場合にあっては、同条第二項の規定を準用して算出して得た額）の二分の一

三 組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）が二十年以上である者で障害年金の支給を受けているもの（第四十二条第一項又は第四十三条の規定によりその支給を停止されている者を含む。第五十一条第三号において同じ。）が死亡したときは、その者が支給を受けるべきであつた退職年金の額（第四十二条第一項の規定により障害年金の支給を停止された組合員が死亡したことによりその資格を喪失した場合にあっては、第三十七条第二項の規定を準用して算出して得た額。第五十

四二条第三号において同じ)の二分の一
四 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む。)が十年以上二十年未満である組合員又は任意継続組合員が死亡したときは、その者の平均標準給与の月額の一月分に相当する金額にその期間十年以上一年を増すごとにその一年につき平均標準給与の日額の三日分に相当する金額を加算して得た額(その額が一万九千円に達しないときは、一万九千円)

2 の支給を停止することができる。
前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

(遺族一時金)

第五十条 組合員であつた期間が六年以上十年未満である組合員が死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、平均標準給与の日額に、組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額とする。

(年金者遺族一時金)

第五十一条 次の各号の一に該当するときは、組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。

一 退職年金を受けている者が死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年以上である者が退職年金の支給を受けないで死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

三 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年以上である者で障害年金を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

四 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年未満である者で障害年

一項の指定都市があつては、区とすることとする。(以下同じ。)は、組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、それを処分することができる。(この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

2 市町村が、前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、組合は、農林大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、それを処分することができる。

(先取特権の順位)

第五十九条 挂金その他この法律の規定による徴収金の先取得権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとする。

(国税徴収法の準用)

第六十条 国税徴収法(明治三十九年法律第二十一号)第四条ノ二から第四条ノ五まで、第四条ノ九、第四条ノ十及び第九条ノ二の規定は、掛金その他この法律の規定による徴収金に準用する。

(掛金徴収権等の時効)

第六十一条 掛金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又は該届出をした農林漁業団体及び当該届出に係る職員たる組合員に對して組合が有する掛金を徴収する権利の時効を中斷し、同条第二項

の規定による確認の請求があつたときは、当該請求は、当該請求をした者及びその者に係る農林漁業団体に対して組合が有する掛金を徴収する権利の時効を中断する。
前項に定めるものほか、第一項の時効の中止、停止その他の事項については、民法の時効に関する規定を準用する。ただし、組合のなす掛金その他この法律の規定による徴収金の督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中止の効力を有する。

4 公益を代表する者それぞれ三人以上し、理事長が農林大臣の承認を受けて委嘱する。

3 2 4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前項の者との残任期間とする。

第六十四条 審査会に会長を選任する。

2 2 会長は、会務を総理する。

第六十五条 審査会は、会長が招集する議事は、会長以外の出席した委員の過半数で決する。可不 同数のときは、会長の決するところによる。

2 1 員、農林漁業団体等を代表する委員及び公益を代表する委員がそなわったとき、会議を開き、及び議決すべきことのできない。

(審査)

第六十六条 紙付に関する決定又は組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対する異議があるときは、会長は、運営なく、審査会は、その決定又は徴収の通知のあった日から起算して六十日以内に、文書又は口頭で審査会に對して審査の請求をすることができる。

3 2 1 委員の規定による請求があつたときは、会長は、運営なく、審査会は、その若しくは意見を求める出頭があると認めるときは、審査を請求する。若しくは審査会は、審査のため必要があると認めた者は若しくは關係人に対し、報告會を招集しなければならない。

命じ、又は医師に診断若しくは審査をさせることができることとする。

4 関係人及び証人は、審査会のへ議に出席して意見を述べることとする。

5 審査会は、審査の請求を受け、日から起算して六十日以内に審査の決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査を請求した者に対し、ことと通知しなければならない。

6 第一項の規定による給付に関する決定に対する審査の請求は、は効の中止に関する事項は、裁判上の請求とみなす。

(審査会に関する事項の政令への委任)

第六十七条 審査会の委員並びに第三項の規定により出頭を命令された関係人及び同項の規定により診断又は検査をさせた医師の報酬及び旅費その他の審査会に因る必要な事項は、政令で定める。

第七章 会計

(事業年度)

第六十八条 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終る。

十一日に終る。

(予算及び決算)

第六十九条 組合は、毎事業年度の事業年度の五月三十一日までに予算及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従つて成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監事の意見をつけて決算完結後一月以内に組合会に出し、その議決を受けなければならぬ。

3 組合は、前項の書類を決算完了後二月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

4 組合は、前項の規定による農大臣の承認を受けたときは、遅なく、財務諸表を公告し、かつ各事務所に備えて置かなければならぬ。

（余裕金の運用）

第七十条 組合は、次の方法によ場合を除くほか、業務上の余裕を運用してはならない。

一 農業協同組合法第十一条第一号の事業を行ふ農業協同組合連合会、水産業協同組合法八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会、農中央金庫若しくは銀行への預又は郵便貯金

二 銀行又は信託会社への金銭託

三 國債、地方債その他農林省で定める有価証券の取得

四 不動産の取得

（会計等に関する事項の省令へ委任）

第七十一条 前三条に規定するものほか、余裕金の運用その他組合の会計及び財務に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第八章 監督

(監督)

第七十二条 組合は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、第四条第二項の規定による認可をし、若しくは第六十九条第一項の規定による認可若しくは同条第三項の規定による承認をし、又は第七十条第三号若しくは前条の規定により農林省令を定めるときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(監督命令)

第七十三条 農林大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるとときは、組合に対し、その業務に関する、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第七十四条 農林大臣は、必要な物件を検査させることができることを認めるときは、組合に対し、その業務及び資産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員をして組合の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、同項の規定による立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(組合の報告徴取等)

第七十五条 組合は、農林省令で定めるところにより、農林漁業団体に、その使用する組合員の異動、給与等に関する報告をさせ、又は文書を提示させることができる。組合は、農林省令で定めるところにより、組合員、任意継続組合員又はこの法律により給付を受けたことがあることができる。

(役員の就任の認可の取消)

第七十五条 農林大臣は、役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、第九条第七項において準用する第八条第四項の規定によりて定めた認可を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く命令(第七十三条の規定による農林大臣の監督上の命令を含む)又は定款に違反したとき。

2 準禁治産の宣告を受けたとき。

3 心身の故障により職務を執ることができないとき。

4 前項の規定による認可の取消があつたときは、その役員は、その職を失う。

5 第七十三条の規定による農林大臣の監督上の命令に違反したとき。

るべき者に、農林漁業団体等に対して組合の業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

2 この法律又は定款に規定する業務以外の業務を行つたとき。

3 第六十九条第四項の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公報をしたとき。

4 第七十一条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

5 第七十三条の規定による農林大臣の監督上の命令に違反したとき。

一 この法律に違反して、登記をすることを意つたとき。

2 組合設立委員は、指名の日から六十日以内に、第四条第一項各号に掲げる事項についての定款並びに当初の事業年度の収入及び支出の予算を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 農林大臣は、前項の規定により認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

4 組合設立委員は、第二項の認可を受けた日から三十日以内に、理事長となるべき者一人及び監事となるべき者二人並びに定款で定めた員数の理事となるべき者を選挙せし、農林大臣の認可を受けなければならない。

5 農林大臣は、前項の規定により認可をしたときは、直ちに、その旨を告示するものとする。

6 第三条 組合は、前条第五項の規定による告示があつたときは、昭和三十四年一月一日に成立する。

7 第二条 組合は、前項の規定により作成した定款及び予算並びに同条第四項の理事長、理事及び監事となるべき者は、組合の成立の日において、それぞれ、組合の定款及び予算並びに理事長、理事及び監事となるものとする。この場合においては、組合は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

8 第一条 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。ただし、附則第二条及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

9 第二条 農林大臣は、この法律の公布の日から三十日以内に、農林漁業団体及び農林漁業団体の役員

立委員として指名しなければならない。

2 組合設立委員は、指名の日から六十日以内に、第四条第一項各号に掲げる事項についての定款並びに当初の事業年度の収入及び支出の予算を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の理事長、理事及び監事の任期は、第九条第三項本文の規定にかかるらず、一年をこえない範囲内において定款で定める。

別表第三

障害一時金を支給すべき程度の障害の状態

番号	障 疾 の 状 態
一	一眼の視力が0・1以下に減じたもの又は両眼の視力が0・6以下に減じたもの
二	両眼のまぶたに著しい欠損又は両眼に半盲症、視野狭窄若しくは視野変状を残すもの
三	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
四	藍膜の大部分の欠損その他により一耳の聽力が耳聴に接しない場合は大声を解得しない状態にあるもの
五	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
六	せき柱に著しい運動障害を残すもの
七	藍膜の大部分の欠損その他により一耳の聽力が耳聴に接しない場合は大声を解得しない状態にあるもの
八	以上を失つたもの
九	おや指、ひとさし指又はおや指及びひとさし指以外の二指
十	おや指の用を残したもの、ひとさし指をあわせて二指の用
十一	おや指及びひとさし指以外の三指の用を残したもの
十二	一腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの
十三	一足の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの
十四	一足の長管状骨に骨折を残すもの
十五	一足の五のあしゆびの用を残したもの
十六	前各号のほか、傷病により廢疾となり、精神障害、身体障害又は神経系統に障害を残し、勤労能力に制限を有するもの
十七	一足を三センチメートル以上短縮したもの
十八	一足の第一のあしゆび又はその他の四のあしゆびを失つたもの
十九	一足の長管状骨に骨折を残すもの
二十	一足を三センチメートル以上短縮したもの
二十一	一足の第一のあしゆび又はその他の四のあしゆびを失つたもの
二十二	一足の長管状骨に骨折を残すもの
二十三	一足を三センチメートル以上短縮したもの
二十四	一足の第一のあしゆび又はその他の四のあしゆびを失つたもの
二十五	一足の五のあしゆびの用を残したもの
二十六	前各号のほか、傷病により廢疾となり、精神障害、身体障害又は神経系統に障害を残し、勤労能力に制限を有するもの

備考

一 視力測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力につき測定する。

二 指を失つたものは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三 指の用を失つたものは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指關節若しくは第一指關節（おや指にあつては、指關節）に著しい運動障害の用を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

四 あしゆびを失つたものは、第一のあしゆびは末節の半分以上を失つたもの又は第一趾關節（第一のあしゆびにあつては、趾關節）に著しい運動障害を残すものをいう。

一 視力測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力につき測定する。

二 指を失つたものは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三 指の用を失つたものは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指關節若しくは第一指關節（おや指にあつては、指關節）に著しい運動障害の用を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

四 あしゆびを失つたものは、第一のあしゆびは末節の半分以上を失つたもの又は第一趾關節（第一のあしゆびにあつては、趾關節）に著しい運動障害を残すものをいう。

〔重政唐德君登壇、拍手〕

○重政唐德君 大だいま議題となりました農林水産関係の二つの法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、農業改良助長法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十三年から施行されました農業改良助長法に基いて、國と都道府県との協同事業として農業改良普及事業が実施され、今日に至っているのであります。

ところが、最近、農業技術の進歩と農業經營の多角化とに伴い、より高度な、しかも総合的な技術指導に對する要請が高まっておりますので、かかる要請にこたえて、普及活動の連絡調整を強化し、普及指導の効率化に努めることともに、地域の特性に即し、総合した指導普及を推進することが必要であるとの趣旨によって、都道府県は条例をもつて、改良普及員の行う普及活動の連絡調整その他の普及指導に関する事務をつかさどる農業改良普及所を設置するものとするのが、この法律案が提出された理由とその内容であります。

要であるとの趣旨によって、都道府県は条例をもつて、改良普及員の行う普及活動の連絡調整その他の普及指導に関する事務をつかさどる農業改良普及所を設置するものとするのが、この法律案が提出された理由とその内容であります。

の協調、専門技術員、改良普及員及び特技普及員の業務の調整及びこれら現

在員数の当否等が問題になり、当局の方針がただされ、その善処が求められ

たのですが、これが詳細は会議録に譲ることを御了承願います。

かくして、質疑を終り、討論に入ります。柴田委員から、農業改良普及所に

対する国の補助の拡充と、その補助根拠の明確化及び改良普及員の素質、技能の向上と、他の団体の技術員の協調

を内容とする付帯決議を提案して賛成をされ、千田委員から、希望を付して

能の向上と、他の団体の技術員の協調を内容とする付帯決議を提案して賛成

が認められ、千田委員から、希望を付して

結果、全会一致をもって、前述の付帯決議とともに、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、農林漁業団体職員共済組合法案について申し上げます。

この法律案は、農業協同組合法その他の八つの特別な法律によつて設立され

ている農林漁業関係の法人、すなわち農林漁業団体の役職員の相互扶助事業を行ひ、その福利厚生をはかり、農林漁業団体の事業の円滑な運営に資するため、年金制度を中心とする農林漁業

団体職員共済組合なる法人を設けよう

とするものであります。そのおもな点は、概略次のようであります。

すなわち第一は、組合の機構でありまして、組合には、議決機関として組合

会を、また、役員として理事長一人、理事若干名、監事二名を置くことと

し、関係団体から給与を受ける常勤の役員はすべて組合員となり、関係団

会は給付を行ひ、また、組合員の福利

人と算定されております。

次は、組合の事業でありまして、組合は耕作組合が法人化された場合、こ

れらの団体の取扱い、団体の掛金等の負担と負担を困難とする不振団体の対

厚生事業を行なうことができるこ

なつており、給付は、退職給付、障害

給付及び遺族給付の三通りとし、退職

給付は退職年金と障害一時金、遺族給付

は遺族年金と遺族一時金と年金者遺族

は一時金とあります。しかし、いわ

ゆる短期給付は行わないことになつて

おります。

次は、掛金でありまして、この掛

金率は、組合員の標準給与月額の千分の

七十八を予定し、組合員との組合員

を使用する団体とが折半して負担する

ことになつております。次は、国の補

助であります。毎年度予算の範囲内において、給付に要する費用の

百分の十五と組合の事務費の全額とを

補助することになつております。

以上のほか、審査会、会計、監督、

組合の設立及び厚生年金保険との関係

等について必要な規定が設けられ、施

行期日は、昭和三十四年一月一日から

となつております。

委員会におきましては、まず、政府

当局から諸般の説明を聞き、統一して農

家の偏在とその普遍化、農業改良普及

所に要する経費及びこれに対する国

補助並びにその補助根拠、普及地区の適正化、改良普及員の任務と行政事務

の負担、改良普及員と農協等の団体の

技術員との協調、特技普及員の任用方針、改良普及員の町村駐在制と地

区担当制との是非、技術指導と經營

指導との調和、農業指導機関と普及事業と

策、これに関連し、事務の簡素化、転職の場合の通算關係、加入予定役員、職員、特に加入の強制と団体の実態との關係、共済組合の福祉事業と財團法人全国農業協同組合役員共済会の行う國民年金制度に関連する問題について、厚生大臣の出席を求めて、その見解がただされたのであります。これらの詳細は、會議録によることを御了承願います。

かくして質疑を終り、討論に入り、藤野委員から、後に鈴木委員によつて提案されるような付帯決議を行うことから、農山漁民に対する社会保障制度及び福祉厚生施設の確立拡充と、この法律案による制度の改善普及に対しても、政府の善処を求める内容とする付帯決議とともに、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、右の二つの付帯決議に対し、瀬戸山農林政務決官から、政府を代表して、「いずれもその趣旨を尊重して善処したい」旨を述べられましたことを申し添えて、報告を終ります。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もな

ます。農業改良助長法の一部を改正する法律案全部を問題に供めます。

本案に賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 日程第八、企業合理化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

〔審査報告書は都合により追録に

ます、委員長の報告を求めます。商

工委員長近藤信一君。」

〔掲載〕

企業合理化促進法の一部を改正す

る法律案

右の内閣提出案は本案においてこれ

を可決した。

昭和三十三年三月十四日

参議院議長松野鶴平殿

参議院議長益谷秀次

〔近藤信一君登壇、拍手〕

この法律は、昭和三十三年四月一

日から施行する。

○近藤信一君(登壇、拍手)

〔近藤信一君登壇、拍手〕

この法律は、昭和三十三年四月一

日から施行する。

〔近藤信一君登壇、拍手〕

この法律は、昭和三十三年四月一

昭和二十二年三月三十一日 参議院会議録第十八号 地すべり等防止法案

いで、豊田委員提出の付帯決議案も、同じく全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した次第であります。右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたし、本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(寺尾豊君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第九、地すべり等防止法案(内閣提出、衆議院交付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。建設委員会理事石井桂君。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

地すべり等防止法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十七日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

地すべり等防止法案

第三章 地すべり防止区域に関する費用(第二十七条第一項)
第四章 ばた山崩壞防止区域に関する管理等(第四十一条)
第五章 雜則(第四十六条第一項)
第六章 則則(第五十二条第一項)
第十一条 第五十五条 第五条 第四十五条

(目的) 第一章 総則

第一条 この法律は、地すべり及びばた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びばた山の崩壊を防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「地すべり」とは、土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴つて移動する現象をいう。

2 この法律において「ばた山」とは、石炭又は亜炭に係る捨石が集積されてできた山であつて、この法律の施行の際現に存するものをいい、鉄山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第四条又は第二十条の規定により鉄業権者又は鉄業権者とみなされる者が必要な措置を講すべきものを除くものとする。

3 この法律において「地すべり防止施設」とは、次条の規定により指定される地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設をいう。

4 この法律において「地すべり防止工事」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他次条の規定により指定される地すべり防止区域内における地すべりを防止するための工事をいう。(地すべり防止区域の指定)

第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、ばた山の存する区域であつて、公共の利害に密接な関連を有するものをばた山崩壞防止区域として指定することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「当該地すべり防止区域」とあるのは「当該ばた山崩壞防止区域」と、同条第四項中「地すべり防止区域」とあるのは「ばた山崩壞防止区域」と読み替えるものとする。(調査)

第五条 第三条第一項の指定は、必要に応じ、当該地すべり地域に関する地形、地質、降水、地表水若しくは地下水又は土地の滑動状況に関する現地調査をして行うものとする。(調査のための立入)

第六条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他の人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用を告示するとともに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。これを廢止するときも、同様とする。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときには、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又はかかる土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 地すべり防止区域の指定又は廢止は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

5 第一項の規定により宅地又はかかる土地に閉まれた土地に立ち入りようとするときは、立入の際あ

4 この法律において「地すべり防止区域」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他次条の規定により指定される地すべり防止区域内における地すべりを防止するための工事をいう。

4 この法律において「地すべり防止区域」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他次条の規定により指定される地すべり防止区域内における地すべりを防止するための工事をいう。

4 第一項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項の規定により特別の用途のない他の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

6 第一項の規定により特種の用途のない他の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 国は、第一項の規定による立入又は一時使用を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者が協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合には、国は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定

目次

第一章 総則(第一条第一項)

第二章 地すべり防止区域に関する管理(第七条第一項)

六条)

六条)

による裁決を申請することができ
る。

11 第五項の規定による証明書の様式その他証明書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第二章 地すべり防止区域に関する管理

(地すべり防止区域の管理)

第七条 地すべり防止工事の施行その他の地すべり防止区域の管理は、当該地すべり防止区域内の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。

(標識の設置)

第八条 都道府県知事は、第三条第一項の規定による地すべり防止区域の指定を受けたときは、

主務省令で定めるところにより、その地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

(地すべり防止工事基本計画)

第九条 都道府県知事は、第三条第一項の規定による地すべり防止区域の指定を受けたときは、

主務省令で定めるところにより、

関係市町村(特別区を含む。以下

同じ。)の長の意見をきいて、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これを主務大臣に提出するものとする。これを変更するときも、同様とする。

(主務大臣の直轄工事)

第十一条 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止工事が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、都道府県知事に代つて自

ら当該地すべり防止工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

一 地すべり防止工事の規模が著しく大であるとき。

二 地すべり防止工事が高度の技術を必要とするとき。

三 地すべり防止工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。

四 地すべり防止工事が都道府県の区域の境界に係るとき。

2 主務大臣は、前項の規定により地すべり防止工事を実行する場合においては、政令で定めるところにより、都道府県知事に代つてその権限を行ふものとする。

3 主務大臣は、第一項の規定により地すべり防止工事を実行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

(主務大臣又は都道府県知事以外の者の施工する工事)

第九条 都道府県知事は、第三条第一項の規定による地すべり防止区域の指定を受けたときは、

主務省令で定めるところにより、

関係市町村(特別区を含む。以下

同じ。)の長の意見をきいて、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これを主務大臣に提出するものとする。これを変更するときも、同様とする。

(主務大臣の直轄工事)

第十一条 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止工事が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、都道府県知事に代つて自

に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。

(築造等の基準)

第十二条 地すべり防止施設の種類、配置、構造及び規模並びに水流の付替、地すべり地塊の除去そ

の他地すべりの防止のための工事は、当該地すべり防止区域における地すべりの原因、機構及び規模に応じて、有効かつ適切なものとしなければならない。

2 地すべり防止施設は、次の各号に定めるところにより築造しなければならない。

1 排水施設は、次に掲げるところにより、地すべりの原因となるべき地表水及び地下水をすみやかに地すべり防止区域から排除することができるものとすること。

イ 地表水の排除については、

明渠、管渠、暗渠、導水管又は排水トンネルを用いること。

ロ 地下水の排除については、

暗渠、ボーリング排水孔、排水

止水壁、明渠、管渠又は導水管を用いること。

二 摺壁、くい及び土留は、地すべり力に対して安全な構造のも

のであること。

三 ダム、床固、護岸、導流堤及び水制は、特に地すべりの規模及び流水による浸食の防止に適合するものであること。

(兼用工作物の工事の施行)

第十三条 都道府県知事は、その管

(明治三十年法律第二十九号)第一
条に規定する砂防設備、森林法
(昭和二十六年法律第二百四十九
号)第四十一条第二項に規定する
保安施設事業に係る施設、かんが
い排水施設その他の施設又は工作
物(以下これらを「他の工作物」と
総称する)の効用を兼ねるとき
は、当該他の工作物の管理者との
協議により、その者に当該地すべ
り防止施設に関する工事を施行さ
せ、又は当該地すべり防止施設を
維持させることができる。

(工事原因者の工事の施行)

第十四条 都道府県知事は、その施
行する地すべり防止工事以外の工
事(以下「他の工事」という。)又は
地すべり防止工事の必要を生じさせ
た行為(以下「他の行為」とい
う。)により自ら施行する必要を生
じた地すべり防止工事を当該他の工
事の施工者又は他の行為者に施
行させることができること。

2 前項の場合において、他の工事
が河川(河川法(明治二十九年法
律第七十二号)第一条に規定する
河川、同法第四条に規定する河川
の支川若しくは派川又は同法第五
条の規定によつて同法が準用され
る水流、水面若しくは河川をい
う。以下同じ。)に関する工事又は
道路(道路法(昭和二十七年法律第
百八十九号)による道路をい
う。以下同じ。)に関する工事であるとき
は、当該地すべり防止工事につ
いては、河川法第十一條第二項又は
道路法第二十三條第一項の規定を
適用する。

(附帯工事の施行)

第十五条 都道府県知事は、地すべ
り防止工事により必要を生じた他
の工事又は地すべり防止工事を施
行するため必要を生じた他の工事
を当該地すべり防止工事とあわせ
て施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事
が河川に関する工事、道路に関する
工事又は砂防工事(砂防法によ
る砂防工事をいう。以下同じ。)で
あるときは、当該他の工事の施工
については、河川法第十一條第一
項、道路法第二十二條第一項又は
砂防法第八条の規定を適用する。

(土地の立入等)

第十六条 都道府県知事又はその命
を受けた吏員若しくはその委任を
受けた者は、地すべり防止区域に
関する調査若しくは測量又は地すべ
り防止工事のためやむを得ない
必要があるときは、他人の占有す
る土地に立ち入り、又は特別の用
途のない他人の土地を材料置場若
しくは作業場として一時使用する
ことができる。

2 第六条第二項から第十一項まで
の規定は、前項の規定により他人
の占有する土地に立ち入り、又は
他人の土地を一時使用する場合に
ついて準用する。この場合におい
て、同条第八項から第十項まで中
「国」とあるのは、「都道府県知事
の統括する都道府県」と読み替え
るものとする。

(地すべり防止工事に伴う損失補
償)

第十七条 土地収用法第九十三條第
一項の規定による場合を除き、都

道府県知事が地すべり防止工事を施行したことにより、当該地すべり防止工事を施行した土地に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、当該都道府県知事の統括する都道府県は、これらの工事をすることを必要とする者（以下この条において「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、当該都道府県知事の統括する都道府県又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、当該都道府県知事が当該工事を施行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、当該地すべり防止工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による協議が成立については、当該都道府県事務所と損失を受けた者が協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合には、当該都道府県事務所は、政令で定めるところにより、取用委員会に土地収失を受けた者は、政令で定めることにより、取用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（行為の制限）

第十八条 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為を許可することができない。

第一号 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行

為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）

二 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）

三 のり切又は切土で政令で定めるもの

四 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良

五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

（監督処分及び損失補償）

第二十一条 都道府県知事は、前項の許可（同法第四十四条において準用する場合を含む。）又は砂防法第四条（同法第三条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為に付けては、第十八条第一項の許可を受けることを要しない。

2 国又は地方公共団体が第十八条第一項各号に規定する行為をしては、當該許可に係る行為に付けては、第十八条第一項の許可を受けることを要しない。

3 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可の条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生すべき地すべりを防止するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。

5 第二十二条 都道府県知事は、都道府県の統括する都道府県は、第三項の規定による補償の原因となつた損失が、第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

（第二十三条 都道府県知事は、都道府県の統括する都道府県は、第三項の規定による補償の原因となつた損失が、第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の統括する都道府県は、第三項の規定による補償の原因となつた損失が、第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

3 第二十三条第一項の規定により工事が施行されたとき。

4 第二十三条第一項の承認に附した条件に違反して工事が施行されたとき。

5 第二十三条第一項の規定により工事が施行されたとき。

（第二十四条 都道府県知事は、都道府県の統括する都道府県は、第三項の規定による補償の原因となつた損失が、第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の統括する都道府県は、第三項の規定による補償の原因となつた損失が、第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

3 第二十三条第一項の規定により工事が施行されたとき。

4 第二十三条第一項の承認に附した条件に違反して工事が施行されたとき。

5 第二十三条第一項の規定により工事が施行されたとき。

昭和三十三年三月三十一日 参議院会議録第十八号 地すべり等防止法案

合しなくなり、かつ、地すべりの防止上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。

3 都道府県知事の統括する都道府

県は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4 第六条第九項及び第十項の規定

は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第九項及び第十項中「國」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

5 前三項の規定は、國又は地方政府

(関連事業計画)

第二十四条 都道府県知事は、地すべりによる被害を除却し、又は軽減するため必要があると認めるときは、地すべり防止工事基本計画

を勘案して、主務省令で定めることにより、次の各号に掲げる事項を記載した計画(以下「関連事業計画」という。)の概要を作成し、

都道府県知事は、地すべり防止工事の施設について、適用しない。

(関連事業計画)

第二十五条 都道府県知事は、その

承認を得たときは、市町村長

は、主務省令で定めるところによ

り、その内容を公表しなければな

らない。

4 前項の規定により関連事業計画の承認を得たときは、市町村長は、主務省令で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

3 前項の規定により関連事業計画を作成したときは、市町村長は、都道府県知事の承認を得なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 前項の規定により関連事業計画を作成したときは、市町村長は、都道府県知事の承認を得なければならない。これを変更したときも同様とする。

1 前項の規定により関連事業計画の承認を得たときは、市町村長は、主務省令で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

3 前項の規定により関連事業計画を作成したときは、市町村長は、都道府県知事の承認を得なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 前項の規定により関連事業計画を作成したときは、市町村長は、都道府県知事の承認を得なければならない。これを変更したときも同様とする。

1 前項の規定により関連事業計画の承認を得たときは、市町村長は、主務省令で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

2 前項の規定により関連事業計画を作成したときは、市町村長は、都道府県知事の承認を得なければならない。これを変更したときも同様とする。

1 前項の規定により関連事業計画の承認を得たときは、市町村長は、主務省令で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

3 前二項の場合において、当該地

べり防止区域台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 都道府県知事は、地すべり防止

区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

3 第三章 地すべり防止区域に係

る事項について利害関係を有する者又はこれらの者の組織する団体の意見をきかなければならない。

4 第二十七条 地すべり防止工事の施

行及び標識の設置その他地すべり

防止区域の管理に要する費用は、

この法律及び他の法律に特別の規

定がある場合を除き、当該地すべり

防止区域を管理する都道府県知

事の統括する都道府県の負担とす

る。

(主務大臣の直轄工事に要する費

用の負担)

第二十七条 第十条第一項の規定に

よる主務大臣が施行する地すべり

防止工事で、溪流(山間部における

その直下流を含む。以下同じ。)

において主務大臣が施行するもの及びこれと一

体となつて直接溪流に土砂を排出

することを防止するために施行す

るものに要する費用の三分の二を

負担する。

2 国は、政令で定めるところによ

る地すべり防止工事で、溪流に

おいて施行するもの及びこれと一

体となつて直接溪流に土砂を排出

することを防止するために施行す

るものに要する費用の三分の二を

負担する。

3 第二十九条 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事の施行する地すべり防止工事で、溪流に

おいて施行するもの及びこれと一

体となつて直接溪流に土砂を排出

することを防止するために施行す

るものに要する費用の三分の二を

負担する。

4 第三十一条 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事の施行する地すべり防止工事で、溪流に

おいて施行するもの及びこれと一

体となつて直接溪流に土砂を排出

することを防止するために施行す

るものに要する費用の三分の二を

負担する。

(負担金の納付)

第三十二条 主務大臣が地すべり防

止工事を施行する場合において

は、まず全額国費をもつてこれを

施工した後、当該地すべり防止区

域を管理する都道府県知事の統括

する都道府県又は負担金を分担す

べき他の都道府県は、政令で定める

ところにより、第二十八条第一項

又は第二項の規定に基づく負担金を

国庫に納付しなければならない。

(兼用工作物の費用)

第三十三条 都道府県知事の管理す

る地すべり防止施設が他の工作物

の効用を兼ねるときは、当該地すべり

防止施設の管理に要する費用の負担については、当該都道府県

知事と当該他の工作物の管理者と

が協議して定めるものとする。

一 家屋その他の施設若しくは工作物に代る家屋その他の施設若しくは工作物の移転若しくは工作物の建設に関すること。

二 農地の整備又は保全に関すること。

第二十六条 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳

の開示の請求に応じて閲覧する

べき防止区域を定めた場合は、

その範囲を示す。

受ける限度において、当該都道府県の統括する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができること。

(市町村の分担金)

3 前二項の場合において、当該地

べり防止区域台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 都道府県知事は、地すべり防止

区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

3 第三章 地すべり防止区域に係

る事項について利害関係を有する者又はこれらの者の組織する団体の意見をきかなければならない。

4 第二十七条 地すべり防止工事の施

行及び標識の設置その他地すべり

防止区域の管理に要する費用は、

この法律及び他の法律に特別の規

定がある場合を除き、当該地すべり

防止区域を管理する都道府県知

事の統括する都道府県の負担とす

る。

(主務大臣の直轄工事に要する費

用の負担)

2 第十条第一項の規定により主務

大臣が施行する地すべり防止工事

で、前項に規定するもの以外のもの

に対する費用は、国及び都道府県

がそれぞれその二分の一を負担す

2 第十一条 第十条第一項の規定に

よる主務大臣が施行する地すべり

防止工事で、溪流(山間部における

その直下流を含む。以下同じ。)

において主務大臣が施行するもの及びこれと一

体となつて直接溪流に土砂を排出

することを防止するために施行す

るものに要する費用の三分の二を

負担する。

2 国は、政令で定めるところによ

る地すべり防止工事で、溪流に

おいて施行するもの及びこれと一

体となつて直接溪流に土砂を排出

することを防止するために施行す

るものに要する費用の三分の二を

負担する。

2 第二十九条 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事の施行する地すべり防

止工事を施行する場合において

は、まず全額国費をもつてこれを

施工した後、当該地すべり防止区

域を管理する都道府県知事の統括

する都道府県又は負担金を分担す

べき他の都道府県は、政令で定める

ところにより、第二十八条第一項

又は第二項の規定に基づく負担金を

国庫に納付しなければならない。

（兼用工作物の費用）

第三十三条 都道府県知事の管理す

る地すべり防止施設が他の工作物

の効用を兼ねるときは、当該地すべり

防止施設の管理に要する費用の負担については、当該都道府県

知事と当該他の工作物の管理者と

が協議して定めるものとする。

第一項」と読み替えるものとする。
2 前項後段に規定するものは、
か、同項の準用に関する必要な技術
的読替は、政令で定める。

第五章 雜則

(関連事業計画に基く事業を実施
した者に対する補助)

第四十六条 国は、都道府県が第
二十四条第一項第二号から第四号
(同号中同項第一号に該当する事
項を除く。)までに掲げる事業を実
施した市町村その他政令で定める
者に対しその事業に要する費用を
補助した場合には、当該都
道府県に対し、予算の範囲内にお
いて、政令で定めるところにより、
当該事業に要する費用の二分の一
以内に補助することができる。

(家屋の移転者等に対する住宅金
融公庫の資金の貸付)

第四十七条 第二十四条第三項の規
定により都道府県知事の承認を得
た関連事業計画に基き住宅部分を
有する家屋を移転し、又は除却す
る場合において、当該家屋の移転
又は除却の際当該家屋を所有し、
若しくは賃借し、又は当該家屋に
居住している者が、自ら居住し、
又は他人に貸すために、当該関連
事業計画の公示の日から二年以内
に、当該家屋を移転し、若しくは
当該家屋を除却してこれに代るべ
き家屋を建設し、又は当該家屋の
移転若しくは当該家屋に代るべき
家屋の建設に附隨して土地若し
くは借地権を取得しよるとする
ときは、住宅金融公庫法(昭和二
十五年法律第百五十六号)の定め
るところにより、住宅金融公庫か

ら、当該家屋の移転若しくは当該
家屋に代るべき家屋の建設又は當
該家屋の移転若しくは当該家屋に
代るべき家屋の建設に附隨する土
地若しくは借地権の取得に必要な
資金の貸付を受けることができる。
(漁港管理者又は港湾管理者の長
に対する協議)

第四十八条 主務大臣又は都道府県
知事は、漁港法(昭和二十五年法律
第百三十七条)第二条の規定による
漁港の区域(水域を除く。)内にお
いて地すべり防止工事を施行しよう
とするときは、あらかじめ漁港管理
者の長に協議しなければならない。

主務大臣又は都道府県知事は、
港湾法(昭和二十五年法律第二百
一十八条)第三十七条第一項の規定
による漁港隣接地域内において地
すべり防止工事(同項各号に規定
する行為に該当するものを除く。)
を施行しようとするときは、あら
かじめ港湾管理者の長に協議しな
ければならない。

(報告の徴収)

第四十九条 主務大臣は、この法律の
施行に關し必要があると認めるとき
は、都道府県知事に対し報告又は
資料の提出を求めることができる。
(訴願及び裁定)

第五十条 次に掲げる処分について
不服のある者は、処分のあつた日
から三十日以内に主務大臣に訴願
をすることができる。ただし、第一
二項の規定により土地調整委員会
の裁定を申請することができる。

第五十一条 地すべり防止区域又は
山崩防止区域の指定は、関係主務大
臣が相互に協議してしなければな
らない。

第六章 刑則

(主務大臣)

第五十二条 第十八条第一項又は第
四十二条第一項の規定に違反した
者は、一年以下の懲役又は十万円
以下の罰金に処する。

(附則)

第一条 この法律の施行の際現に地
すべり防止工事施行中の地域の存
する地すべり地域について、第五
十一条第一項の規定により主務大
臣たるべき者と現に当該工事の管
理を所掌する主務大臣とが異なる
ときは、同項の規定にかかるわ
ず、当該工事の完了するまでは、
現に当該工事の管理を所掌する主
務大臣を当該地すべり地域につい
ての主務大臣とする。

(費用負担の特例)

第三条 第二十八条の規定の昭和三
十三年度における適用について
は、同条第一項中「三分の二」とあ
るのは「四分の三」と、「三分の二」
とあるのは「四分の一」とし、同条

第一項において準用する場合を
含む。の規定による工事の施行
命令

三 第十八条第一項の許可

二項(第四十五条第一項若しくは第
二項(第四十五条第一項におい
て準用する場合を含む。)の規定に
による処分又はこれらの規定に
による必要な措置の命令

五 第二十三条第一項又は第二項
の規定による必要な措置の命令
六 第三十四条第一項、第三十五
条第一項若しくは第三項又は第
三十六条第一項(第四十五条第
二項において準用する場合を含
む。)の規定による負担の決定
前項第一号から第五号までに掲
げる処分について不服のある者

は、その不服の理由が鉱業、採石
業又は砂利採取業との調整に關す
るものであるときは、その処分に
つき土地調整委員会の裁定を申請
することができる。

二 地すべり防止区域又はばた山崩
防止区域の指定は、関係主務大
臣が相互に協議してしなければな
らない。

第六章 刑則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十三年
四月一日から施行する。

二 地すべり防止区域又はばた山崩
防止区域の指定は、関係主務大
臣が相互に協議してしなければな
らない。

土地を含む。の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、農
地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号)第二条第
二項に規定する土地改良事業
が施行されている地域又は同
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 前二号に該当しない地すべり 地域又はばた山のうち、農 地改良法(昭和二十四年 法律第百九十五号)第二条第 二項に規定する土地改良事業 が施行されている地域又は同 地域又はばた山に關しては、 農林大臣

法の規定により土地改良事業
計画の決定されている地域
(これらの地域に準すべき地
域を含む。)の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 土地を含む。の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、農
地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号)第二条第
二項に規定する土地改良事業
が施行されている地域又は同
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 土地を含む。の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、農
地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号)第二条第
二項に規定する土地改良事業
が施行されている地域又は同
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 土地を含む。の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、農
地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号)第二条第
二項に規定する土地改良事業
が施行されている地域又は同
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 土地を含む。の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、農
地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号)第二条第
二項に規定する土地改良事業
が施行されている地域又は同
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 土地を含む。の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、農
地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号)第二条第
二項に規定する土地改良事業
が施行されている地域又は同
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 土地を含む。の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、農
地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号)第二条第
二項に規定する土地改良事業
が施行されている地域又は同
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 土地を含む。の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、農
地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号)第二条第
二項に規定する土地改良事業
が施行されている地域又は同
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 土地を含む。の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、農
地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号)第二条第
二項に規定する土地改良事業
が施行されている地域又は同
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 土地を含む。の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、農
地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号)第二条第
二項に規定する土地改良事業
が施行されている地域又は同
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 土地を含む。の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、農
地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号)第二条第
二項に規定する土地改良事業
が施行されている地域又は同
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 土地を含む。の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、農
地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号)第二条第
二項に規定する土地改良事業
が施行されている地域又は同
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 土地を含む。の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、農
地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号)第二条第
二項に規定する土地改良事業
が施行されている地域又は同
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 土地を含む。の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、農
地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号)第二条第
二項に規定する土地改良事業
が施行されている地域又は同
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 土地を含む。の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、農
地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号)第二条第
二項に規定する土地改良事業
が施行されている地域又は同
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 土地を含む。の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、農
地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号)第二条第
二項に規定する土地改良事業
が施行されている地域又は同
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 土地を含む。の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、農
地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号)第二条第
二項に規定する土地改良事業
が施行されている地域又は同
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 土地を含む。の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、農
地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号)第二条第
二項に規定する土地改良事業
が施行されている地域又は同
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 土地を含む。の存する地すべり
地域又はばた山に關しては、農
地改良法(昭和二十四年
法律第百九十五号)第二条第
二項に規定する土地改良事業
が施行されている地域又は同
地域又はばた山に關しては、
農林大臣

三 第二十二条第一項の規定によ
る立入検査を拒み、妨げ、又は
忌避した者

第五十四条 第八条(第四十五条第 二項)の規定による工事の施行 命令

二項(第四十五条第一項におい
て準用する場合を含む。)の規定に
による処分又はこれらの規定に
による必要な措置の命令

二 地すべり防止工事(同項各号に規定
する行為に該当するものを除く。)
を施行しようとするときは、あら
かじめ港湾管理者の長に協議しな
ければならない。

における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。また、議院法制局法等の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本法律案の内容は、最近における立法事務の増加に応じまして、各議院の機構を整備し、機能の増進をはかりますため、新たに各法制局に次長制を設けようとするものであります。すなはち、法制局長のもとに法制次長を置くことを定め、これに伴いまして、国会職員法の一部を改正して、法制次長の任命資格を定め、かつ、国会職員考査委員会の委員に当該次長を加えようとするものであります。

本委員会におきましては、慎重審議いたしました結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、裁判官彈劾法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本法律案の内容は、近時ににおける事件数の増加及び事案の複雑化等に対処するため、裁判官訴追委員会及び裁判官彈劾裁判所の各事務局に置かれている参事、主事を一人ずつ増加し、各四人と改めようとすることあります。なお、本措置は、現職員の振りかえにより行われるものであります。実質的な増員ではありません。

本委員会におきましては、慎重審議いたしました結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よって両案は、全会一致をもつて可決せられました。

暫時休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後五時五十分開議

午後零時五分休憩

以上、三案を一括して議題とするこ
とに御異議ございませんか。」

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認め
ます。委員長の報告を求めます。建設委員長竹下豊次君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

二 五箇年間に行うべき道路の整
備の目標

建設大臣は、第一項の規定によ
り道路整備五箇年計画の案を作成
しようとするときは、当該案のうち
高速自動車国道に係る部分につ
いてはあらかじめ運輸大臣に協
議しなければならない。

建設大臣は、第一項の規定によ
る閣議の決定があつたときは、遅
滞なく、道路整備五箇年計画を都
道府県知事に通知しなければなら
ない。

前四項の規定は、道路整備五箇
年計画を変更しようとする場合に
準用する。

〔道路整備費の財源〕

第三条 政府は、昭和三十三年度以
降五箇年間は、毎年度、次の各号
に掲げる額の合算額(当該年度の
前年度の揮発油税の収入額の予
算額が同年度の揮発油税の収入額
の決算額をこえるときは、第一号
及び第二号に掲げる額の合算額か
ら当該こえる額を控除した額)に
相当する金額を道路整備五箇年計
画の実施に要する国が支弁する經
費(以下「道路整備費」という)の
財源に充てなければならない。

当該年度の前年度の揮発油
税の収入額の予算額が同年度の
揮發油税の収入額に足りないとき
は、当該年度の揮發油税の収入額
の額は、道路法第五十条第一項若
しくは第二項若しくは第五十一条
又は道路の修繕に関する法律第二
条第三項ただし書の規定にかかる
らず、これらの規定により負担す
べき負担金の額及び当該負担金に
係る政令で定める利息があるとき

揮發油税の収入額の決算額に不
足するときは、当該不足額

三 当該年度の前年度に納付さ
れた道路法第五十条第一項若し
くは第二項若しくは第五十一条

又は道路の修繕に関する法律
二号)第二条第三項ただし書の
規定による地方公共団体の負担
金で昭和三十年度から昭和三十
年までの國の直轄の事業に
係るもの(当該負担金が地方
公共団体の負担金の納付の特例
に関する法律(昭和二十九年法
律百十一号)第一項の規定に
より地方債の証券をもつて納付
された場合においては、当該年
度の前年度に支払われた当該
地方債に係る償還金(利子に相
当する部分を除く)の額)

二 政府は、前項に定めるものは
か、道路整備五箇年計画を実施す
るため、財政の許す範囲内におい
て、同項の道路整備費の財源につ
き必要な措置を講ずるものとす
る。

(地方公共団体の負担金の額の特
例)

第四条 道路整備五箇年計画に基
づき、直轄で行う一級国道又は二級
国道の整備に要する費用について
地方公共団体が負担すべき負担金
の額は、道路法第五十条第一項若
しくは第二項若しくは第五十一条
又は道路の修繕に関する法律第二
条第三項ただし書の規定にかかる
らず、これらの規定により負担す
べき負担金の額及び当該負担金に
係る政令で定める利息があるとき

第一條 この法律は、道路(道路法
(昭和二十七年法律第八百八十号)
による道路をいう。以下同じ。)を緊
急に整備することにより、自動車
交通の安全の保持とその能率の增
進とを図り、もつて經濟基盤の強
化に寄与することを目的とする。
(道路整備五箇年計画)

第二条 建設大臣は、昭和三十三年
度以降五箇年間における高速自動
車国道、一般国道及び二級国道並
びに政令で定める都道府県道その
他の道路の新設、改築、維持及び
修繕(以下「道路の整備」という。)
に關する計画(以下「道路整備五箇
年計画」という。)の案を作成して
追加して、道路整備緊急措置法案
道路法の一部を改正する法律案
昭和三十三年度一般会計予算、昭和
三十三年度特別会計予算及び昭和三
年政府関係機関予算可決報告書

日本道路公团法の一部を改正する法
律案可決報告書

国立学校設置法の一部を改正する法
律案可決報告書

道路整備緊急措置法案可決報告書

日本道路公团法の一部を改正する法
律案可決報告書

昭和三十三年度一般会計予算、昭和
三十三年度特別会計予算及び昭和三
年計画

日本道路公团法の一部を改正する法
律案(いすれも内閣提出、衆議院送付)

はその利息の額を合算した額とする。
(国の負担金の割合の特例等)
第五条 昭和三十三年度における地方公共団体に対する道路の舗装その他他の改築又は修繕に関する国との負担金の割合又は補助金の率については、道路法(第八十八条を除く)及び道路の修繕に関する法律の規定にかかるわらず、改築については四分の三、修繕については二分の一の範囲内で、政令で特別の規定をすることができる。

第二項の國の負担金の割合又は補助金の率については、別に法律で定めることによる。

附 則

- この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- 道路整備費の財源等に関する臨時措置法(昭和二十八年法律第七十三条)以下「旧法」という。)は、廃止する。
- 昭和三十三年度における道路整備費の財源等に関する臨時措置法(昭和二十八年法律第七十三条)以下「旧法」という。)は、廃止する。
- 昭和三十三年度においては、旧法第三条備費の財源について、当該不足額又は同項第三号に規定する昭和三十一年度までに納付された地方債に係る償還金の額を、それだけ第三条第一号に規定する当該不足額又は同条第二号に規定する当該年度の前前年度に納付された地方公共団体の負担金若しくは当該年度の前前年度に支払われた方公共団体の負担金若しくは當該年度に係る償還金の額とみなす。

4 奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「道路整備費の財源等に関する臨時措置法(昭和三十三年法律第七十三条)」に、「ほ袋その他」の改築及び修繕」を「整備」に改める。
5 日本道路公团法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。
附則第十二条を次のように改め
第十二条 削除
6 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のようにより改正する。
第四条の見出しを「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画等」に改め、同条第一項中「毎五年を各一期として、当該期間中の」を「六箇年間における」に改め、「道路に関する」の下に「積雪寒冷特別地域道路交通確保六箇年計画等」に改め、同条第二項中「毎五年を各一期として、当該期間中の同条の規定により指定された道路に関する」を加え、「道路交通五箇年を各一期として、当該期間中の同条の規定により指定された道路に関する」を加え、「道路交通五箇年計画等」に改め、同条

第七条中「道路交通確保五箇年計画」を「道路交通確保五箇年計画等」に、「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画等」に改め、「前条」を「審査報告書は都合により追録に掲載する。」
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年三月十四日
参議院議長 松野鶴平殿
衆議院議長 益谷秀次

第七条 第五項及び第六項前段の規定により協議が成立しない場合について準用する。
5 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が九十七号)第二条第二項に規定する災害復旧事業(以下「災害復旧」という。)その他の部分については都道府県知事がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。
2 建設大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の一級国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指定市を統轄する都道府県知事又は指定市を統轄する都道府県知事又は指定市長に行わせることができる。
3 建設大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適當であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県知事に代つて自ら指定区間外の一級国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、建設大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。
4 第一項の規定により都道府県知事が適当であると認められるものにその工事を施行することについて、その工事に係る路線の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うとする一級国道の修繕又は災害復旧に関する工事が都道府県知事が行うものに改め、「第十二条」の下に、「第十二条の二第一項」を加える。

第十八条第一項中「第十二条」を「第十二条、第十二条の二第一項若しくは第三項又は第十三条」に、「一級国道又は二級国道にあつては」を「指定区間内の一級国道にあつては」に改め、「第十二条の二第一項」を「第十二条、第十二条の二第一項若しくは第三項又は第十三条」に改め、同項及び第三項中「都道府県又は」を「関係建設者地方建設局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは」に改める。

第十九条第一項中「関係道路管理」の下に「(建設大臣である道路管理者を除く。以下本条及び第五十四条中同じ。)」を加え、「第十四条」を「第二十条第一項中「第十四条」を「第二十二条の二第一項及び第三項並びに第十四条」に改める。

第二十条第一項中「第十四条」を

「第二十二条の二第一項及び第三項並びに第十四条」に改める。

第二十二条の二第一項及び第三項並びに第十四条に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中

「第二項」を「第二項の規定による建設大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第三項」に、「又は」を「若しくは」に

改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定による協議が成立しない場合においては」を「第一項の規定により協議する場合において、建設大臣以外の道路管理者との協議が成立しない場合においては」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により協議する場合において、建設大臣である道路管

理者と他の工作物の管理者との協

議が成立しないときは、建設大臣

又は地方鉄道業者との協議が成

立しない場合には、建設大臣は、

運輸大臣とあらためて協議するこ

とができる。

第二十四条中「第十二条」の下に

「、第十二条の二第三項」を加える。

第二十七条第一項中「第十二条の規

定により一般国道の新設若しくは

改築を行う場合」を「第十二条の規定により一般国道(指定区間内の一般国道を除く。)」の新設若しくは改築を行ふ場合、第十二条の二第三項の規定により一般国道の新設若しくは

改築を行う場合」に改める。

2 前項の規定により協議する場合

において、建設大臣と日本国有鐵

道業者との協議が成立しない

ときは「、申請することができる

ものとし、建設大臣と日本国有鐵

道業者との協議が成立しないとき

は、当該他の工作物に関する主務

大臣とあらためて協議することが

できる。

第二十四条中「第十二条」の下に

「、第十二条の二第三項」を加える。

第二十七条第一項中「第十二条の規

定により一般国道の新設若しくは

改築を行う場合」を「第十二条の規定により一般国道の新設若しくは

改築を行う場合」に改める。

2 前項の規定により協議する場合

において、建設大臣と日本国有鐵

道業者との協議が成

立により一般国道又は二級国道又

は二級国道にあつては、」を「指定区間内の一級国道にあつては、」に

他の一級国道又は二級国道にあ

つては」に、「第六条第一項」を「第六条に改め、同条第二項中「道路管

理者」を「指定区間内の一級国道に係

るものにあつては政令で、その他の

道路に係るものにあつては道路管理

者」に改め、「但し」の下に「条例で

定める場合においては、」を加える。

第四十四条第一項中「条例」の下に

「(指定区間内の一級国道にあつて

は、政令)」を加える。

第四十六条に次の二項を加える。

3 道路管理者は、水底トンネルの構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するた

め、政令で定めるところにより、

燃耗性又は易燃性を有する物件そ

の他の危険物を積載する車両の通

行を禁止し、又は制限することが

できる。

第四十九条中「一般国道」を「指定区間内の一級国道にあつては國、その他の一級国道」に改める。

第五十条第一項中「二分の一を負担するものとし、」を「二分の一を負

担するものとする。」に改め、「維持、修繕その他の管理に要する費用は、都道府県の負担とする。」を削り、同

条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第二項において準用する第二十

条第二項の規定により建設大臣と

当該他の工作物に関する主務大臣

との協議が成立した場合又は第三

次に次の二項を加える。

2 一般国道の維持、修繕その他の

管理に要する費用は、指定区間内

の一級国道に係るものにあつては

日本国有鐵道が裁定をした場合に

おいては、第一項の規定の適用に

分の一を負担し、その他の一般国道に係るものにあつては都道府県の負担とする。但し、第十二条の二第二項の規定による指定区間内の一級国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。

第五十六条中「一般国道」の下に

「(指定区間内の一級国道を除く。)」を加える。

第六十一条第二項中「条例」の下に

「(指定区間内の一級国道にあつては、政令)」を加える。

第六十四条中「、第三十九条の規定により建設大臣と運輸大臣との協議が成立した場合」を「第二項の規定による建設大臣と運輸大臣との協議が成立した場合又は同項の規定により建設大臣と運輸大臣との協議が成立した場合」に改め、同条第三項及び第四項に改める。

第五十三条第一項中「一般国道又は二級国道の新設又は改築を行う場合」を「一般国道若しくは二級国道の新設若しくは改築を行う場合」に改め、同条第二項中「前条第三項及び第四項」に改める。

第五十五条第一項中「一般国道又は二級国道の新設又は改築を行う場合」を「第二項の規定により指定区間内の一級国道の維持、修繕その他の管理を行なう場合」に、「第五十条第一項若しくは第二項」を「第五十条第一項、第二項若しくは第三項」に改め、同条第二項中「第五十五条第一項若しくは第三項」を「第五十五条第一項若しくは第二項」に改め、同条第二項中「第五十五条第一項若しくは第三項」を「第五十五条第二項」に改め、同条第二項中「第五十五条第三項」を「第五十五条第三項」に改める。

第五十五条第三項を次のように改める。

5 第二項において準用する第二十

条第二項の規定により建設大臣と

当該他の工作物に関する主務大臣

との協議が成立した場合又は第三

次に次の二項を加える。

2 一般国道の維持、修繕その他の

管理に要する費用は、指定区間内

の一級国道に係るものにあつては

日本国有鐵道が裁定をした場合に

おいては、第一項の規定の適用に

ついては、建設大臣又は当該道路の道路管理者と他の工作物の管理

者との協議が成立したものとみなす。

第七十四条第二号中「一般国道の

下に「(指定区間内の一級国道を除く。)」を加える。

第七十五条第一項中「(建設大臣である道路管

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十四日

衆議院議長 益谷 秀次

日本道路公団法の一部を改正する

日本道路公団法の一部を改正する法律案

日本道路公団法の一部を改正する法律

日本道路公団法（昭和三十一年法）

日本道路公団法（昭和三十二年法）

日本道路公団法（昭和三十三年法）

日本道路公団法（昭和三十四年法）

日本道路公団法（昭和三十五年法）

日本道路公団法（昭和三十六年法）

日本道路公団法（昭和三十七年法）

日本道路公団法（昭和三十八年法）

日本道路公団法（昭和三十九年法）

日本道路公団法（昭和四十一年法）

日本道路公団法（昭和四十二年法）

日本道路公団法（昭和四十三年法）

日本道路公団法（昭和四十四年法）

日本道路公団法（昭和四十五年法）

日本道路公団法（昭和四十六年法）

日本道路公団法（昭和四十七年法）

日本道路公団法（昭和四十八年法）

日本道路公団法（昭和四十九年法）

日本道路公団法（昭和五十一年法）

日本道路公団法（昭和五十二年法）

日本道路公団法（昭和五十三年法）

日本道路公団法（昭和五十四年法）

日本道路公団法（昭和五十五年法）

日本道路公団法（昭和五十六年法）

日本道路公団法（昭和五十七年法）

日本道路公団法（昭和五八年法）

日本道路公団法（昭和五九年法）

日本道路公団法（昭和六十一年法）

日本道路公団法（昭和六十二年法）

日本道路公団法（昭和六十三年法）

日本道路公団法（昭和六四年法）

日本道路公団法（昭和六五年法）

日本道路公団法（昭和六六年法）

日本道路公団法（昭和六七年法）

日本道路公団法（昭和六八年法）

日本道路公団法（昭和六九年法）

日本道路公団法（昭和七十一年法）

日本道路公団法（昭和七十二年法）

日本道路公団法（昭和七十三年法）

日本道路公団法（昭和七四年法）

二号) 第二十五条第一項を、農地開発機械公団法(昭和三十一年法) 第百四十二号) 第二十五条第一項又は日本道路公団法(昭和三十一一年法)第六号) 第二十六条第一項に改める。

〔竹下豊次君登壇、拍手〕

○竹下豊次君 大だいま議題となりました道路整備緊急措置法案及び道路法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、道路整備緊急措置法案の要旨について申し上げます。

本法案は、道路整備の緊急性にかん

がみ、昭和二十九年度定めの道路整備

五カ年計画を改め、新たなる構想のも

とに、昭和三十三年度を初年度とする

五カ年計画を定め、この計画の実施に

要する費用の財源の確保、その他の道

路の整備に必要な措置を定めようとしてす

るものであります。

すなわち、第一は、建設大臣は、昭

和三十三年度以降五カ年間における高

速自動車国道、一級国道、二級国道及

び政令で定める都道府県道その他の道

路の整備に関する計画案を作成し、閣

議の決定を認めなければならぬことといたしております。

第二は、本五カ年計画を実施するた

め、政府は、毎年度、当該年度の揮発

油税の収入予算額等を道路整備費の財

源に充てるほか、財政の許す範囲内に金の割合または補助金の率につきまし

たしておきます。第三は、国の負担

額の割合または補助金の率につきまし

たしておきます。第四は、現行

本則中「又は農地開発機械公団」

を「農地開発機械公団又は日本

道路公団」に、「又は農地開発機械

の道路整備費の財源等に関する臨時措置法と同様といたしておりますが、昭和三十四年度以降については、別に法律で定めることとしております。なお、国の直轄事業の費用について、地方公共団体の負担金の額の特例を設け、また、附則において、現行の道路整備費の財源等に関する臨時措置法を廃止しております。

次に、道路法の一部を改正する法律案の要旨について申し上げます。

この改正案は、一級国道の重点かつ効率的な整備をはかるため、これが管

理について現行の都道府県知事が行う建前を改めんとするものであります。

すなわち、第一に、一級国道の新設ま

たは改築は建設大臣が行うこととし、

特別の事情がある場合には都道府県知

事が行うこととしております。第二

は、一級国道のうち、特に保全の強化

をはかる必要がある指定区間について

は、建設大臣が維持、修繕、災害復旧

その他の管理も行うこととし、その他

をはかる必要がある指定区間について

は、建設大臣が行うこととしており

ます。ただし、昭和三十三年度におい

ては、修繕を除く維持その他の管理に

要する費用は、国が三分の一、地方公

共団体が三分の二を負担することとし

ております。ただし、昭和三十三年度におい

ては、修繕を除く維持その他の管理に

要する費用は、有料道路事業一千五

百億円、一般道路事業五千六百億円を

予定している旨の答弁があり、また、

円を除いて、七千一百億円をもつて闇

議決定を受け、五カ年計画の規模とす

る。その内訳は、有料道路事業一千五

百億円、一般道路事業五千六百億円を目標とし、このうち地方公共団体が単独で実施すべきもの、およそ一千九百億円を除いて、七千一百億円をもつて闇議決定を受け、五カ年計画の規模とす

る。その内訳は、有料道路事業一千五

百億円、一般道路事業五千六百億円を

予定している旨の答弁があり、また、

円を除いて、七千一百億円をもつて闇

議決定を受け、五カ年計画の規模とす

る。

それがあるので、左のごとく修正する必要がある。「第一、國の負担の特例を昭和三十四年度以降においても昭和三十三年度と同様にすること。第二、未経過利子を地方公共団体の負担とせず國の負担とすること。第三、修繕についての國の負担率二分の一を改めて三分の二とすること。」

次に、道路法の一部を改正する法律案については、一般国道の管理权限を都道府県知事から移管し、事務配分を根本的に変更しながら、その負担割合は旧來の通りとするのは當を得なものでないので、次のとく修正する必要がある。「第一、指定区間内の維持修繕その他の管理に要する費用についての國の負担率二分の一を改めて三分の二とすること。第二、指定区間内の維持管理に要する費用について昭和三十年度の特例を廃止すること。」

これに対しても、建設大臣より、「道路整備緊急措置法案の修正案に関して、第一及び第三の点について、地方財政の再建のための公共事業にかかる国庫負担等の臨時特例に関する法律が、昭和三十三年度までの期限立法であるので、これにてつとて、道路事業も同法の一環として考へてゐるので、この際、明定することには賛成できなまし、政令を定めるときによく考慮いたしたい。」道路法の一部を改正する法律案についての修正案に關し、「同様の趣旨で賛成できないが、今後においでは、よく検討して行く」旨の発言がありました。

案について、一括して討論に入りましたところ、自由民主党を代表して西田委員は、「修正案に反対し、三法案に原案通り賛成する。ただ、政府は次の点を検討善処すべきである。すなはち、五カ年計画の策定及び実施に当つては、一、計画の完全実施をはかるため、その内容は工事費でなく、物価、貨幣評価に左右されない工事事業量をもつて示すこと。二、本計画が地方の産業開発計画と密接な関連を有するにかんがみ、地方公共団体の意思要望を十分採用すること。三、政府部内の権限調整をはかること。特に、北海道開発庁長官の道路整備計画樹立の権限との競合を除去し、本計画の完璧を期すこと。四、財源確保に万全を期することとともに、努めて年度別事業量の均分化をはかること。五、地方負担の過重化をはかること。六、雪害地帯の交通確保のため、地方道、市町村道に対してでも払うとともに、主要幹線道路等の整備に著しい地方的差別を生ぜざるよう措置すること。六、雪害地帯の交通確保につき、政府の善処を期待して賛成する」との意見が述べられました。

計画が地方財政に及ぼす圧迫は重大である。なお、本法案の趣旨から見るに、直轄工事費の全額國庫負担を原則とすべきである。また、道路整備特別会計設置の趣旨が、きわめて不徹底である。緑風会は、先年、揮發油税値上げの際、揮發油税二十カ年くらいの税収額を想定し、これを元利償還に充當する建前をもつて、最初に巨額の整備資金を確保し、短期間に道路整備を遂行することを主張してきたのであるが、これに比して、今回の構想がはなはだ消極的である等、幾多の問題を包蔵しているが、この三法案は、わが国の道路整備を數歩前進せしめ、経済基盤の強化に資するものであるから、近き将来において、政府の善処、断行を強く希望して本法案に賛成する旨、発言がありました。

確実な実施をはかるため、道路整備費の財源の確保に遺憾なきを期するとともに、地方財政の実情にかんがみ、将来、次の点を検討し善処すべきである。

一、国と地方公共団体の財政状況を十分勘案して、都道府県の単独事業の遂行を可能ならしめるより配慮すること。

二、昭和三十四年度以降の道路の改築及び修繕に関する国の負担金の割合及び補助金の率については、昭和三十三年度と同様の考慮を払い、地方負担の過重が道路整備の促進を阻害することのなきよう措置すること。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長 松野謙平君) 三案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。田中二君。

〔田中二君登壇、拍手〕

○田中一君登壇、拍手)

田中一君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程の道路に関する三法案、すなわち道路整備緊急措置法案、道路法の一部を改正する法律案、日本道路公团法の一部を改正する法律案に賛意を表するものであります。

一昨年来朝いたしました米国のワトキンス調査団は、離国に際して、日本に報告をして参つております。その内容は、「日本の道路は信じがたいほどに悪い、ことに工業国として、これはどこまで完全に道路網の計画性を無視したものは、日本以外の国ではない」と、かように言つて帰つております。

わが国に積極的な道路整備の道が開

会の議員立法として衆議院に提案されたものでございまして、これは、今このひな壇にすわっている田中角栄君が提案説明をいたしまして、そして、大蔵、建設両省の非常な抵抗があったにかかわらず、参議院におきまして、この法律案の成立を期したのでございます。これは現在、建設小六法には抜いてござりますけれども、この意図は、政府が、当然法律が變るという前提のもとに、もう抜いております。従つて、発見には苦しみますけれども、道路整備費の財源等に関する臨時措置法といふ法律がもとをなしております。従つて、いわば日本の道路整備の案といふものは、国民の総意によつて、政府に対して道路整備の促進を命じたというのが初めてございます。

このたび提案されました三法案は、第一次五ヵ年計画の第五年目でござります。道路整備費の財源等に関する臨時措置法、これによつて、五ヵ年計画をもつて道路の整備を行なえといふことをこの法律で命じております。そしてその第一次五ヵ年計画の第五年目が、本年、三十三年でござります。従つて、政府は、第二次五ヵ年計画といふことを言つておりますけれども、これは、第一次五ヵ年計画の五年目、それを第二次五ヵ年計画の初年度、こういう立場に立案されております。そして、岸首相も、地方に参りますけれども、この道路整備五ヵ年計画が自民党政権の唯一の重要な政策であるかのごとき発言をなし、宣伝をして回つておりますけれども、その内容をつぶさに検討してみると場合には、まことに驚くべき敗論と申しますか、欠陥を持つてお

ます第一に、今、委員長が報告しましたように、政府は、九千億の巨費を投じて五カ年計画を立てると言つておりますけれども、これはうそでござります。この五カ年計画、九千億といふ中には、地方公共団体が単独で行つて、ところの九千百億といふものを含んでおります。そうしてまた、一千九百億といふこの事業計画といふものは、五カ年計画には入つておりません。実態といふものは、七千百億が五カ年計画の金額でございます。さらにもう、七千百億と言つておられますところの事業費の中におきましても、第一次五カ年計画におきましては、时限法、すなわち道路法に定められておりますところの二分の一の負担率といふものを軽減するために、道路の整備に要する費用についての国の負担金の割合等の臨時特例に関する政令によりまして、二分の一を四分の三ときめております。これが第二次五カ年計画の初年度、すなわち第一次五カ年計画の五年目だから、これはこのままやつておつて、来年は何とか考えますということを言つておりますけれども、新しい計画ができる場合には、第一次計画といふものは、御破算になるのは当然でございます。

の第三次五ヵ年計画の初年度というのは、第一次五ヵ年計画といふものは確定されるはずはございません。従って、今、政府がやつておりますとこもの急遽作りまして、国民の前にしたかと申しますと、これはむろん、最近解散が近いというようなことから、国民党に訴え、国民党に期待させる、まあ選舉対策の法案ということに言ひざるを得ないのでござります。

しかしながら、私も、道路整備とうものは、一日もゆるがせにすることはありませんので、社会党としては、これらの欠点を補い、さらに、地方自治体の協力と整備意欲を喚起しようために、先ほど委員長が報告しな通りの修正案を出しました。その修正案の内容は、第一に、緊急措置法を通りましては、第二次五ヵ年計画を通して、現行の措置と同様に、改革については四分の三の国庫負担をせよ、第二につきましては、修繕でございますが、国道の管理権を國が取り上げる、しかも、高率の地方負担を課するのは、地方財政の実態から見まして不可能なことでございます。これを少くとも現行の二分の一の補助を國が三分の二を負担するようないうのが第二点でございます。第三点は、維持管理は昭和三十三年度、特に國の負担を二分の一から三分の一に減じておりますけれども、これも前と同様の理由によりまして、三分の二に引き上げたのでござります。同時にまた第四点といたしましては、道路整備特別会計が資金運用部等から、直轄工事の負担に見合

類、これは地方が負担する額じゃございません、見合う額でござります。見合う額を先借りをしようというのござります。現行制度では、当年度、金利を借りましても、次年度から金利を払えばよろしいのでござります。ところが、今度の特別会計が借りるところの資金といふものは、最初に前借りをして行こうという考え方、そうしてその金利は地方に負担させようというのでござります。ことに国が借りる場合は、年利六分の金で借りて、地方にそれを肩がわりされる場合には、六分五厘の金利で交付公債を発行させようとさういふのでござります。このように未経過利子をも地方の負担にさせようというのは全く不当でございます。そこで、こういふものはすべて国が全額負担せよ、かような修正を第四点としていたしましたのでござります。この修正に対しましては、名前を言いますと、これまた、はなはだ問題がござりますから申しませんが、良識ある参議院の建設委員の方々は個人的にはことごとく賛成をしてくれました。まことにわが意を得た修正案であるので賛成をしたい、したいが、党に持ち帰りますと、これは相ならぬというようなことになつたらしくて、以上、ことごとく反対の結論は、今、委員長の報告の通りであります。はなはだ了解しがたいものでござりますけれども、これまた、われわれも少數党でやむを得ません。

す。かつ、企画庁の経済五カ年計画から出発してのこの計画が立てられてからますけれども、その関連の具体的性が非常に確を欠いております。このような抽象的な計画は、必ず毎年度の財政事情に支配されまして、こま切れ的な予算によって、結局成果が得られないといふことが考えられるのでござります。現に、第一次五カ年計画は、二十九年度から開始され、本年三十三年度は最終年度でござりますけれども、なぜ四年で打ち切つたか。新たに第二次五カ年計画を立てる必要があるならば、現在までにやつておりますところの計画がどうなつておるか。三十三年度が完全に遂行されるものと見ましても、准拠率は七七%でございます。私は、このようないきが起きたことを心配するのには、鳩山内閣が、かつて国民に選舉対策として訴えましたところの住宅政策、四十二万戸を建てたと言つたあの声明から見ましても、実際の財政資金によって作られたものは、十七万戸、残りの二十五万戸は、全然財政資金に關係のない国民の自力建設によるところを算定しているのでござります。こういう手品やからくりが、またこの中に入るのはないかといふことを憂えるものでござります。また、公営住宅の三ヵ年計画にいたしましても、進捗率をはるかに下回っております。ことに建設当局に聞いてみますと、この理由は何か、この理由は、資金がないから、予算がないからと、こう言つておこざいます。従つて、羊頭を掲げて

が家明に見えていた。この法案に対する反対意見は、主に三つの点で構成される。第一点は、政府の性格として、財政上一般会計をもつて遂行することができないという立場から、次善の策として、道路整備特別会計を設けたことは、これが一応前進の姿として了承するのでございますが、これまた、地方自治体の現状から見て、地方負担金の前借りはやむを得ぬといたしましても、六分の利子で借りたものを、六分五厘で返させるというような措置は、絶対にわが社会党のとらないところでございません。さらに進んで、負担金は無利子とするのが当然でございます。

第三に、有料道路をも含めまして、第二次五ヵ年計画を立てようとしている点、全国の道路網の構成上、いたしかがない措置とするならば、その工事費、完成後の運営に適正を期し、一刻も早く無料公開の原則、この道路の本來の姿に立ち返るようにするよう措置されんことをお願いいたしまして、本法案に対しましては、賛成をするものでございます。(拍手)

これに対しましては、大蔵大臣より、「今回は、経済に対する財政からの刺激を控え目にするため、特に設置したるものであり、経済基盤強化資金は、将来雇用の機会を与えることをも意図しているが、ただいまのところ、これを使ふ見通しはない、使う場合には、必ず補正予算を組むことにしておるが、異常な経済の成長による歳入増を、そのまま減税または經常歳出に充てるのは適当でないため、特に工夫した措置である。なお景気循環に対する財政面からの調整的な制度については、税制全般の均衡の問題として、将来、根本的な改正を検討する決意を固めている」旨の答弁がありました。

次に、社会保障関係につきましては、「国民皆保険には、いまだ未加入者が相当あるが、これらを加入させる具体的の方策はあるのか、政府管掌の健康保険について、明年度も亦赤字補てん始めるとともに、厚生年金制度より早急に活性化、所得補償基準の引き上げをはかるべきである。また、恩給受給者と勤務員学徒、準軍属関係者等、その他の戦争犠牲者の取扱いが不均衡ではないかとの質疑がありましたが、これに對し、内閣総理大臣初め関係各大臣よ

り、「社会保障の長期計画は、財源の関係もあり、さしあたり国民皆保険、国民年金制度の確立を当面の目標とし、国民皆保険については、今回、その陸路である医療費、地方財政の問題を解決することとしているので、被保険者数は明年度末におきまして、国民健康保険では三千八百四十万人、被雇用者保険でも同じく三千八百四十万人となり、計画最終年度の昭和三十五年度末においては、それぞれ四千九百二十万人、四千二百八十万人となつて、国民皆保険は達成し得る見込みである。政府管掌健康保険については、本年度も相当の黒字が見込まれるため、経済調整を目的とする予算でもあり、各保険間の均衡を考え、削減する分は他の保険の調整に回し、社会保障全体の伸展拡充により、国民皆保険の方向にさらに一步を進めんとするものであつて、当時とは、情勢が異なつており、公約違反とは考えない。国民年金制度についても、近く社会保障制度審議会、国民年金委員会の答申を待つて、厚生年金等、各種年金制度、恩給制度等との調整をはかり、所得補償基準も、生活保護基準、最低賃金制度ともあわせ考へ、国民生活水準の向上と見合つて、真に老令による生活の安定を確保し得る制度を樹立する考え方である。戦争犠牲者間の不均衡については、まず無醸出年金制度より早急に改訂を行ひうるもので、大筋ではこれらの問題は解決すると思うが、具体的な事例については、今後もなお専門的な検討を加えたい」旨、それぞれ答弁があ

りました。

また、文教関係費につきましては、「政府は、小中学校の学級編成の基準に、なお緩和規定を設けていたが、明確に五十人以下一本にし、すし詰め教室を解消することとしているので、被保険者が、これが対策があるのかどうか」との質疑がありましたが、これに対しまして、文部大臣より、「すし詰め教室の解消は、明年度は、財政上やむを得ず、文部大臣より、「すし詰め教室の解消は、明年度は、財政上やむを得ず、暫定基準を設けたが、中学校は二ヵ年、小学校は五ヵ年計画で実行に移したい。大学の入学難は重大社会問題化しているが、これを拒否する。また、わが国自衛隊も核装備はしないという確固たる方針である。エリコン、サイドワインダーも研究実験のためのもので、国産化は考

えていないし、米国からの新兵器供与についても、私としては強く要望していない」旨答弁がありました。

次に、防衛関係費につきましては、「ロケット兵器の完成等により、米国側から、わが国の防衛方針、整備計画等に変更を要求せられていくのではなくいか、陸上自衛隊の増強等も時代おくれではないのか」等の質疑がありました。が、これに対し、防衛庁長官より、「将来の戦争については、局地戦争の公算も多いと考えられるので、昨年の六月設定した基本方針を変更する必要はない。最近、各国で地上軍の削減が行われているが、これは新兵器による代替であり、一般軍縮ではない。わが国の今回の増強は、科学の進歩に応じ、時代おくれとならないよう、質的増強に重点を置くものであつて、新兵器の時代になつても、この程度は防衛の根幹として必要である。三十四年

度の陸上部隊の増強は未定であるが、十八万は最小限度必要と考へる。集団

保障体制においても、憲法上の制約、日本防衛を目的とする日米安保条約の建前からも、海外派兵、攻守同盟加入等は不可能である。また、日本防衛のため米軍による原水爆持ち込みは、これを拒否する。また、わが国自衛隊も核装備はしないという確固たる方針である。エリコン、サイドワインダーも研究実験のためのもので、国産化は考えていないし、米国からの新兵器供与についても、私としては強く要望していない」旨答弁がありました。

次に、賠償等特殊債務処理費につきましては、「インドネシア賠償は、革立大学の地方的特異性の発揮等を進めることにより、漸次解決に努める方針である」との答弁がありました。

次に、防衛関係費につきましては、「ロケット兵器の完成等により、米国側から、わが国の防衛方針、整備計画等に変更を要求せられていくのではなくいか、陸上自衛隊の増強等も時代おくれではないのか」等の質疑がありました。が、これに対し、内閣総理大臣及び大臣より、「インドネシア革命政権は、本質的に、スカルノ政権をものと否認するものではないと思われ、平和条約、賠償協定については、各政黨間に有力な異論もないので、批准をおこなわせることには、本問題の解決に適切な方法とは思わない。清算勘定方式

が、これに對し、内閣総理大臣及び大臣より、「印度ネシア革命政権は、本質的に、スカルノ政権をものと否認するものではないと思われ、平和条約、賠償協定については、各政黨間に有力な異論もないので、批准をおこなわせることには、本問題の解決に適切な方法とは思わない。清算勘定方式

昭和三十三年三月二十一日 參議院會議錄第十八号 昭和三十三年度一般會計予算外二件

に対する高率補助が、明年度末までの時限立法のため、明年度はそれによつたが、その後については、整備計画の実施状況、地方財政の実情等を勘案し、事業計画の完全な遂行ができるよう、昭和三十四年度予算編成時までに、関係各省間の意見を調整する旨、それぞれ答弁がありました。かくて、本日をもちまして質疑を終了し、討論に入りましたところ、ま

す、日本社会党を代表して坂本委員より賛成の旨、それぞれ申し述べられました。これをおもって討論を終り、採決の結果、予算委員会に付託せられました昭和三十三年度予算三案は、いずれも多数をもつて、原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右
御報告申し上ります
○議長(松野謙平君) 三案に対し、討論の通告がござります。順次、発言を許します。中田吉雄君。

○中田吉雄君 私は、日本社会党を代表しまして、昭和三十三年度一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算の三案に對し、反対討論をいたさんとするものであります。

岸内閣は、少くとも昨年の春、石橋内閣から引き継いだ予算案が国会を通れました。直ちに解散を通告いたしましたならば、直ちに解散をやめようか、おそらくも昨年の秋には解散を断行し、かかる後、昭和三十三年度予算に對処するのが民主政治のルーツであつたと言わなくてはなりません。(拍手)しかるに、岸總理は、解散回避のための口実を設け、三度も外遊を

し、内政をおろそかにし、アイクやダレスの「きげん」をとることによって、岸政権の「こ入れ」をしようとしたしましたことは、内政と外交の本末を転倒するも、はなはだしいと言わなくてはなりません。従つて、岸総理が政局担当以来ここに一年、その施政は、わずか三ヵ月の短命であつた石橋内閣にも劣り、解散回避と外遊に終始し、今や、だれ一人として岸内閣の長期政権を認めるものではなく、かくて、党と内閣の生命である三十三年度予算編成において、内閣の弱体ぶりを遺憾なく露呈し、戦後最悪の予算となつたことも、また必然と言わなくてはなりません。(拍手)

歳出増一千億円の方針は、完全に崩壊していることを指摘しなくてはなりません。また、剩余金のたな上げも、四百三十六億円の全額を一括し、景気調節のため、経済基盤強化資金として保留する当初の方針は守られず、うち、この種資金として計上されているものは二百二十一億円にすぎず、他は五つの基金に繰り入れているが、これは財政法上疑義があるばかりでなく、実質的な歳出増で、第二の方針も完全にじゅうりんされておると言わなくてはなりません。

く、みずから圧力団体と提携して、軍人恩給等を大幅に増額したことは、不見識、無責任きわまる態度と言わなくてはなりません。これを要しますすこなに、本予算案は、岸内閣が最近の軍事政策に情勢の大きな変化、世界景気の後退等について、十分な見通しと、透徹した政治信念と政策を欠き、予算編成は当つて右往左往、無定見を暴露したためで、国民の期待を裏切ること、はむかはだしいものとして、わが党は断固反対するものです。（拍手）

第二に、原爆とミサイル兵器の時代に、対米従属の地上軍増強の政策であります。防衛庁費は一千二百億円と、前年度に比べ百九十億円と大幅な増加です、一段と再軍備政策をとっています。しかも、これは陸上自衛隊一万名を含む一萬九千余名の増員をはかり、合計二十四万二千余名、一個師一万とて、戦前の二十個師をはるかに上回る膨大な計画であります。言うまでもなく、世界は今やミサイル時代であり、地上軍の価値は著しく減殺しつつあります。ソ連は、一九五五年と六年に削減された百八十四万のほかに、新たに三十万を削減、米国は、一九六〇年までに八十万の兵力削減計画を立てており、英国は、現在の六十二万五千から一九六〇年には三十七万五千に大幅削減の予定であります。中共も、昨年八十万を削減したと言われ、世界広といえども、昨今、地上軍の増強をはかつていいるのは、木によつて魚を求めるものと言わなくてはなりません。原水爆の時代であるから、全面戦争はともかく、局地

戦争に備え、この程度の自衛力は必要であると称しているが、しかし、核兵器とミサイル時代に、かかる主張が根拠薄弱でありますことは、太平洋戦争末期に、本土決戦に備えた二百万の大軍も、たった二発の原爆で無条件降伏をしたことを知らなくてはなりません。自由民主党においてすら、良識ある方々は、ミサイル時代に、今さら一万の増員でもあるまいと反対がありました。だが、大勢を制するに至らなかつたのは、アメリカのさしがねで作った三十三年度から五年度までの三ヵ年の防衛整備計画に基き、対米関係を考慮の上、無用とは知りつなされるアメリカのための再軍備であり、岸内閣の安全保障となつても、断じてわが国の安全保障にならないことは自明と言わなくてはなりません。また、過般マニラで開催されたSEA TO理事会に出席したロバートソン国務次官補が、ひそかに日本に立ち寄り、本年度の陸上自衛隊一萬増強の計画を中止し、ミサイル装備の拡充に切りかえてはいかんと申し入れをし、日本側は、岸總理、藤山外相らは、本年はともかく、来年度は要望に応じ得るなどと回答したと伝えられております。国会審議のさなかに、外国の指示によつて、計画変更を余儀なくされるとき防衛計画を提案する政府の無定見を、わが党は断固糾弾するものであります。軍備での安全保障を考えます限り、最近の西ドイツに見ることく、核兵器と核装備とミサイル化は必然であり、わずかではあるが、今回三億円計上されたミサイル予算は、将来重大な意義を持つものと言わなくてはなりません。しかし、米ソの核兵器と、ミサイルの包囲下にあるわ

が國が、自由民主党のとく米國につき、I R B Mと、I C B Mを持つソ連を仮想敵国にすることは、何らが國の安全保障にならず、思想や制度は違つても、わが党のごとく、中ソを敵にしない自主独立の善隣外交こそ、最高の安全保障と言わなくてはなりません。従つてわが党は、ミサイル時代に、役にも立たない自衛隊は漸減すべく、その一環として、まず旧警察予備隊程度に削減し、他は直ちに平和建設隊に転換することを強く主張し、再軍備予算に反対するものであります。

次に、終戦以来十三年、講和発効後六年を経過しているのに、今なお防衛分担金二百六十一億円を負担している点であります。一般方式より三十億円よけい追加削減されているとはいえ、これは一万名増員の振りかえであり、しかも、この削減に対し、一萬田大臣は粘り強く交渉したのであります。大臣は粘り強く交渉したのであります。岸総理は、対米関係をおそれ、はなはだ冷淡であつたと伝えられているが、ドイツのアデナウアー政府のプレンター／外相は、昨今、防衛分担金を自主的に予算書から全面的に抹殺し、いる強硬な態度と比較しまして、自主性の喪失はまことに遺憾と言わなくてはなりません。(拍手)

第三に、上に厚く下に薄い減税政策であります。国税における租税特別措置による減収八百七億円、地方税の非課税の減収およそ三百七十五億円、合計一千八百六十二億円も、大法人並びに資産者階層には、税法上の治外法権的優遇を与えており、従つて、この恩恵に浴しない中小企業、農民、労働者等の税負担は、著しく高いのが特徴で

あります。本来、この税法上の恩恵は、いわば隠れたる補助金とも称すべく、我が国経済が、ここまで復興した現段階において、特別措置や非課税は、最小限にこれを整理し、やむを得ないものは、補助金に引きかえ、全生産の税率を大幅に引き下ぐべきであります。しかるに、政府今回の減税は、法人税、相続税、長期財産減税等二百五億円は、大法人、高額所得者本位であつて、五人家族年収三十二万まで免税とし、累進税率を引き上げ、法人税にあつては、低額所得五十万円以下との税率を三〇%に引き下げる等を主張するわが党と、鋭く対立するものであります。二級酒類の税率をわずかに引き下げるも、酒に酔わせて大衆をござかすことは断じてできないのであります。しかも、わずかな酒類の税率引き下げも、そつくりそのまま小売価格を引き下げる、原料代の値上がりを口座に、御値段を優遇せんとするなどと云ふことは、わが党のとうてて容認しないところであります。しかも、政治資金規正法を見ますすると、國から租税特別措置、補助金、財政投融資の恩恵を受けている大法人が、自由民主党に数億円の政治献金をしているが、今回、法規正一律二〇%引き下げは、昨年の特別措置整理の復活といつてもよく、政治資金源を培養する選挙目当ての減税の七千五百の法人は、配当金一千百六十金、融資等の恩恵を受けているもののあつせん収賄罪も、ざる法案と言わわれても仕方がないと思うわけであります。なお、資本金一千万円以上の一万二千五百の法人は、配当金一千百六十

思へた。法体は、文教政策を初め、国民年金、健康保険、結核対策、生活保護、失業対策等、社会保障の拡充強化の財源確保のためにも、租税特別措置法の徹底的な整理を主張するものであります。かかる上に厚く下に薄い減税は、国税だけにとどまらず、地方税についても同様であります。昨年一千億減税が、勤労者の住民税の減収にはね返るというので、税率を大幅に引き上げ、減収を防止していくながら、今回、法人税の二名の減税が、法人住民税の所得割りへの三十億の減収は、税率を、これをそのまま据え置いておりますが、昨年と対比して、はなはだしく片手落ちと言わなくてはなりません。

さらにまた、市町村長等の強い反対にもかかわりませず、あつという間に、昨年、一万名下がっているにかかわらず、さらに今回、一舉に二%へと、木材取引税の税率を半分に引き下げています。これは、山林業者等の圧力団体に屈した減税であって、明らかに選挙対策として、地方税を二、三にしたもののと言わなくてはなりません。

また政府は、今回、河野長官の主唱で、自転車税、荷車税の廃止をはかつてゐるが、以上のとおり大法人、資本家本位の減税から、国民の目をそらさうとしても、それだけでごまかすことはできません。元来、自転車税、荷車税の廃止は、わが党多年の主張であつて、いわば今回の措置は著作権、政策の剽窃とも称すべきでしよう。わが党は、非

課税制度を大幅に整理し、自転車税、荷車税、住民税、電気税、事業税等、大衆課税の廢止簡便をはからんとするものであつて、これらを総合的に実施して、初めて効果があるものであつて、これら的一部分だけでは、その貫性をなはだしく欠くものと言わなければなりません。また、わが党は、個人事業税は基礎控除十五万円を二十五万円に、法人事業税はそれぞれ2%の減税をはかる修正案を提出しているが、政府はこれに応じようとはせんが、岸内閣に中小企業振興の意思ありやしないやを疑わざるを得ないわけがあります。

しかも、明年度は道路整備五年計画の最終年度であるにもかかわりませず、さらにその上に道路五ヵ年計画の初年度を乗つけましたのは、岸内閣には政策らしいものの持ち合せが全くないでの、総選挙対策として、急場に看板として掲げたと言つても、決して過言でないわけであります。道路の改築、修繕等につきまして、昭和三十三年度だけ国と地方の負担割合をもめているだけで、三十四年度以降は法律に譲っていますが、これは第二年度以降の地方の負担率を引き上げようとする伏線であり、およそ五ヵ年計画と言いますからには、五ヵ年間にわたっての中央と地方との合理的な負担区分を設定しなくてはなりません。また、地方負担分を引き当てに借り入れる五十一億九千五百万円の利子まで地方に負担させることは、交付公債の利子の全免を主張するわが党としては、とうてい容認できないところであります。また、一級道路で国がやる維持、修繕についても、半分府県に負担させながら、府県や五大都市に委任された一級国道の修繕、維持費は全部府県や指定市に負担させることは、全くその一貫性を失っていると言わなくてはなりません。五ヵ年間の地方費は、地方負担は五百八十九億円にも達し、しかも、機会あるごとに地方に負担を転嫁させようということでは、地方財政の面から、道路政策は重大なる躊躇を来たすことを、今から警告しておかなくてはなりません。

官 報 (号 外)

を突破したと宣伝されていますが、比率は七・七%であつて、昭和二十九年の一六・二%は言ふに及びません。昭和三十一年度の八・四%，三十二年度の七・九%より低く、しかも出資金の六十五億は、その利子三億九千万円だけ三十三年度に支出されるので、実質的な農林予算は九百四十六億九千万円、七・二%と、戦後最低の比率であり、重点政策の面目いすこにありやと言わなくてはなりません。また、農林業への財政投融資も、総額三千九百九十五億円のうち、わずかに三百七十億円にすぎません。

さらに、政府は過般、内地の農民より外国の農民に対し、重要な生産資材である硫安を、肥料審議会の答申と称し、俵当たり百三十円も安く充り、そ

の肥料でできた外国の食糧や余剰農産物を輸入して、内地の農民を圧迫しています。これでは岸内閣は、日本の農民の内閣でなしに、台湾やアメリカの農民の内閣と言われても仕方がないわけあります。農林人口は四・二%を占

めるのに、農民への国民所得の配分が二〇%しかありませんのは、断じて日本農民の労働が足らないからではなく、歴代の保守党内閣の農政の貧困を物語るものと言わなくてはなりません。

第六に、軍人恩給と社会保障の関係についてであります。社会保障関係費の総額は一千二百五十七億六千万円と、前年度に比べまして百二億の増額であります。しかし、歳出予算総額の前年対比は千七百億円、一五・五%であるのに、社会保障関係費はわずか八・五%ふえているにすぎません。昨

年行なった千億減税の恩恵に浴しないならば千三百億円、国家予算の一割に

のみか、運賃上昇等のはね返りで、生活を圧迫している階層に対して、本年こそ社会保障費の大増額をなすべきであるのに、この程度では、社会保険に対する熱意が政府にあるか、疑わざるを得ないわけであります。わが

國の貧困層は二百四十六万世帯、一千百十三万人、総人口の一・二・四%と、厚生白書はうたつております。一握りの大企業には六、七百億も投融資をふ

にすぎません。また、婦人保護費は、やしながら、政府は、一千万の要生活者を対象に、生活保護費を前年

に比べてわずか十六億円増加しているにすぎません。また、婦人保護費は、

過を持つ充電制度が、ついに明日から従来も少なかったのに七千万円も減額、

充電対策に、はなはだ冷淡であること

を示しています。これでは四百年の経過を持つ充電制度が、ついに明日から

終止符を打つのは、政府の政策によつてではなく、内閣総理大臣東条英機として計算され、戰犯

の死刑も、公務死として七割増しされ、現に五十八万八千五百六十円を受けておるのであります。しかも一たん

想されたものは、財産権等に藉口し、

ば東条勝子夫人の公務扶助料は、陸軍大將東条英機としてではなく、内閣總

理大臣東条英機として計算され、戰犯

の死刑も、公務死として七割増しされ、現に五十八万八千五百六十円を受けておるのであります。しかも一たん

想されたものは、財産権等に藉口し、

ば、決して焦げつきを生ずるものでは

なく、焦げつきは、政府、業者なれ合

によって生じたものであり、一千百

億円もの損害を国民に与えた当時の相

当大臣である岡野、愛知、石橋、水

田等の元通産大臣は、国民の前に国政

を説いて慎重な配慮をいたしますなら

得を加味し、社会保障の総合的な実施

を打ちますために、階級差を撤廃するこ

と、傷病軍人を厚く遇すること、所

の即時実施とあわせて行わんとするものであります。

第七に、岸内閣の経済外交について

であります。岸内閣のインドへの百八十億円の四借款、アジア開発基金出資金五十億円に対しても、多大の疑問を持つものであります。政府はその他

に、パキスタン、セイロン、フィリピン、エジプト、パラグアイ等の借款を

検討しているやに伝えられているが、

わが国はすでに外國より、政府、民間

合計いたしますならば、きわめてきび

しい条件で、長期借款だけでも十八億

ドルの借款をいたしておるのであります。

政府はその他の借款をいたしておるのであります。(拍手)

以上、本予算案に盛られましたる政

府の重点政策は、満身創痍と言わなく

てはなりません。これを要しますのは、

今日の内外の困難なる情勢は、岸

内閣を初めとする歴代の保守党内閣の

向米一辺倒、対米従属の再軍備政策及び大資本家本位の金融財政政策の当然

の帰結であります。かかるに、政府

は、依然として外交路線の調整をはか

らうとせず、労働者、中小企業者、農

民等の犠牲によつて過剰生産恐慌を克

服しようとしますが、これは可能

でもなく、また、わが党は断じて許さ

ないところであります。外交における

等への大規模な投資等により、国際均

衡と国内均衡、両者とり合いのとれた

ところの国民本位の不況対策を強く主張するものであります。本予算案は、

その通過後、直ちに組みかえを要するものによる無定見、無性格の性格分裂の予算と言わなくてはなりません。このことは、やがて近く行われるでありますより、総選舉において、国民的な規模における歴史的な裁断によつて、わが黨の主張が正しいことが証明されるであろうことを付言いたしました。私の反対討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 劍木亨弘君。

[剣木亨弘君登壇、拍手]

○剣木亨弘君 私は自由民主党を代表いたしまして、昭和三十三年度一般会計予算案外二案について、政府原案に賛成の意を表明せんとするものであります。本予算案の予算委員会において審議せられましたのは、本予算案の編成方針策定に際して、政府の内外経済情勢の把握が、果して的確であったのかどうかという点であります。昨三十二年初頭以来、急激に變った国際収支の悪化に対処するために、政府の緊急総合対策を中心とする経済調整の効果いかん、国際的に今なお低迷する世界経済情勢の中ににおいて、わが國経済の見通しの問題であります。しかし、現在の不況を本格的な過剰生産恐慌であるとする社会党の論議と、決して現状を樂觀としていいが、昨年五月以来とられてきた緊急対策は、おおむね所期の効果を上げつつあり、十月以降、国際收支は黒字に転じ、今年に入つてもなお順調な歩みをたどり

つつあり、今後なお調整過程を続ければ、わが國の経済は必ずしも悲觀すべきものではあります。このことは、やがて近く行われるでありますより、総選舉において、国民的な規模における歴史的な裁断によつて、わが黨の主張が正しいことが証明されるであろうことを付言いたしました。私の反対討論を終る次第であります。(拍手)

兩者の見解の相違でありますとして、政府の予算編成の基本方針をくつがえすもの何ものもなかつたと存じます。以上の論議を通じ、昭和三十三年度の予算編成に当つての基本的態度は、次の三点が必要であるといふことが確認されたと存じます。

すなわち、第一に、現下の経済情勢から、調整過程が完全に終了していない今日、景気を過度に刺激することのないような、きわめて堅実な予算でなければならぬということです。第二は、海外の不況と関連して、ますます強まりつつある国際競争に打ち勝つて、順調に輸出の伸長をはかるための施策を盛つたものでなければなりません。第三には、またそれとともに、右の要請の範囲内において、将来的發展に備えるとともに、民生の安定にも十分な配慮を加えたものでなければならぬことでございます。

政府提出の昭和三十三年度予算是、これらの要請に応じて、堅実にして調和のとれた予算であります。現下内外の情勢に最もよく合致した予算であります。この予算がこれまでおると存じます。昭和三十三年度予算是、前年度に比し一千七百四十六億円と

一つあります。この増額の原因は、主として、この点に第一の特色を持つます。その第二の特色は、初年度三百七十九億円に上る減税を保留下、歳出の実質的増加を一千億以内にとどめておるのであります。

その第三の特色は、初年度三百七十九億円に上る減税を実行しておるのであります。

以上の一節を述べる所であります。

以上の特徴をもつて、この点に第一の特色を持つます。

この点に第一の特色を持つます。

この

企業対策において、本年度はまさに定期的な飛躍がなされたと言つても過言ではないと存ずるのであります。

農林対策としては、農、畜、水産を通じる総合的な食糧増産政策を前進させ、小團地土地改良事業への融資のために特別な基金を設置し、また、新農山漁村建設計画の実施地区を、さらに一千地域を増加するなど、注目すべき施策が講ぜられており、農林水産関係の一般会計予算は、前年度に百十三億円を加えて、千八億円に上つておるの

であります。公約されましたわが党の重要施策は、このように予算を裏づけを与えるべきものであります。このほかにもわが党は、民生安定に資するため、それぞれ経費を増額して、その万全を期しているのであります。すなわち、国民皆保険を推進するため、懸案である診療報酬制度の合理化、無医村の解消、結核対策の強化等の施策が講ぜられており、母子対策の充実、失業対策の拡充などを加えて、社会福祉関係の予算は千三百五十七億円に上り、前年度に比して百二億円の増額となつておるのです。また、長い間問題となつておきました文官恩給と、旧軍人恩給との不均衡も完全に是正され、恩給問題に関する懸案の大部分が解決を見ることとなりました。世上行われておる恩給であつて、社会保障的な色彩の強いものであることを無視している点以上が、気の毒な戦没者遺族に対する公務扶助料と傷病軍人にに対する傷病恩給であります。このように、昭和三十三年度予算

は、堅実な均衡を保ちつつ、公約されなく盛り込んだものであり、現下内外の情勢に照らして、最も適切な予算であることを確信するものでござります。(拍手)

予算委員会における審議の過程において、特に外交問題、防衛問題、社会問題、文教問題等について、実際に熱心かつ眞摯な論議が行われました。その中でも、社会保障や文教問題についての社会党の委員諸君の論議の中には、われわれもまた傾聴すべき

点があつたことを認めるものであります。しかしながら、その論議は、すべて予算の増額の要望であつたと言えます。われわれもまた、かかる経費の増額を念願するものであります。が、限られた予算の規模の中で、極度の均衡が要請された予算の中では、政

府のとつた漸進的態度こそ、われわれは是認されるべきものであると確信するものであります。ことに社会党の諸君が、世界経済の不況がさらに深刻化するものとして、これに対処する準備と対策は特に持たれていないと主張しながら、何ら具体的に国民経済の安定のためおりました。文官恩給と、旧軍人恩給との不均衡も完全に是正され、恩給問題に関する懸案の大部分が解決を見るに至りました。世上行われておる

防衛費の削減は、この隊員費だけでもなく盛り込んだものであります。現下内外の情勢に照らして、最も適切な予算であることを確信するものでござります。(拍手)

予算委員会における審議の過程において、特に外交問題、防衛問題、社会問題、文教問題等について、実際に熱心かつ眞摯な論議が行われました。その中でも、社会保障や文教問題についての社会党の委員諸君の論議の中には、われわれもまた傾聴すべき

点があつたことを認めるものであります。しかしながら、その論議は、すべて予算の増額の要望であつたと言えます。われわれもまた、かかる経費の増額を念願するものであります。が、限られた予算の規模の中で、極度の均衡が要請された予算の中では、政

府のとつた漸進的態度こそ、われわれは是認されるべきものであると確信するものであります。ことに社会党の諸君が、世界経済の不況がさらに深刻化するものとして、これに対処する準備と対策は特に持たれていないと主張しながら、何ら具体的に国民経済の安定のためおりました。文官恩給と、旧軍人恩給との不均衡も完全に是正され、恩給問題に関する懸案の大部分が解決を見るに至りました。世上行われておる

防衛費の削減は、この隊員費だけでもなく盛り込んだものであります。現下内外の情勢に照らして、最も適切な予算であることを確信するものでござります。(拍手)

予算委員会における審議の過程において、特に外交問題、防衛問題、社会問題、文教問題等について、実際に熱心かつ眞摯な論議が行われました。その中でも、社会保障や文教問題についての社会党の委員諸君の論議の中には、われわれもまた傾聴すべき

らの賛意を表し、私の討論を終りました。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕

○岩間正男君 私は日本共産党を代表して、予算三案に反対するものであります。

岸内閣が、組閣以来一貫してきた基政策として、まず外交の面では、アメリカの原子戦略に同調して、露骨な反共政策をとり、極東における反共軍事同盟の中に日本を編入し、それに

よつてアメリカの經濟援助をもつて、あわせて東南アジアへの反共的進出をはかることがあります。

第二に、これと対応して、内政面では反動勢力と大資本家を強化育成し、そのため平和と民主主義、生活の改善を求める国民の要求を押しつけ、ことに労働者階級を弾圧し、分裂させることがあります。

しかしながら、平和共存を求める世界の大勢、ことに、アジア諸国民の反撃を前に、アメリカの政策は、日に日に破綻を深めているのであります。

従つて、これを唯一のよりどころとする岸内閣の对外政策が、事ごとに動搖し、よろめきを深めているのは当然であります。その証拠には、賠償問題は行き詰り、東南アジア諸国との提携は少しもうまくいっていない。また、日中、日ソの友好関係はもちろん、経済交流も前進していない 것입니다。

國連においても、原水爆の禁止や軍縮問題、さらに、アジア・アフリカの諸問題についても、全く世界の物騒ぎをかかっているといった現状であります。

アメリカの動きをとることに汲々

として、しかも、かえつてアメリカからさえ不満を言わせているといったあります。

岸内閣の外交政策は、このように、今や全く行き詰つてしまつてゐるのです。

大な恐慌を迎えるようとしています。わが國も、今、恐慌の波に巻き込まれようとしているのであります。これを避

けようとして、國際競争の激化していく中で、ますます平和、民主主義、生活改善を求める国民運動を抑圧し、國家資金を奪取して、独占資本の強化をねらつてゐる。ここに露骨な最近の岸内閣の政策があるのであります。一方、政府の予算編成方針は、選挙を前にして、圧力団体と与党議員の予算ぶらりに直面して、初めからよろめかざるを得なかつたのであります。しかし

この予算の中には、以上申し述べた反動的な基本政策をみごとに貫いてゐるのであります。

すなわち、本予算案を検討するに、

まず第一に、自衛隊三万の増強と、核ミサイル武装をめぐる防衛費百九十九億

の増加があります。これは、さきにも述べたアメリカの原子戦略体制と、これに伴う極東軍事同盟の方向に、日本

を引ずり込む準備にはかなりません。

次に、賠償費四十七億の増加は、言うまでもなく、東南アジアへの進出をねらつたものであり、このために政府

は、総額で國民一人当たり約四千円を負担させようとしているのであります。

さらに、軍人恩給費平年度三百億を増額していますが、これは、言うまでもなく軍人主義の復活と、反動勢力の強化

まりに明らかであります。また、國民の諸運動を抑えるための彈圧、治安対策の増強、ことに、昨年に數倍して十四億に達する機密費、いわゆるスペイ活動費が計上されているのであります。

第二に、本予算案の性格として、何よりも重要なことは、独占資本強化のための財政投融資の総額が、前年度に比べて著しく膨張していることであります。なるほど、額面上は三十二年度同様、三千九百九十五億ということになつています。しかし、これは、いわんどりに直面して、初めからよろめかざるを得なかつたのであります。しか

れども、六千億に達するのであります。なぜこういうことをやつてゐるのか。こ

れは、一萬田蔵相も明らかにしている

ように、今後における經濟情勢の悪化は避けられない、従つて、それに備え

るための恐慌対策として、いわゆる経済盤の拡大と、重要産業の合理化資本を、今から準備するためのものであ

ることは言うを待ちません。

道路公團は、三十二年度の三十億が一躍百五億に國家資金を増大し、また、計画造船の國家資金への依存度

の増加があります。これは、さきにも述べたアメリカの原子戦略体制と、これに伴う極東軍事同盟の方向に、日本

を引ずり込む準備にはかなりません。

次に、賠償費四十七億の増加は、言

うまでもなく、東南アジアへの進出をねらつたものであり、このために政府

は、総額で國民一人当たり約四千円を負

担させようとしているのであります。

とえば、開發銀行は現在百三十億の焦げつきを持っています。この焦げつき

方にまかされているのであります。た

くとも、開発銀行は現在百三十億の焦

げつきを持っています。この焦げつき

の実体は、総数の約二〇%を定員化す

す。この財政投融資をしてことして、いわゆる經濟基盤の拡充や重要産業の合理化が行われるのであって、独占資本化が行なわれるのです。

第三に強調せねばならないことは、大衆収奪を一そく強化していることであります。社会保障費や教育文化費

算は、恐慌に備えて独占資本を強化するという重要な特徴を持つてゐるのであります。

第三に強調せねばならないことは、大衆収奪を一そく強化していることであります。社会保障費や教育文化費

算は、恐慌に備えて独占資本を強化するための対策、もつとも、その中でも

個人營業所得は一・五%の増加を見込んでいます。このように、本予

算では減少を見込んでいるのに對して、勤労所得では二百五十一億、前年

に比べますと、五・三%の増加を見込んでいます。個人營業所得は一・五%の増加を見込んでいます。このように、本予

が、これは勤務評定を押しつけて、職場を分裂させようとする悪だくみ以外の何ものでもありません。

さらに、この予算では、國民のひとしく要望していた大衆減税は、全く捨てる頭みられないのです。

が國も、今、恐慌の波に巻き込まれようとしているのであります。これを避

けようとして、國際競争の激化していく中で、ますます平和、民主主義、生

活改善を求める国民運動を抑圧し、國

家資金を奪取して、独占資本の強化を

ねらつてゐる。ここに露骨な最近の岸内閣の政策があるのであります。一方、政府の予算編成方針は、選挙を前にして、

圧力団体と与党議員の予算ぶらりに直面して、初めからよろめかざるを得なかつたのであります。しか

れども、六千億に達するのであります。なぜこういうことをやつてゐるのか。こ

れは、一萬田蔵相も明らかにしている

ように、今後における經濟情勢の悪化は避けられない、従つて、それに備え

るための恐慌対策として、いわゆる経

済盤の拡大と、重要産業の合理化資

本を、今から準備するためのものであ

ることは言うを待ちません。

道路公團は、三十二年度の三十億が一躍百五億に國家資金を増大し、また、計画造船の國家資金への依存度

の増加があります。これは、さきにも述べたアメリカの原子戦略体制と、これに伴う極東軍事同盟の方向に、日本

を引ずり込む準備にはかなりません。

次に、賠償費四十七億の増加は、言

うまでもなく、東南アジアへの進出を

で答え、従わなければ、警察その他の機構を動員して、直接弾圧を加えていい。果してこれが許されるであります。しかし、これが許されることは、恐慌からの活動を、アメリカの原水爆戦略政策への協力と、国民への犠牲と負担に転嫁しようとする以外の何ものでもないのであります。

(号) 外 報

しかし、このような岸政策の方向は、日本経済の恐慌からの脱出を一そく困難にするにすぎません。だからこそ、最近、独資本と与党の中からも、岸内閣の無力さに対する不安と不満が大きく生まれているのであります。恐慌からの脱出の道は、今日の世界の大勢に沿って、政策の全面的な転換をはかることがあります。少くとも今日、来たるべき恐慌に備えるために、われわれ日本共産党は、次の諸点を要求するものであります。

第一に、全面的な大衆減税を行うこと。第二に、社会保障、最低賃金、農業政策、中小企業の育成政策を強化すること。第三に、アメリカへ倒産の貿易計画を大胆に切りかえ、長期安定した市場を、とりわけ中国、ソビエト同盟、その他の社会主義平和諸国との貿易拡大に全力をあげること。

以上の三点を心から要求して、三年度予算案に対する私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 森八三一君。

〔森八三一君登壇、拍手〕

○森八三一君 私は、ただいま議題になつております昭和三十三年度一般会計予算外二件に対しまして、緑風会を代表して、政府提出の原案に賛成の討論を行ふものであります。

本三十三年度予算に国民が期待するものは、きわめて多種多様であります。が、なかんずく、その最も重要なものは、産業の堅実な成長を達成すること、国際収支の黒字を完遂すること、これらの成果の上に国民経済の発展と安定を具現することであらうと存じます。これがためには、政治の清潔が保持され、きびしい内外の諸情勢に処し、判断と対策の誤りなきを期し、国民の政治に対する信頼と協力を得ることが、その要諦であると存じます。私はここに、まずもって、政府の決意と善処を望むものであります。

私は、昭和三十二年度予算の討論に際しまして、いわゆる神武景気といふような、偶發的とも申すべき現象に、うちようてんになって、いたずらに経済を刺激するようなことは、敵に戒めなければならない。産業の異常な発展と、国民所得が八兆円をこえるという、第二に、社会保障、最低賃金、農業政策、中小企業の育成政策を強化すること。第三に、アメリカへ倒産の貿易計画を大胆に切りかえ、長期安定した市場を、とりわけ中国、ソビエト同盟、その他の社会主義平和諸国との貿易拡大に全力をあげること。

以上は、心から要求して、三年度予算案に対する私の反対討論を終ります。(拍手)

三十三年度一般会計予算の内容を見ますに、前年度予算に比べて、社会緊急総合対策のみの成果であるとして誇示されるべきものではないと思ひます。私は、昭和三十二年度予算の討論に際しまして、いわゆる神武景気といふような、偶發的とも申すべき現象に、うちようてんになって、いたずらに経済を刺激するようなことは、敵に戒めなければならない。産業の異常な発展と、国民所得が八兆円をこえるといふ。第二に、社会保障、最低賃金、農業政策、中小企業の育成政策を強化すること。第三に、アメリカへ倒産の貿易計画を大胆に切りかえ、長期安定した市場を、とりわけ中国、ソビエト同盟、その他の社会主義平和諸国との貿易拡大に全力をあげること。

以上は、心から要求して、三年度予算案に対する私の反対討論を終ります。(拍手)

三十三年度一般会計予算の内容を見ますに、前年度予算に比べて、社会緊急総合対策のみの成果であるとして誇示されるべきものではないと思ひます。私は、昭和三十二年度予算の討論に際しまして、いわゆる神武景気といふような、偶發的とも申すべき現象に、うちようてんになって、いたずらに経済を刺激するようなことは、敵に戒めなければならない。産業の異常な発展と、国民所得が八兆円をこえるといふ。第二に、社会保障、最低賃金、農業政策、中小企業の育成政策を強化すること。第三に、アメリカへ倒産の貿易計画を大胆に切りかえ、長期安定した市場を、とりわけ中国、ソビエト同盟、その他の社会主義平和諸国との貿易拡大に全力をあげること。

以上は、心から要求して、三年度予算案に対する私の反対討論を終ります。(拍手)

三十三年度一般会計予算の内容を見ますに、前年度予算に比べて、社会緊急総合対策のみの成果であるとして誇示されるべきものではないと思ひます。私は、昭和三十二年度予算の討論に際しまして、いわゆる神武景気といふような、偶發的とも申すべき現象に、うちようてんになって、いたずらに経済を刺激するようなことは、敵に戒めなければならない。産業の異常な発展と、国民所得が八兆円をこえるといふ。第二に、社会保障、最低賃金、農業政策、中小企業の育成政策を強化すること。第三に、アメリカへ倒産の貿易計画を大胆に切りかえ、長期安定した市場を、とりわけ中国、ソビエト同盟、その他の社会主義平和諸国との貿易拡大に全力をあげること。

以上は、心から要求して、三年度予算案に対する私の反対討論を終ります。(拍手)

三十三年度一般会計予算の内容を見ますに、前年度予算に比べて、社会緊急総合対策のみの成果であるとして誇示されるべきものではないと思ひます。私は、昭和三十二年度予算の討論に際しまして、いわゆる神武景気といふような、偶發的とも申すべき現象に、うちようてんになって、いたずらに経済を刺激するようなことは、敵に戒めなければならない。産業の異常な発展と、国民所得が八兆円をこえるといふ。第二に、社会保障、最低賃金、農業政策、中小企業の育成政策を強化すること。第三に、アメリカへ倒産の貿易計画を大胆に切りかえ、長期安定した市場を、とりわけ中国、ソビエト同盟、その他の社会主義平和諸国との貿易拡大に全力をあげること。

以上は、心から要求して、三年度予算案に対する私の反対討論を終ります。(拍手)

当該物資の措置に誤まりなきを講ずべきであります。

わが国が自由主義陣営の一員としての立場を堅持しつつ、あらゆる国家との間に親善関係を増進するとともに、アジアの一員として、アジアの開発に対し、協力をを行うという政府の方針に対し、同感の意を表するはもちろん、さらにわれわれの努力が、世界平和のみならずかなる確立に寄与貢献することを怠ずるものであります。その具体的な行動として、経済協力が推し進められておりますことも、アジア各國の後進性にからんがみ当然のことであります。ややともいたしますと、そこには、いわゆる政商的存続の暗躍が行われる危険がないとは申されないかと思うのであります。かくのごとき不祥のことがありましては、経済開発の実を上げますることができないというだけではありますまい。両国の親善友好関係を破壊しないで、中外に向つて日本及び日本人の信用を得うといふ、おそれべき結果を招来するのであります。政府の慎重な態度を望むものであります。

食糧の総合的自給施策として、畑作の振興と營農の有効化が取り上げられましたことは、きわめて意強くするものであります。たゞ、かけ声だけでは生産物の需要の拡大がなされず、通機構が整備されず、加うるに海外からの無計画輸入が放置されるという現状では、結局、零細農民をして破局へ迫いやるといふ最悪の結果となるのであります。その責め、きわめて重大であると申さなければなりません。政府は、これらに思いをいたし、所期の目的を達成するために万全を期せらるべきであります。

中小企業の振興、最大の要綱である金融の円滑化に対し、積極的な対策をとつたと説明されておりますが、數字的には減少をみたものもあります。まだ、真に零細な弱小企業者は、高利貸に走らざるを得ないという現状にあります。今日最も重要なことは、これららの階層の金融であります。これがあたには、組織化とその活用であります。政府も、従来勧奨されておるところであります。今日最も重要なことは、これを強く推進すべきであると存じます。

社会保障が年とともに拡充強化され参りましたことは、喜ぶべきところであります。ですが、すみやかに養老年金制度を確立し、近代国家としての施設を行なうべきであります。近時、国民精神が弛緩し、頗る腐的風潮が深刻化しつつありますことは、きわめて遺憾な現象であります。青少年にその傾向を見ますことは、特に意を用いなければならぬところであります。抜本有効の施策を実施し、次代をになう国民の養成に遺憾なきを期せられたいのであります。

道路、港湾等の整備について、躍進的な対策をとられたことは、きわめて適切なことで、賛意を表するところであります。さらに、国際観光の重要性とも相関連せしめ、これらの改善拡充に一そうちの努力を望むものであります。

次に、私は昭和三十二年度の一千万倍所得税減税に当りまして、賛意を表すとともに、将来、法人税の軽減、特殊法人税の免除、物品税、事業税の減免、租税特別措置の整理等を提倡いたしましたのでありますが、今回、法人税の軽減が取り上げられましたことは、国

会の論議に耳をかざされたことあります。民主政治発展のため喜びにたえませぬ。しかしながら、私どもが具体的に要求いたしているところは、いまだ相当の距離を存しておるのであります。すみやかに再検討を行い、一そらの軽減を断行し、自己資本の充実に資し、企業の堅実化に寄与せられますとともに、特殊法人税は、その総額をさかに三十億にすぎないという現状にかんがみ、その本質上、当然に廃止されるべきであると存じます。

最後に、私は日ソ、日韓、日中等を初め、わが国が当面する外交を正しく推進するためには、国論を調整し、羣衆体制のもとに国民的支援を得ることが、その要諦であると確信いたしました。さきに緑風会が超党派外交を提唱いたしましたゆえんも、またここに存するのであります。当時、総理として、総裁として、きわめてあいまいな態度でありまして、私ども、きわめて不満の感を抱いておったのであります。だが、その後考慮をされましてか、本委員会の質疑を通じ、総理も、すでに同感の意を表されて、いるところであります。この際、すみやかにその具体化をはかられまして、わが正義の外交に、輝かしき成果を上げられますよう、衷心から切望して、私の討論を結ぶ次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。

これより三案の採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案の表决は記名投票をもつて行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸

君は青色票を
議場の開鎖を命じます、氏名点呼を行います。
【議場開鎖】
〔参考氏名を点呼〕
○議長(松野鶴平君) 投票漏れはござ
いませんか。——投票漏れないと認め
ます。投票箱閉鎖。
〔投票箱閉鎖〕
○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参考に計算させま
す。議場の開鎖を命じます。
【議場開鎖】
〔参考投票を計算〕
○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報
告いたします。
投票総数 二百二十一票
白色票 百三十七票
〔拍手〕
青色票 八十四票
〔拍手〕
よつて三案は可決せられました。
〔拍手〕

木内	四郎君	森田	義衡	三郎君	新名實
加賀山	之雄君	後藤	文夫	智君	
田村	文吉君	西田	信一君	義一君	祐輔君
一松	定吉君	鶴見			
笠森	順造君	江藤			
仲原	善一君	西田			
堀本	宜實君	鈴木			
大谷藤之助君		鶴浦			
吉江	勝保君	堀見			
前田佳道男君		酒井			
三木與吉郎君		青柳			
雨森	常夫君	秀夫君			
山本	米治君	小西	英雄君		
劍木	亨弘君	井村	德二君		
佐藤清一郎君		小林	武治君		
大谷	塙潤君	大谷	贊雄君		
斎藤	昇君	木島	虎藏君		
安井	謙君	小澤久太郎君			
近藤	鶴代君	小柳	牧敬君		
廣瀬	久忠君	西郷吉之助君			
植竹	春彦君	草葉	隆國君		
井上	清一君	大野木秀次郎君			
斎藤	昇君	黒川	武雄君		
大谷	塙潤君	重宗	雄三君		
川村	鶴代君	寺尾	豊君		
小林	英三君	松村	秀逸君		
榎原	亨君	白井	勇君		
最上	英子君	柴田	榮君		
大沢	雄一君	平島	敏夫君		
平井	太郎君	後藤	義隆君		
増原	恵吉君	重政	庸德君		
小林		西川弥平治君			
高橋		一夫君	重文君		
横山	フク君				
伊能	芳雄君				
義男君					
土田園	太郎君				
高野					
一夫君					

昭和三十三年三月三十一日 参議院会議録第十八号 議事日程追加の

○議長（松野 薫平君） 参事に報告させ
ます。

參事朗說

以上、七案を一括して議題とする」と
とに御異議ございませんか。

○議長（松野鶴平君）　正する法律案外六件
めます。
まず、委員長の趣意で、
蔵委員長河野謙三君
「審査報告書は
掲載」

閑税定率法の一
右の一部を改正す
を可決した。
よつて国会法第八
する。

昭和三十三年三
衆議院議長於
参議院議長於
閑税定率法の一
の一部を改正す
閑税定率法の一
律の一部を改
閑税定率法の一
（昭和二十九年法律
部を次のように改
附則第五項、第
第十五項及び第十
三年三月三十一日
三月三十一日）に
附　則
この法律は、昭
日から施行する。

〔審査報告書は都
掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十八日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

所得税法等の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のよう
に改正する。

第六条第九号を次のよう改め
る。

九 元本の追加信託をなしうる
証券投資信託の受益証券を有
する者に対し分配される収益
のうち信託財産に係る元本の
払戻に相当する部分として命
令で定めるもの

第六条第十号中「当初」を削り、
「部分の金額」の下に「(元本の追加
信託をなしうる証券投資信託にあ
つては、当該信託された金額のう
ち前号に規定する元本の払戻に相
当する部分として命令で定めるも

の金額を控除した金額とする。

以下第九条の二第五号において同じ。」を加える。

第九条第一項第一号中「、合同運用信託の利益並びに証券投資信託契約のうち、公債、社債及び預金の利子、合同運用信託の利益並びに注人から受ける利息の配当に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額を「並びに合同運用信託の利益」に改め、「及び収益」を「及び証券投資信託」及び「及び収益」を「並びに合同運用信託の利益」に改め、「並びに該当する部分の金額及び第六条第九号の金額を「第六条第九号に掲げる金額」に改める。」を加える。

第十五条の六中「当該配当所得の百分の二十（課税総所得金額が相当する金額（配当所得の金額がその金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の十）に相当する金額」を「左に掲げる金額の合計額」に改め、同条に第一号及び第二号として次のように加える。

一 利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得について、当該配当所得の金額の三分の一（課税総所得金額

ら証券投資信託の収益の分配に係る配当金額を控除した金額が千万円をこえる場合には、当該利益の配当及び剩余金の分配に係る配当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額（当該配当所得の金額がそのこえる金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の十）に相当する金額

二 証券投資信託の収益の分配

用信託の利益」に改め、「及び証券投資信託」及び「及び収益」を削り、同項第二号中「前号に該当する部分の金額及び第六条第九号の金額」を「第六条第九号に掲げる所得」に改める。

第十五条の六中「当該配当所得の百分の二十（課税総所得金額が一千円以上である場合は、五百円）

に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の十（課税総所得金額が千方百をこえる場合には、当該配当所得の金額のうちそのこえ

当所得の金額）については、百分の五に相当する金額（配当所得の金額がその金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の五に相当する金額（配当所得の金額がその金額に満たないときは、当該配当所得の金額）を「第六条第九号に掲げる金額」を「第六条第九号に掲げる金額」に改める。

第二十六条第一項ただし書中「第一号に該当する場合」の下に「これらの方に該当する給与所得の支払を受ける者がその不動産その他の資産を当該給与所得の支払者の事業の用に供することに因り、その対価の支払を受ける場合のうち

ち命令で定める場合を除く。」)を
加え、同項第一号中「三万円」を「五
万円」に改め、同項第二号中「給
与所得の金額」を「給与所得の収入
金額」に、「三万円」を「五万円」に
改め、同号ロ中「二十万円」を「三
十万円」に、「三万円」を「五万円」
に改め、同条第七項中「第五項」を
「第六項」に改め、同条第四項中
「添付」を「添附」に改め、同項の次
に次の一項を加える。

林所得の金額の合計額が千万円をこえることとなる場合について、
同条第六項の規定は「」を加え、「
れを」を「それぞれこれを」に改め
る。

第二十九条第一項中「第三項乃至第七項」を「第三項、第四項及び第六項乃至第八項」に改め、同条

三九〇

第三十三條第一項中「第二十六
條第六項」を「第二十六條第八項」
に改める。

九号の金額」を「第六条第九号に掲げる所得の金額」に改める。

この場合において、第三十一
条第三項中「第一項の規定に基
く還付の請求がこれらの中告書
の提出期限後になされた場合」
とあるのは、「当該還付が決定す

に係る還付の請求に基くものである場合」と読み替えるものとする。

の金額」を削り、「第六条第九号の金額」を「第六条第九号に掲げる所得の金額」に改める。

（所得税法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 所得税法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第二十七号）の一部を次のようにより改定する。

第三条 所得税法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第二十七号）の一部を次のようにより改定する。

第三十九条第一項又は第二項の規定による給与所得者の扶養控除等申告書の經由先たる給与の支払者以外の給与の支払者から支払を受けるその他の給与所得の収入金額及びその他の所得（退職所得を除く。）の金額の合計額が五万円以上である場合には、適用しない。

附則第四十四項を附則第四十六項とし、附則第三十六項から第四十三項までを二項ずつ繰り下げる。

附則第三十五項中「第三十三項」を「第三十五項」に改め、同項を附則第三十七項とし、附則第七項から第三十四項までを二項ずつ繰り下げる。

附則第六項中「第四十条」を「第三十九条」に、「適用する。」を「適用し、新法第四十条の規定は、當該給与所得とみなされる給付に

ついては、昭和三十四年一月一日以後支払われるべきものについて適用する。」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第七昭和三十三年分の新法第九条

第二項の規定により給与所得とみなされる給付の支払を受けた、又は受けた、又は受けたべき者について

は、新法第二十六条第一項ただし書（新法第二十九条第一項又は第二項において準ずるものと

あるときは、同項の規定を準用する。

附則第四十四項を附則第四十六項とし、附則第三十六項から第四十三項までを二項ずつ繰り下げる。

附則第三十五項中「第三十三項」を「第三十五項」に改め、同項を附則第三十七項とし、附則第七項から第三十四項までを二項ずつ繰り下げる。

附則第六項中「第四十条」を「第三十九条」に、「適用する。」を「適用し、新法第四十条の規定は、當該給与所得とみなされる給付に

ついては、昭和三十四年一月一日以後支払われるべきものについて適用する。」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第七昭和三十三年分の新法第九条

第二項の規定により給与所得とみなされる給付の支払を受けた、又は受けた、又は受けたべき者について

は、新法第二十六条第一項ただし書（新法第二十九条第一項又は第二項において準ずるものと

あるときは、同項の規定を準用する。

附則第四十四項を附則第四十六項とし、附則第三十六項から第四十三項までを二項ずつ繰り下げる。

附則第三十五項中「第三十三項」を「第三十五項」に改め、同項を附則第三十七項とし、附則第七項から第三十四項までを二項ずつ繰り下げる。

附則第六項中「第四十条」を「第三十九条」に、「適用する。」を「適用し、新法第四十条の規定は、當該給与所得とみなされる給付に

ついては、昭和三十四年一月一日以後支払われるべきものについて適用する。」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第七昭和三十三年分の新法第九条

第二項の規定により給与所得とみなされる給付の支払を受けた、又は受けた、又は受けたべき者について

は、新法第二十六条第一項ただし書（新法第二十九条第一項又は第二項において準ずるものと

あるときは、同項の規定を準用する。

その者の当該給付の金額、新法第

附 則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、次項から附則第六項までに定めるものを除くほか、昭和三十三年分以後の所得税について適用し、昭和三十二年分以前の所得税については、なお從前の例による。

3 新法第六条第九号及び第十号、第九条第一項第一号及び第二号、第十七条、第四十一条第一項並びに第六十二条の四の規定は、この法律の施行後にこれららの規定に規定する還付の請求があつた場合において還付すべき所得税額に加算すべき金額の計算について適用し、この法律の施行後に支払を受けるべき

証券投資信託の収益の分配について適用し、この法律の施行前に支払を受けるべき当該収益の分配については、なお從前の例による。

4 昭和三十三年中に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配について適用し、この法律の施行前に支払を受けるべき当該収益の分配については、なお從前の例による。

5 新法第三十一条第三項及び第四十七条第三項の規定は、この法律の施行後にこれららの規定に規定する還付の請求があつた場合において還付すべき所得税額に加算すべき金額の計算について適用し、この法律の施行前に当該還付の請求があつた場合において還付すべき

所得税額の計算について適用し、この法律の施行前に当該還付の請求があつた場合において還付すべき

む」と、「証券投資信託の収益の分配」とあるのは「証券投資信託の収益の分配に係る配当所得に対する新法第十七条、第十八条第一項

日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律による。若しくは第二項、第三十七条又は第四十一条の規定の適用について

改正後の所得税法第九条第一項第二号に規定する証券投資信託の収益の分配をいう。以下次号において

同じ。」とする。

6 新法第三十一条第三項及び第四十七条第三項の規定は、この法律の施行後にこれららの規定に規定する還付の請求があつた場合において還付すべき所得税額に加算すべき金額の計算について適用し、この法律の施行前に当該還付の請求があつた場合において還付すべき

所得税額の計算について適用し、この法律の施行前に当該還付の請求があつた場合において還付すべき

三〇八

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

法人税法の一部を改正する法律
案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十三年三月二十八日

衆議院議長 益谷 秀次
參議院議長 松野鶴平殿

法人税法の一部を改正する法律
案

法人から受けれる利益の配当又は剰余金の分配に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額の分配に限る。以下同じ。」を削り、「当該利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に因り受けた金額」を「当該利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額」と「当該利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額又は証券投資信託の収益の分配に因り受けた金額」のうち内国法人から受けた金額のうち内国法人から受けた金額」に、「当該利子の額」を「命令の定めるところにより計算した利子の額」に改める。

とする日に改め、同条第四項中「当該申請の承認があつたものとみなす。」を「当該申請に係る指定を受けようとする日を政府の指定した日としてその承認があつたものとみなす。」に改め、同条第五項中「当該申請の承認」を「当該申請について申告書の提出期限を指定して承認をなしへ改める。

第十条の規定による決定により還付をなす場合には、当該中間納付額に係る事業年度の第二十一条の規定による申告書の提出期限の翌日から当該決定のなされた日までの期間を除く。)と読み替えるものとする。

附
則

- 3
法人の昭和二十二年四月一日以後最初に終了する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度に係る改正前の法人税法（以下「旧法」という。）第十九条又は第二十条の規定による申告書の提出期限が同日前であるときは、その法人の当該申告書に係る法人税として納付した、又は納付すべきであつた法人税については、なお従前の例による。

は、法人が昭和三十三年四月一日以後に分配を受けるべき証券投資信託の収益の分配について適用し、同日前に分配を受けるべき収益の分配については、なお従前の例による。

6 新法第二十六条の八第四項及び第三十三条の二第四項の規定は、この法律の施行後にこれらの規定に基づ定する還付の請求又は決定があつた場合において還付すべき新法第二十六条の八第一項に規定す

る中間納付額（以下「中間納付額」という。）に加算すべき金額の計算について適用し、この法律の施行前に当該還付の請求又は決定があつた場合において還付すべき中間納付額に加算すべき金額の計算については、なお従前の例による。

7 新法第二十六条の八第四項及び第三十三条の二第四項の規定を適用する場合において、中間納付額

する日」に改め、同条第四項中「該申請の承認があつたものとみなす。」に改め、同条第五項中「当該申請の承認」と「当該申請について申告書の提出期限を指定して承認をなし」に改める。

第二十一条第一項中「その決算確定の日から二十日以内」を「その指定した日まで」に改める。

第二十六条第四項中「百分の四十」を「百分の三十八」に、「百分の三十」を「百分の一十八」に改める。

第二十六条の八第四項中「充当なす日までの期間」の下に「(第一項の規定に基く)還付の請求が当該中間納付額に係る事業年度の第二十一条の規定による申告書の提出期限後になされた場合には、当該期限の翌日から当該請求のなされた日までの期間を除く。」を加える。

第三十三条の二第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十六条の八第四項中「(第一項の規定に基づく)還付の請求が当該中間納付額による申告書の提出期限後になされた場合には、当該期限の翌日から当該請求のなされた日までの期間を除く。」とあるのは、「(第三

十条の規定による申告書の提出期限の翌日から当該決定のなされた日までの期間を除く。)」と読み替えるものとする。

第四十三条の二第一項中「又は欠損金額」を「若しくは欠損金額又は法人税額」に改め、同条第二項各号中「課税標準」の下に「又は法人税額」を加える。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この附則に特別の定がある場合を除くほか、改正後の法人税法(以下「新法」という。)の規定は、同一の昭和三十三年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 法人の昭和三十三年四月一日以後最初に終了する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業二十条の規定による申告書の提出期限が同日前であるときは、その法人の当該申告書に係る法人税として納付した、又は納付すべきであつた法人税については、なお従前の例による。

5 新法第九条の六第一項の規定は、法人が昭和三十三年四月一日以後に分配を受けるべき証券投資信託の収益の分配について適用し、同日前に分配を受けるべき収益の分配については、なお従前の例による。

6 新法第二十六条の八第四項及び第三十三条の二第四項の規定は、この法律の施行後にこれらの規定に規定する還付の請求又は決定があつた場合において還付すべき新法第二十六条の八第一項に規定する中間納付額（以下「中間納付額」という。）に加算すべき金額の計算について適用し、この法律の施行前に当該還付の請求又は決定があつた場合において還付すべき中間納付額に加算すべき金額の計算については、なお従前の例による。

7 新法第二十六条の八第四項及び第三十三条の二第四項の規定を適用する場合において、中間納付額の還付がこの法律の施行前に旧法第二十一条の規定による申告書の提出期限の到来した事業年度に係るものであるときは、新法第二十六条の八第四項中「当該期限の翌日」とあり、又は新法第三十三条の二第四項中「当該中間納付額に係る事業年度の第二十二条の規定による申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「法人税法の一部を

改正する法律（昭和三十三年法律
第一号）の施行の日」と読み替えるものとする。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十八日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

小字は衆議院修正

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

一 その用に供した日から同日以後一年を経過した日の前日までの期間 当該機械設備等の取得価額の百分の五十に相当する金額に当該各年の当該期間のうちの使用期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額を十二で除して計算した金額

二 前号に規定する一年を経過した日から同日以後二年を経過した日の前日までの期間 当該機械設備等の取得価額の百分の四十に相当する金額に当該各年の当該期間のうちの使用期間の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額を乗じてこれを二十四で除して計算した金額

第三項の規定による特例（第四十一条・第四十二条）を「第五節」に改める。

第十二条第一項中「その用に供している期間」の下に「以下この項において「使用期間」という。」を加え、「当該機械設備等を取得し、又は製

作するために要した金額の百分の九十に相当する金額に当該各年のうちの当該期間の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額とする。」を「当該各年の次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる金額（その年が第一号及び第二号に掲げる号に含むものであるときは、これらの号に掲げる金額の合計額）とする。」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一 その用に供した日から同日以後一年を経過した日の前日までの期間 当該機械設備等の取得価額の百分の五十に相当する金額に当該各年の当該期間のうちの使用期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額を十二で除して計算した金額

二 その用に供した日から同日以後二年を経過した日の前日までの期間 当該機械設備等の取得価額の百分の四十に相当する金額に当該各年の当該期間のうちの使用期間の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額を乗じてこれを二十四で除して計算した金額

三 第十二条の二（新技術企業化用機械設備等の特別償却）

第十二条の二（青色申告書を提出する個人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までに、企業合理化促進法第五条第一項の規定による承認を受けた場合において、当該承認を受けた機械設備等でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該機械設備等を製作して、これにつき同条第二項に規定する証明を受けたときは、当該承認に係る新技術の企業化の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該証明を受けた機械設備等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかるらず、当該機械設備等の取得価額の二分の一に相当する金額以下との金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該機械設備等の減価償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下

は、同項の規定にかかわらず、そのこえる金額は、各年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入しない。

第十二条の次に次の二条を加える。

4 第十条第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける機械設備等について準用する。

5 第十条第一項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

6 第十三条第一項中「昭和三十三年十二月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

7 第十七条第一項中「昭和三十二年十二月三十一日」を「昭和三十四年十二月三十一日」に改める。

8 第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第二十条第一項中「昭和三十二年十二月三十一日」に改め、同条第四項中「昭和三十四年十二月三十一日」を「昭和三十六年十二月三十一日」に改める。

9 第二十一条第一項各号列記以外の部分中「第二号及び第三号」を「第二号、第三号及び第十一号」に改め、同項第八号中「メリヤス加工」の下に「縫製加工」を加える。

10 第二十一条の二第一項各号中「同号第二号及び第三号」を「同項第二号、第三号及び第十一号」に改める。

11 第二十二条第一項第四号中「メリヤス加工」の下に「縫製加工」を加える。

12 第二十四条の見出しを「開墾地等の農業所得の免稅」に改め、同条第一項中「昭和三十二年十二月三十一日」を「昭和三十六年三月三十一日」に、「昭和三十三年十二月三十一日」までを「当該開墾、埋立若しくは干拓により耕作の用に供することができる」となつた日の属する年又はその翌年中」に改め、「又は採塩（廬

専売法(昭和二十四年法律第百十二号)第一条第一項又は第二項に規定する塩又はかん水の採取をいう。以下この項において同じ。」及び「又は採塩」を削る。

第二十五条中「個人が、」の下に「昭和三十六年三月三十日までに」を加え、「昭和三十三年十二月三十一日まで」を「当該土地改良事業により改良された土地として利用することができることとなつた日の属する年又はその翌年中」に改める。

第二章第四節の次に次の二節を加える。

第五節 貯蓄控除

第四十一条の二 この節において

「長期貯蓄契約」とは、預金、郵便貯金、定期積金[○]若しくは合同運

用信託(貸付信託を除く。以下この項において「預貯金等」と総称す

二 当該契約の履行のため、毎月引き続き、政令で定める一定額の金銭の預入、積立、支払又は

払込(以下この節において「預入等」という。)をするもので、

その最初の預入等の日を含む月から最後の預入等の日を含む月

までの期間(以下この項において「積立期間」という。)が六月以上であること。ただし、次に掲げる契約については、政令で定める特別の要件によることがで

きるものとし、生命保険料の払込期間が五年をこえる生命保険

信託若しくは証券投資信託の受益証券若しくは株式(以下この条において「証券」という。)の購入に関する政令で定める証券業者(社債のうち特別の法令により金融機関が発行する債券については、当該金融機関を含み、貸付信託の受益

証券については、当該受益証券を発行する信託会社又は信託業務を営む銀行とする。)との契約又は生命保険(郵便年金を含む。以下この条において同じ。)に関する契約

で、それぞれ次に掲げる要件に該当するものをいう。

一 当該契約により預貯金等をし、証券を購入し、又は生命保険料(郵便年金の掛金を含む。以下この条において同じ。)の払込をする者(以下この節において「契約者」という。)がその名義により締結したものであり、かつ、生命保険に関する契約については、その契約者又はこれと

生計を一にする配偶者その他の親族を保険金又は年金の受取人とするものであること。

二 当該契約の履行のため、毎月の預入等をする旨を内容とする契約

ロイに掲げる契約のほか、そ

の者がその所得に係る収入金額の支払を受けた場合に、当該収入金額のうちから預入等

をすることが困難な特別の事情がある場合における契約

ハ その他本文に定める要件によることが困難な特別の事情がある場合のうち政令で定められる場合のうち政令で定められる場合における契約

四 当該契約に係る証書において、契約者が賃蓄期間(前号ただし書の規定に該当する場合に

は、それぞれの証券について、その購入の日から償還期限まで

その期間(積立期間)が四年を超えることとする。以下この項において同じ。)内に、当該契約(これに基いてする預貯金等に係る契約を含む。)を解除せず、並びに当該契約に係る権利又は当該契約に基き取得した証券を譲渡せず、及び担保に供しない旨の

に關する契約については、毎年一回以上生命保険料の払込をするものであることをもつて足りる。

イ 一定の勤務先その他の契約先から引き続き勤務その他の役務の対価として給与その他

の報酬の支払を受ける者が、当該給与その他の報酬の支払日に、その支払を受ける場所において又は当該勤務先その他の契約先を通じて当該給与その他の報酬の金額のうちから預入等をする旨を内容とする契約

ロイに掲げる契約のほか、そ

の者がその所得に係る収入金額の支払を受けた場合に、当該収入金額のうちから預入等

をすることが困難な特別の事情がある場合における契約

ハ その他本文に定める要件によることが困難な特別の事情がある場合のうち政令で定められる場合における契約

四 当該契約に係る証書において、契約者が賃蓄期間(前号ただし書の規定に該当する場合に

は、それぞれの証券について、その購入の日から償還期限まで

その期間(積立期間)が四年を超えることとする。以下この項において同じ。)内に、当該契約(これに基いてする預貯金等に係る契約を含む。)を解除せず、並びに当該契約に係る権利又は当該契約に基き取得した証券を譲渡せず、及び担保に供しない旨の

する日(積立期間が四年をこえる契約については、その初日以後四年を経過する日)の前日までの期間(以下この項において「貯蓄期間」という。)内に、預貯金等の期間(郵便貯金に関する契約については、さえ置きを約定した期間)、証券(株式を除く。以下この号において同じ。)の貯蓄期間(郵便年金に関する契約の保険期間(郵便年金に関する契約の償還期限までの期間又は生命保険の保険期間(郵便年金に関する契約の償還期限までの期間又は年金の支払が開始する日の前日までの期間)が満了しないものであることを。ただし、貸付信託の受益証券その他の政令で定める証券の購入に關する契約における契約にあつては、購入するすべての当該証券について、その購入の日から償還期限までの期間が二年のものであることをもつて足りる。

五 公債若しくは社債につけて貯蓄期間中に抽せんによる線上債還があつた場合又は当該契約若しくはその履行につき前各号に掲げる要件に該当しないこととなる事実が生じた場合その他これらに準ずる場合のうち政令で定められる場合には、政令で定める条件を履行する旨の特約があること。

六 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

七 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

八 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

九 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十一 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十二 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十三 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十四 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十五 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十六 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十七 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十八 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十九 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

二十 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

二十一 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

二十二 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

意思を表示しており、かつ、証券の購入に關する契約にあつては、その初日以後四年を経過する日)の前日までの期間(以下この項において「貯蓄期間」という。)内に、預貯金等の期間(郵便貯金に関する契約については、さえ置きを約定した期間)、証券(株式を除く。以下この号において同じ。)の貯蓄期間(郵便年金に関する契約の保険期間(郵便年金に関する契約の償還期限までの期間又は生命保険の保険期間(郵便年金に関する契約の償還期限までの期間又は年金の支払が開始する日の前日までの期間)が満了しないものであることを。ただし、貸付信託の受益証券その他の政令で定める証券の購入に關する契約における契約にあつては、購入するすべての当該証券について、その購入の日から償還期限までの期間が二年のものであることをもつて足りる。

五 公債若しくは社債につけて貯蓄期間中に抽せんによる線上債還があつた場合又は当該契約若しくはその履行につき前各号に掲げる要件に該当しないこととなる事実が生じた場合その他これらに準ずる場合のうち政令で定められる場合には、政令で定める条件を履行する旨の特約があること。

六 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

七 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

八 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

九 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十一 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十二 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十三 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十四 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十五 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十六 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十七 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十八 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

十九 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

二十 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

二十一 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

二十二 公債若しくは社債につけて貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登記する旨の特約があること。

の規定の適用を受ける生命保険料の金額があるときは、当該金額を加算した金額)が三万円をこえる場合に限り、貯蓄金額がうちそのこえる金額に相当するものとし、その額は、当該貯蓄に係る生命保険料の金額において、その年中において当該生命保険に関する契約に基く剩余金の分配を受け又は当該契約に基き分配を受ける剩余金をもつて生命保険料の払込に充てたときは、当該生命保険料の金額から当該剩余金の額を控除した金額を生命保険料の金額とする。

二 証券の購入に関する契約に係る貯蓄について、その購入又は第一項第四号に規定する寄託若しくは登録につき手数料の支払をする場合には、当該手数料の金額は、貯蓄金額のうちに含まれないものとする。
(貯蓄控除)

第四十一条の三 居住者が昭和三十三年四月一日以後において長期貯蓄契約を締結し、当該契約に基いて同日から昭和三十四年十二月三十日までの間に貯蓄を行つた場合には、所得税法第十三条から第五条までの規定により計算した昭和三十三年分又は昭和三十四年分

の所得税額から、それぞれその年中の貯蓄金額の百分の三に相当する金額(その金額が六千円をこえるときは、六千円)を控除する。
2 前項の規定の適用については、確定申告書、所得税法第二十九条第一項から第三項までに規定する申告書又は次条第二項に規定する申告書又は次条第二項に規定する申告書(以下この条において「給与所得者による貯蓄控除申告書」という。)に付された貯蓄金額の証明に関する書類を添附して、同法第四十条の規定の適用を受ける給与所得の支払者を経由し、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに、これを当該支払者の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 所得税法第二十八条の規定は、第一項の場合における貯蓄控除額の控除について、同法第三十九条項までに規定する申告書を提出する居住者で、前条第一項の規定による控除額(以下この節において「貯蓄控除額」という。)の控除を受けようとするものは、政令で定めることにより、当該申告書にそ
(貯蓄控除額相当額の徴収)

第四十一条の五 契約者と長期貯蓄契約を締結した者(以下この節において「貯蓄取扱機関」という。)は、次条第二項の規定による貯蓄控除申告書の提出について、その要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、政令で定めることにより、当該契約者がから当該契約に係る昭和三十三年及び昭和三十四年中の貯蓄金額の百分の三に相当する金額(その金額が各年につき六千円をこえるときは、それぞれ六千円。以下この項において同じ。)の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末までに、これを国に納付しなければならない。ただし、当該契約者が、政令で定めるところにより当該税額に準じて読み替えて、同法を適用するものとする。

2 所得税法の施行地において支払を受ける給与所得を有し、当該給与所得につき同法第四十条の規定の適用を受ける居住者で、貯蓄控除額

の所得税額から、それぞれその年中の貯蓄金額の百分の三に相当する金額(その金額が六千円をこえるときは、六千円)を控除する。

2 前項の規定の適用については、確定申告書、所得税法第二十九条第一項から第三項までに規定する申告書又は次条第二項に規定する申告書(以下この条において「給与所得者による貯蓄控除申告書」という。)に付された貯蓄金額の証明に関する書類を添附して、同法第四十条の規定の適用を受ける給与所得者による貯蓄控除申告書(以下この条において「給与所得者による貯蓄控除申告書」という。)に付された貯蓄金額の証明に関する書類を添附して、同法第四十二条に規定する申告書又は所

者による貯蓄控除申告書(以下この条において「給与所得者による貯蓄控除申告書」という。)に付された貯蓄金額の証明に関する書類を添附して、同法第四十二条に規定する申告書又は所

条項	読み替える規定	読み替える規定
第十五条の七	前五年	前五年及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の三
第四十四条第一項	者であるかどうか	者であるかどうか及び租税特別措置法第四十一条の四第二項に規定する給与所得者の貯蓄控除申告書を提出した者であるかどうか
第四十八条第一項	及び第八号	及び第八号並びに租税特別措置法第四十一条の四第一項
第四十八条第一項	事項	事項に規定する事項

が当該貯蓄金額の百分の三に相当する金額に満たないことを証明する書類を当該貯蓄取扱機関に提出した場合には、当該書類により証明される当該貯蓄控除額に相当する金額の所得税を徴収すべきものとし、当該契約者が、政令で定めるところにより、当該契約について貯蓄控除額の控除を受けなければならない。

が当該貯蓄金額の百分の三に相当する金額に満たないことを証明する書類を当該貯蓄取扱機関に提出した場合には、当該書類により証明される当該貯蓄控除額に相当する金額の所得税を徴収すべきものとし、当該契約者が、政令で定めるところにより、当該契約について貯蓄控除額の控除を受けなければならない。

が当該貯蓄金額の百分の三に相当する金額に満たないことを証明する書類を当該貯蓄取扱機関に提出した場合には、当該書類により証明される当該貯蓄控除額に相当する金額の所得税を徴収すべきものとし、当該契約者が、政令で定めるところにより、当該契約について貯蓄控除額の控除を受けなければならない。

が当該貯蓄金額の百分の三に相当する金額に満たないことを証明する書類を当該貯蓄取扱機関に提出した場合には、当該書類により証明される当該貯蓄控除額に相当する金額の所得税を徴収すべきものとし、当該契約者が、政令で定めるところにより、当該契約について貯蓄控除額の控除を受けなければならない。

2 昭和三十三年四月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの間に発せられる預金証書その他政令で定める範囲の書類で第四十一条の二第一項に規定する長期貯蓄契約に関するものには、印紙税は、課さない。

第九十二条中「昭和三十三年三月三十一日」を昭和三十四年三月三十日」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十二条及び第四十四条の規定は、この法律の施行後に企業合理化促進法（昭和十七年法律第五号）第四条第一項の規定による承認を受けた個人又は法人の機械設備等の減価償却費の額又は償却範囲額の計算について適用し、この法律の施行前に当該承認を受けるための申請ないし、当該承認を受けた個人又は法人の機械設備等の減価償却費の額又は償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

3 個人又は法人が昭和三十三年三月三十日までに改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十八条又は第五十二条に規定する重油ボイラーや当該重油ボイラー

以外のボイラーや改造した場合における必要な経費又は損金に算入する金額の計算については、なお従前の例による。

4 新法第二十二条、第二十三条の二、第二十三条、第五十五条、第五十五条の二及び第五十七条の規定は、昭和三十三年四月一日以後に行われる取引について適用し、同日前に行われた取引については、なお従前の例による。

5 個人若しくは法人が、昭和三十三年中若しくは同年四月一日前に開始し、同日を含む事業年度（以下この項において「改正初年度」という。）において、新法第二十二条第一項各号に掲げる字句は、それぞれこれらの表一項各号に掲げる取引をした場合において、これらの取引のうちにおいて、これらは、なお従前の例による。

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十二条及び第四十四条の規定は、この法律の施行後に企業合理化促進法（昭和十七年法律第五号）第四条第一項の規定による承認を受けた個人又は法人の機械設備等の減価償却費の額又は償却範囲額の計算について適用し、この法律の施行前に当該承認を受けるための申請ないし、当該承認を受けた個人又は法人の機械設備等の減価償却費の額又は償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

表(1)	第一条	読み替えられる規定	読み替える規定
第二十二条の二	基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間に係る指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額	基準輸出金額から同項第八号に規定する縫製加工に係る部分の金額を控除した金額にその年の年中において事業を営んでいた期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額	基準輸出金額に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額
第二十三条	基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間に係る指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額	基準輸出金額から同項第八号に規定する縫製加工に係る部分の金額を控除した金額にその年の年中において事業を営んでいた期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額	基準輸出金額に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額

表(2)	第一条	読み替えられる規定	読み替える規定
第二十二条の二	(前条第二項各号に規定する取引について同項第三号の縫製加工にては、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額)	(前条第二項各号に規定する取引で同項第三号の縫製加工にては、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額)	(前条第二項各号に規定する取引にては、同項第三号の縫製加工にては、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額)
第二十三条	(前条第三項各号に規定する取引について同項第三号の縫製加工にては、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額)	(前条第三項各号に規定する取引で同項第三号の縫製加工にては、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額)	(前条第三項各号に規定する取引にては、同項第三号の縫製加工にては、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額)

昭和三十三年三月三十一日 参議院会議録第十八号 国税定率法の一部を改正する法律案外六件

一人一回について八十円をこえ三百円以下であるときは、第一項第一号の規定にかかるらず、入場料金の百分の二十の税率により課す。

第六条第一項中「第四条第一項第一号」を「第四条」に、「百三十円又は五百円」を「百三十円、百五十円又は三百円」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十二年六月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた入場税については、なお従前の例による。

3 この法律は、昭和三十二年六月一日から施行する。

4 この法律の施行前に課した行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

道路整備特別会計法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平殿

道路整備特別会計法案
(設置)
第一条 道路整備緊急措置法(昭和

三十三年法律第一号。以下「法」)

第二条 この会計は、建設大臣が、

という。(第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額を実施に要する経費で国が支弁するもの財源に充てて行う道路整備事業(同条第一項に規定する道路整備五箇年計画の新設、改築、維持及び修繕(以下「道路の整備」という。)に関する事業で国が行うもの並びに道路の整備に關する事業に要する費用についての國の負担金その他の経費の交付をいふ)に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

2 この会計においては、前項に定めるもののほか、道路の整備に関する事業で国が行うものに密接に関連のある工事であつて、道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三十八条第一項に規定する道路の占用に關する工事、同法第五十八条第一項に規定する道路に關する工事又は同法第五十九条第一項に規定する他の工事に該当するものうち國以外の者がその費用の全額を負担し、國が直轄で施行するもの(以下「附帯工事」という。)及び國が委託に基き施行するもの(以下「受託工事」という。)に関する經理を行ふものとする。

〔管理〕
する費用及び受託工事に要する費用(これらの事業及び工事のうち國

法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、次条の規定による一般会計からの繰入金、道路法第五十条第一項若しくは第二項若しくは第五十一条又は

十三年法律第二百八十二号)第二条第三項たゞし書の規定に基く都道府県の負担金(以下「地方負担金」といふ)及びこれに係る法第四条の利息、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百十一号)第一項の規定により納付された地方債

証券で道路の整備に關する費用に係るものの償還金及び利子、道路法第三十一条第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項又は

第六十二条の規定による國以外の者の負担金、同法第六十一条第一項の規定により建設大臣が徵収する受益者負担金、受託工事に係る受託工事に係る納付金のうち、當該事業又は工事について一般会計におけるとする。

(他会計への繰入)

第五条 道路整備事業又は附帯工事に係る國以外の者の負担金及び受託工事に係る納付金のうち、當該事業又は工事について一般会計におけるとする。

〔歳入歳出予算の区分〕

第七条 この会計の歳入歳出予算是、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に、それ

を区別する。

(予算の作成及び提出)

第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなけ

ればならない。

〔歳入歳出予定計算書等の作成及

び送付〕

第六条 建設大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書及び回収実績表を作成し、大臣に附屬諸費をもつてその歳出とす

る。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

〔前前年度の事業実績表、借入金の借入及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表〕

一 前前年度の事業実績表、借入

が北海道で行うものに係る職員の給与を要する費用その他工事事務費その他第五条第一項の規定による費用を除く。)第十条第一項又

は第二項の規定による借入金の償還金及び利子、第五条第一項の規定による一般会計への繰入金に相当する費用を除く。)第十条第一項又

は第二項の規定による借入金の償還金及び利子、第五条第一項の規定による一般会計への繰入金並びに附屬諸費をもつてその歳出とす

る。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

〔前前年度の事業実績表、借入

金の借入及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表〕

一 前前年度の事業実績表、借入

金の借入及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表

2 前項の歳入歳出予定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

〔前前年度の事業実績表、借入

金の借入及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表〕

一 前前年度の事業実績表、借入

金の借入及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表

2 前項の歳入歳出予定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

〔前前年度の事業実績表、借入

金の借入及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表〕

一 前前年度の事業実績表、借入

金の借入及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表

2 前項の歳入歳出予定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

〔前前年度の事業実績表、借入

金の借入及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表〕

額に相当する金額は、この会計かならるものとする。

(歳入歳出予定計算書等の作成及

び送付)

第六条 建設大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書及び回収実績表を作成し、大臣に送付しなければなら

る。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

〔前前年度の事業実績表、借入

金の借入及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表〕

一 前前年度の事業実績表、借入

金の借入及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表

2 前項の歳入歳出予定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

〔前前年度の事業実績表、借入

金の借入及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表〕

一 前前年度の事業実績表、借入

金の借入及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表

2 前項の歳入歳出予定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

〔前前年度の事業実績表、借入

金の借入及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表〕

一 前前年度の事業実績表、借入

金の借入及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表

2 前項の歳入歳出予定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

〔前前年度の事業実績表、借入

金の借入及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表〕

び縫越明許費要求書並びに同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(予備費の使用)

第九条 この会計の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基く道路整備事業に要する費用の別の収入その他政令で定める収入の収納額に相当する額を限度として、使用することができる。

(借入金)

第十条 この会計において、道路整備事業に要する費用のうち地方負担金の額に相当するものの財源に充てるため必要があるときは、政令で定めるところにより、この会計において、借入金をすることができる。

2 前項に定めるもののほか、この会計において、道路整備事業に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、政令で定めるところにより、この会計において、借入金をすることができる。

3 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、國会の議決を経なければならぬ。

4 地方負担金及びこれに係る法第十四条の利息並びに第三条に規定する

る地方債券の償還金及び利子は、第一項の規定による借入金のとし、当該財源に充ててなお残余があるときは、その残余の金額は、道路整備事業に要する費用のうち國が負担するものの財源に充てなければならない。

金の財源は、借入金をもつて充てるものとする。

(借入金の借入及び償還の事務)

第十三条 第十条第一項又は第二項の規定による借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十四条 建設大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(実施規定)

第十八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分の予算から適用する。

2 昭和三十二年度分以前の一般会計の道路の整備にかかる費用に係る予算(その縫越に係るもの)を含む。により取得した機械その他の資産で法第二条の道路整備五箇年計画に基き國が行う道路の整備にかかる事業に係る地方負担金及び地方債券に關しては、第十条第四項の規定は、適用しない。

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条中第十三号の三を第十二

号の四とし、第十三号の二を第十

三号の三とし、第十三号の次に次

の一号を加える。

13の二 道路整備特別会計の管理に關すること。

第四条第五項中「第十三号の三」を「第十三号の四」に改める。

第五条の四第一項中「第十三号

の三」を「第十三号の四」に改め

る。

(余裕金の預託)

第十七条 この会計において、支払

上現金に余裕があるときは、これ

を資金運用部に預託することがで

きる。

書類は、昭和三十三年度分(前前

年度に係る当該書類については、

昭和三十四年度分を含む)の予算

に限り、その添附を要しないもの

とする。

4 第六条第二項第一号若しくは第

二号又は第八条第二項の規定によ

り道路整備特別会計の予算に添附

すべき前前年度又は前年度に係る

路整備事業に要する費用とする。

この会計の昭和三十三年度分の道

路整備事業に要する費用とする。

第二項若しくは第三項の規定に基

く國の負担金等に要する費用は、

この会計の昭和三十三年度分の道

路整備事業に要する費用とする。

第三条又は東北開発促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)第

三十二年法律第百十号)第十二条

第十六条 この会計において、毎会

計年度における歳入歳出の決算上

7 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のよう改訂する。

第一条中「及び特定多目的ダム建設工事特別会計」を「特定多目的ダム建設工事特別会計及び道路整備特別会計」に改める。

○河野謙三君登壇、拍手】
河野謙三君、ただいま議題となりました七つの法律案につきまして、大蔵委員会の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本案件は、最近の経済事情等にかんがみ、昭和三十三年三月三十一日に期限届けられた重要機械類、給食用ミルク等の免税措置、別表甲号によるA重油等の免税措置、別表乙号による原油、カーボンブラック等の軽減措置を、昭和三十四年三月三十一日まで一年間延長しようとするものであります。委員会における審議の詳細につきましては、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論採決の結果、多数をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、所得税等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案件は、税制の合理化及び簡素化を

するため、その税率を一律に二%ずつ引き下げるとともに、中小法人の税負担の実情にかんがみ、軽減税率の適用範囲を、現行の年所得一百万円以下から、年所得二百万円以下に引き上げよ

うとするものであります。この結果、申上げますと、第一は、証券投資信託の収益に対する課税方式の合理化を

はかる見地から、所要の改正を行おうとするものであります。その大要を

申上げますと、第一は、証券投資信託の収益に対する課税方式の合理化を

はかる見地から、所要の改正を行おうとするものであります。その大要を

申上げますと、第一は、証券投資信託、有価証券及び生命保険等とし、普通法人の各事業年度の所得に対する法人税率は、年二百万円以下の金額について百分の三十三、これをこえる金額については百分の三十八、特別法人等

申上げますと、第一は、証券投資信託、有価証券及び生命保険等とし、普通法人の各事業年度の所得に対する法人税率は、年二百万円以下の金額について百分の三十三、これをこえる金額については百分の三十八、特別法人等

わち、従来の収益源泉別の課税方式を廃止し、その収益全体を单一の所得として配当所得のうちに含めて課税する

こととし、その源泉徴収税率は、二十四年三月末日までは六%の暫定税率を行なうこととしております。

第二は、税務執行の簡素化の見地より、給与所得者が確定申告書を提出しなくてよい範囲を拡張しようとするものであります。第一は、所から給与の支給を受けける給与所得者について、給

付金等に満たないものについては、源泉

課税するとともに、一〇%の配当控除を行なうこととしております。

第二は、税務執行の簡素化の見地より、給与所得者が確定申告書を提出しなくてよい範囲を拡張しようとするものであります。第一は、所から給与の支給を受けける給与所得者について、給

付金等に満たないものについては、源泉

課税するとともに、一〇%の配当控除を行なうこととしております。

第三は、税務執行の簡素化の見地より、給与所得者が確定申告書を提出しなくてよい範囲を拡張しようとするものであります。第一は、所から給与の支給を受けける給与所得者について、給

付金等に満たないものについては、源泉

課税するとともに、一〇%の配当控除を行なうこととしております。

第四は、住宅建設の促進に資するため、新築貸家住宅に対する特別償却制度及び新築住宅に関する登録税の軽減

申上げます。

第五は、税務執行の簡素化の見地より、給与所得者が確定申告書を提出しなくてよい範囲を拡張しようとするものであります。第一は、所から給与の支給を受けける給与所得者について、給

付金等に満たないものについては、源泉

課税するとともに、一〇%の配当控除を行なうこととしております。

第六は、科学技術の振興に資するため、試験研究用機械設備等の特別償却制度について、現行の三年均等償却方法を、初年度にその取得価額の二分の一の償却ができるように改めるとともに、重要な新技術の企業化を促進するため、試験研究用機械設備等の特別償却制度について、現行の三年均等償却方法を、初年度にその取得価額の二分の一の償却ができるように改めるとともに、重要な新技術の企業化を促進する

第七は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

第八は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

第九は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

第十は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

第十一は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

第十二は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

第十三は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

第十四は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

第十五は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

万円程度の小企業に対する減税措置を重点的に配慮すること、租税特別措置法については、すみやかに整理すべき税制調査会の答申がなされているにもかかわらず、今回の増加措置がとられが述べられ、採決の結果、それぞれ多数をもつて、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、入場税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、第二十六国会において、衆議院大蔵委員長の提出にかかるものであります。が、純演劇の適用範囲等、明確を欠くと思われる点について再検討をするため、今国会まで引き続いて審議されて参ったものであります。

委員会の審議の詳細につきましては、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、平林委員より、「演劇をもうばら權す場所への入場について、その入場料金が一人一回について八十円をこえ三百円以下であるときは二割、三百円をこえるときは三割の税率で課税し、本年五月一日より施行す

る」旨の各派共同修正案が提出され、次いで、国会法第五十七条の三に基く内閣の意見を求めましたところ、「地方税収の減少となります。が、関係官庁と協議の上、政府として善処いたしました。次いで杉山委員より、各派共同提案として、「政府はすみやかに入場税を全面的に再検討し、適切なる改正案を提出すべきである。」との付帯決議案が提出されました。

採決の結果、各派共同修正案は全会一致をもつて可決され、修正部分を除く原案についても、全会一致をもつて可決され、本案を修正可決すべきものと決定し、また、各派共同提案にかかる付帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の付帯決議とすることに決定いたしました。

次に、酒税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における酒税負担の現状にかんがみ、国民大衆の税負担の軽減に資するため、二级清酒の現行石当り二万二千五百円を二万五百円に改めるとするものであります。

委員会における審議の詳細について

は、会議録によつて御承知願いたいと存します。

質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致をもつて、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、道路整備特別会計法案について申し上げます。

本案は、さきに成立いたしました道路整備緊急措置法に基いて行われる道路整備五ヵ年計画にかかる道路整備事業等に関する経理を明確にするため、特別会計を新設しようとするものであります。

以上、本案の要点について申し上げますと、第一は、この会計は、国が直轄で行う道路整備事業、都道府県等が行う道路整備事業に対する負担金の交付等に関する経理を行おうとするものであります。第二に、この会計は、揮発油税收入等の一般会計からの繰入金、都道府県の負担金、借入金等を歳入とし、道路整備事業費、借入金の償還金等を歳出として経理することとしております。第三は、

○大矢正君（松野謙平君） 所得税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。大矢正君。

【大矢正君登壇、拍手】

私は、税法改正にかかる個々的具体的な反対理由を述べます前に、経済政策、その他税制、税法の改正に対する政府とわが党との相違点を明らかにし、さらに、税法改正の根本的な考え方の上における政府の誤まりを指摘いたしたいと思うのであります。

まず第一に、税法改正の根本的な考え方の上における政府の誤まりを指摘いたしました。なまに、税法改正の根本的な考え方の上における政府の誤まりを指摘いたしました。

それは、一昨年から昨年に統いた俗に言う神武景気が、計画性のない政府

委員会におきましては、道路整備緊急措置法等、いわゆる道路三法につい

て、建設委員会に連合審査会を申し入

る。なまに、建設投資等によって、外貨の危機を招き、ために急激な経済縮小政策と緊急対策をとらなければならない羽目に

なり、せつかく上向きになつている日

本の経済が再び下降線をたどり、しか

も現在では、どん底に落ち込んだ感が

あることは、まことに遺憾にたえな

ところであります。ことに、最近の経

済の動向をながめて見ますと、緊縮政

策とデフレの自律作用により、過剰生

産と消費力、購買力の減退によつて、操

業縮減を余儀なくされている産業は、

紡績の五割を筆頭に、金属、機械等々、

全産業に及び、失業と貧困に悩む国民

の数は、日ごとに増加の一途をたどっ

ております。貧乏追放をうたつた岸総理の政策いすこにありやと、国民の多

くの批判が、ちまたに満ちあふれて

おります。貧乏追放によろめき、

今まで四月解散によろめきかかつてい

る岸総理のよろめきの根源は、まさに

ここにありと言わなければならぬとい

う思ひであります。（拍手）

この際、政府がすみやかに断行しな

ければならない措置は、税制面からの

景気の回復策であります。それがたま

には、今さしあたり必要のない部分の

国債整理基金の吐き出しを行い、さら

には経済基盤強化資金等の吐き出しを

行うことであります。九百億以上と言

われる自然増収を含め、これらの資金が、より、輸入物資と外貨を必要とし

ない大衆課税の撤廃と底額所得者の減税に振り向けられることができました。ならば、購買力の増加に伴う経済の発展が健全にはからることは必然であります。

すでに御存じのように、昨年以来の世界景気の後退に対し、各国は景気の立て直し策がはかられ、アメリカにおいては、公定歩合の引き下げはもとより、最近においては減税政策が論議の一環階を越え、実施の段階に移されつつあると聞いております。また、西欧各国においても、イギリス、フランス、西ドイツ、オランダ等、ほとんどの国が公定歩合の引き下げをはかり、進んで減税対策を検討中であります。この

特に、外貨の問題については、二月末の保有高九億九千万ドル、三月末見込み十億三千万ドルと言われ、河野経済企划長官自身が、「国際取支はもう心配はない、国際取支の改善は、応目的な実現を果した」と言明をしております。しかも、かりに四月以降、大幅な大衆減税を行われたとしても、それが経済活動に直接影響が出てくるのは、国際取支がますます改善されたあと、すなわち、秋以降に現われることから考へるにあわせて、減税政策は何ら矛盾がないと思ふのであります。

ないと考るるのであります。政府の生産と大企業、銀行の放縟によつて、かゝつまでも大衆に犠牲を負わせるべきではないといふ立場に、私は反対理由的第一を求めるものであります。

次に、私が反対理由の第二としてあげることは、政府の行おうとする税法改正は、税額の点において、上に厚く、また下に薄いなどと言われるならまだしも、上に厚く、下にはなしとする点であります。このたびの政府提案による法律改正及び減税内容は、所得税の免稅約五十億、法人税の減免稅約百三十五億、相続税の減稅約二十億、酒稅の減稅約五十五億、合計二百六十億の減稅と発表されておりますが、その性格においては、国民の大半を占める低額所得者には、およそ減税もゆかりもない、大企業を擁護し、富める者をますます富めしめる目的的ための法律改正であり、さらには減税内容であることができると思うからであります。昨年の一月、病のために退陣した石橋総理のあとを受けて是さんは總理になられましたが、當時、政府から出された税法改正は、一番中心となる所得税において、高額所得者の優遇措置があまりにも多いので、私どもはその改正を提案いたしましたが、しかしながら、これは政府の反対にあり、高額所得者優遇の所得税改正案は、ついに成立を見つめたのであります。

ります。しかし私は、いや、これは私ばかりではありません。おそらく国民の大多数が、そう考えたと思うのであります。しかし私は、当時作成されていた税法改正案は、石橋さんの手によって作られたものであり、岸さんは、石橋さんの政策をすべて受け継ぐとのことが世に伝えておりましたので、気持の占においては、改正したいというお考があるとしても、以上の理由によつてできないんだと、善意に解釈いたしておつたのであります。従つて、三十三年度予算の中において、岸総理独自の構想、そして手によって作られる減税案こそ、多くの国民の世論を百パー七十受け入れてくれるものができ上る」と、心から期待しております。ところが、いざ、ふたをあけて見ると、石橋さんの手による減税案に論をかけた高額所得者、大企業擁護の法律であります。

中小企業に名をかりて、大企業、高額所得者の保護をすることに対するの驚きの声でありましょう。(拍手)

ところで、私は次に、具体的な点で税法改正の反対理由を述べてみたいと思ひます。まず、第一にあげなければなりませんことは、租税特別措置の整理を、なぜ行わないかということです。すでに御存じの通り、一昨年答申を求められた臨時税制調査会は、特別措置に対し、あまりにも特別措置があるために、各種の弊害が現われてゐる、全面的に再検討を行い、税負担の公平と税制の簡素化をはかるべきである、また、特別措置による減免税率は課税の繰り延べは、その金額が多く額に上り、しかも、それは往々にして少數の納税者に片寄りがちであると指摘し、すみやかな解決の方針を明らかにしているにもかかわらず、今回、政府提案による租税特別措置は、逆に増加を示しており、ますます答申と国民の要望に逆行しているのが実態であります。今回の措置により削除されるものは、わざかに重油ボイラの改造費の特別償却だけであり、大蔵省当局自身が、整理の対象は重油ボイラだけ少額で、ほとんど影響がないといふ言明をしている始末であります。

次に、私は法人税と租税特別措置の関係について指摘いたしたいと思ひます。今般、政府は、租税特別措置はそ

のままとして、さらに法人税の一律
二%引き下げを行おうとしております
が、ことしもまた、財政投融資による
措置による年八百億以上の減免税及び
低利資金を大量に借りることのできる
大企業に対し、昨年と同様の租税特別
措置による年八百億以上の減免税及
び税金の繰り延べをし、さらにその上
に、なぜ二%の減税を行わなければな
らないかということであります。おそらく
政府の意図するものは、みずから
の失政によるデフレ政策によって、大企
業の収益が減ったので、それをカバー
するために企図されたことであり、決して
中小企業を保護するためのもので
はないと考えます。たとえば大蔵省提
示の資料によつて、資本金別、所得金
額別による減税効果を見ても、そのこ
とが裏書きされるのであります。最近
の資料に基き計算をして見ますと、商
得金額五十万円以下の会社数は、全体
の六一%もあるにかかわらず、減税効
果の面では、わずかに三%であり、さ
らに、これを百万円以下の場合として
計算して見ましても、なお七七%の会
社数に対し、七%の減税といふ結論が
か出てこないであります。また、こ
れを資本金に基き算定して見まして
も、会社総数の七八%を占める百万円
以下の資本金の会社の受ける減税の恩
典は、わずかに一三%であります。
これを見ても、いかに政府の施策が大
企業擁護であるかを、うかがい知るこ
とができると思うのであります。

今日、政府の緊急の課題は、わずか三十一億程度しか一般会計で予算対策がとられていない中小企業に対し、経済変動にもたえ得る基盤を作り上げてやることであり、そのことのための減税方針でなければならぬと思います。政府は、口を開けば中小企業対策、中小企業対策と言いながら、実際には大企業対策しか行なっていな。私は、いまだかつて、政府から、大企業対策という言葉を聞いたことがないにもかかわらず、大企業対策が現実に行なわれているということは、まさに不可解であります。おそらく政府が対策と銘打つものは、やる気のないことと、できないことの代名詞じゃないかと思われるのです。

次に、私は貯蓄控除について指摘をいたします。今回、政府は、一定期間、六ヵ月以上毎月積み立てた預貯金その他が、二年以上引き出しをしない場合は、三名、六千円以内に限り所得税より控除するとの改正案を提示しておりますが、これは明らかに、富める者をますます富ます結果になりはしないかという点で、多くの疑問を持つものであります。たとえば、低額所得者が生活を切り詰め、預貯金をしても、確実に毎月六ヵ月以上積み立てて、しかも二ヵ年間手をつけずにおくことは困難であります。あるときは多少ゆとりがあるのに預貯金をし、あるときは不時

場の者には適用されない。金に余裕のある者のみがこの恩典に浴し、富をますます偏在させる結果が出てくると申うのであります。また、政府は、この措置により、二千億円以上の預貯金の伸びを計算されておりますが、これには、今日までの討論の範囲においては、確たる根拠がなく、あくまでも想定であり、もし預貯金が案に相違して伸びない場合には、ただ金持ちを肥やすだけに終ることを政府は何と考えるのか、まことに理解に苦しむものであります。

ところで、私は所得税法外二法律案の討論の終局に当り、次のことを岸総理に望みます。

その第一は、より多くの国民の意願をいため政治を行なつてもらいたい。その第二は、総理としての決断力を持つていただきたいということになります。戦後、数多くの総理が国政を担当しておりますが、岸総理、あなたはほど舞台効果と演出効果を百パーセント発揮した人はおりません。また、あなたほど国民に笑顔とあいきょうを振りまいた総理はおりません。地方遊説に行つたときなどは、それこそ奥歯の三枚目まで見せんばかりに、あいきょうを振りましておるのであります。にもかかわらず、あなたほど人気の沸かない総理はこれまでおりません。岸ブームが沸かないという点では、あなたの与党である自民党も、選挙を間近に控

えて大へん心配をされておるようでもあります。あなた自身、なぜブームにならぬかということをお考えになつたことがありますか。それはあなたの外見や實様ではない。あなたに不足し、あなたにブームの起らない最大の理由は、心底から貧乏を追放し、より多くの国民の要望にこたえる政治を行わないということにあります。あなたが今日まで行なつてきた、また行おらとしている政治や公約は、すべてシャボン玉と全く同じであります。なぜシャボン玉かと言えば、見かけは大きいが、中身が全然ない。しかも時間が経てば消耗してなくなつてしまふ。

○議長(松野鶴平君) 大矢君、時間です。

○大矢正君(続) もしあなたが、ほんとうに国民の期待に沿う政治を行い、かつ岸ブームを作りたいという気持があるならば、政府は、すみやかに今議題となつてゐる税関係法の改正案を撤回して、ほのぼのとした庶民性あふれる減税法案を出すよう希望をいたす次第であります。

以上をもつて、私の討論を終ります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は、終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。これより七案の採決をいたします。まず、関税定率法の一部を改正する法

〔賛成者起立〕

○議長(松野謙平君) 次に、所得税法等の一部を改正する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案

以上、三案全部を問題に供します。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野謙平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野謙平君) 次に、酒税法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野謙平君) 次に、入場税法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

委员長の報告は修正議決報告であります。

○議長(松野謙平君) 総員起立と認ります。よつて本案は、全会一致をもって委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野謙平君) 次に、道路整備特別会計法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野謙平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後九時八分散会

一、日程第七 農林漁業団体職員共済組合法案	出席者は左の通り。
一、日程第八 企業合理化促進法の一部を改正する法律案	議員 議長 松野 鶴平君
一、日程第九 地すべり等防止法案	副議長 寺尾 豊君
一、議院法制局法等の一部を改正する法律案	田中 茂徳君 常岡 一郎君
一、裁判官彈劾法の一部を改正する法律案	島村 軍次君 杉山 昌作君
一、道路整備緊急措置法案	手島 栄君 竹下 豊次君
一、道路法の一部を改正する法律案	佐藤 尚武君 中野 文門君
一、日本道路公團法の一部を改正する法律案	松平 勇雄君 河野 謙三君
一、國立學校設置法の一部を改正する法律案	上林 忠次君 武藤 常介君
一、昭和三十三年度一般会計予算	迫水 久常君 松岡 平市君
一、昭和三十三年度政府関係機関予算	田中 啓一君 梶原 譲君
一、昭和三十三年度特別会計予算	奥 むめお君 松井 幸五郎君
一、昭和三十三年度政府関係機関予算	森 八三一君 石黒 忠篤君
一、國税定率法の一部を改正する法律案	青山 正一君 西川 甚五郎君
一、所得稅法等の一部を改正する法律案	堀 末治君 藤野 繁雄君
一、昭和三十三年度特別会計予算	前田 久吉君 宮城タマヨ君
一、法人稅法の一部を改正する法律案	野田 俊作君 加賀山之彌君
一、租稅特別措置法の一部を改正する法律案	後藤 文夫君 仲原 善一君
一、酒稅法の一部を改正する法律案	西田 信一君 一松 定吉君
一、入場稅法の一部を改正する法律案	鈴木 万平君 小幡 治和君
一、道路整備特別会計法案	稻浦 麗藏君 高野 一夫君

井村 雄二君	豊田 雅幸君	島村 軍次君	手島 栄君	佐藤 尚武君	松平 勇雄君	上林 忠次君	武藤 常介君	河野 謙三君	大谷 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	佐藤 清一郎君	吉野 信次君	津島 寿一君	木村鶴太郎君	青木 一男君	坂本 錠三君	千田 正君	大河原 一次君		
山本 米治君	田中 茂徳君	島村 軍次君	手島 栄君	佐藤 尚武君	松平 勇雄君	上林 忠次君	武藤 常介君	河野 謙三君	大谷 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 駕太郎君	木村鶴太郎君	青木 一男君	坂本 錠三君	千田 正君	大河原 一次君	木村鶴太郎君	青木 一男君	坂本 錠三君	千田 正君	大河原 一次君	
小西 英雄君	新谷寅三郎君	森田 義衛君	前田 久吉君	野田 俊作君	後藤 文夫君	村上 義一君	森田 義衛君	谷口弥三郎君	田村 文吉君	後藤 文夫君	村上 義一君	森田 義衛君	前田 久吉君	野田 俊作君	谷口弥三郎君	田村 文吉君	後藤 文夫君	村上 義一君	森田 義衛君	前田 久吉君	野田 俊作君	谷口弥三郎君	田村 文吉君	後藤 文夫君	村上 義一君	森田 義衛君
小滝 彰君	森 八三一君	森 久吉君	森 久吉君	森 久吉君	森 久吉君	森 久吉君	森 久吉君	森 久吉君	森 久吉君	森 久吉君	森 久吉君	森 久吉君														

小滝 彰君	大林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君
井野 碩哉君	大林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君
安部 清美君	大林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君
井野 碩哉君	大林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君

安部 清美君	大林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君
井野 碩哉君	大林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君
安部 清美君	大林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君
井野 碩哉君	大林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君	木島 虎藏君	近藤 鶴代君	竹下 豊次君	豊田 一郎君	寺尾 豊君	小林 武治君

建設大臣	通商農業大臣	農林大臣臨時代理	内閣總理大臣	法務大臣	外務大臣	厚生大臣	岸 信介君	北條 勘麿君	大河原 一次君	伊藤 順道君
建設大臣	通商農業大臣	農林大臣臨時代理	内閣總理大臣	法務大臣	外務大臣	厚生大臣	岸 信介君	北條 勘麿君	大河原 一次君	伊藤 順道君
建設大臣	通商農業大臣	農林大臣臨時代理	内閣總理大臣	法務大臣	外務大臣	厚生大臣	岸 信介君	北條 勘麿君	大河原 一次君	伊藤 順道君
建設大臣	通商農業大臣	農林大臣臨時代理	内閣總理大臣	法務大臣	外務大臣	厚生大臣	岸 信介君	北條 勘麿君	大河原 一次君	伊藤 順道君
建設大臣	通商農業大臣	農林大臣臨時代理	内閣總理大臣	法務大臣	外務大臣	厚生大臣	岸 信介君	北條 勘麿君	大河原 一次君	伊藤 順道君

國務大臣	河野 一郎君
國務大臣	郡 祐一君
國務大臣	正力松太郎君
國務大臣	津島 壽一君
政府委員	
内閣官房長官	愛知 摶一君
法制局長官	林 修三君
總理府總務長官	今松 治郎君
總理府給事長官	白井 勇君
建設政務次官	瀬戸山 三男君
農林政務次官	藤原 節夫君
大藏政務次官	堀内 一雄君
建設政務次官	白井 勇君
農林政務次官	瀬戸山 三男君
大藏政務次官	藤原 節夫君
建設政務次官	堀内 一雄君

〔第十五号参照〕

審査報告書

日本国とソヴィエト社会主义共和国連邦との間の通商に関する条約の締結について承認を求める件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月十八日
外務委員長 寺本 廣作

多數意見者署名	森 元治郎	羽生 三七
安部 清美	苦米地英俊	
笠森 順造	永野 譲	
鹿島守之助	井上 清一	
鶴見 祐輔		

國務大臣	河野 一郎君
國務大臣	郡 祐一君
國務大臣	正力松太郎君
國務大臣	津島 壽一君

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は日ソ両国間の通商関係を規定するため、関税、内国税、船舶に関する最惠国待遇等の相互許可を規定するとともに、ソ連通商代表部の設置、身体財産の保護等を規定したもので、この条約により、両国間の通商に関する基礎的事項が詳細に定められ、今後日ソ間の通商の発展が期待される見地から妥当な措置と認めた。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

壳春防止法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月十七日

法務委員長 青山 正一
参議院議長 松野鶴平殿

多數意見者署名	秋山俊一郎	一松 定吉
大川 光三	小林 英三	
大川 光三	吉野 信次	
赤松 常子	棚橋 小虎	
赤松 常子	斎藤 昇	
赤松 常子	宮城タマヨ	
赤松 常子	雨森 常夫	
赤松 常子	大谷 雪潤	

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、壳春防止法第五条の規定を改正するため、裁判所の調査による判決前調査制度の設置の必要を認め、別紙の通り附帯決議を行つた。

二、費用

本法律施行のため別に費用を要しない。

附帯決議

本法の規定する補導処分は、本人の身体を拘束して、その補導矯正を図る新たな保安処分であることにかんがみ、政府は、婦女子の基本的人権を尊重してこれを運用すべきは勿論、なお運用の適正妥当を期するため、可及的速かに、裁判所調査官による判決前調査制度の法制化について検討すべきである。

多數意見者署名	秋山俊一郎	一松 定吉
大川 光三	棚橋 小虎	
大川 光三	宮城タマヨ	
小林 英三	吉野 信次	
赤松 常子	雨森 常夫	

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、壳春防止法第五条の規定を認めるが、本法律案の規定する補導処分の本質及び目的にかんがみ、婦人補導院の運用にあたり徒らに自由を拘束することのないよう留意する必要を認め、別紙の通り附帯決議を行つた。

二、費用

多數意見者署名	木暮武太夫	塙見 俊二
土田國太郎	平林 剛	
山本 米治	栗山 良夫	
左藤 義證	西川甚五郎	
天坊 裕彦	杉山 昌作	

附帯決議

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現に試製して販売中の製造たばこ「みどり」及び「ホー

ブ」の売行きの状況に見えりみ、これをさらに継続して販売するため、日本専売公社製造たばこ価格表に追加しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

昭和二十八年度から昭和三十二年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一項を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月十八日

大蔵委員長 河野 謙三

参議院議長 松野鶴平殿

多数意見者署名

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

審査報告書

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月十八日
大蔵委員長 河野 謙三

参議院議長 松野鶴平殿

多数意見者署名

本法案は、昭和二十八年度以降、委員会の決定の理由

山本 米治 左藤 義義
野溝 勝 栗山 良夫
小笠原 三三男 杉山 昌作
天坊 裕彦 平林 剛

講じられてきた国債の元金償還のための資金の繰入れ等の特例措置

を引続き昭和三十三年度においても講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

昭和三十三年度特別会計予算の国債整理基金特別会計に国債の元金償還のため、一般会計からこの特別会計に繰入れる金額として四百三十六億三千六十六万七千円、

日本国有鉄道及び日本電信電話公社より直接この会計に繰入れる金額として、それぞれ、四十五億五千五百十三万九千円、四十九億五千六百六万二千円が計上されている。

本法案は、漁船損害補償法による特殊保険及び漁船乗組員賃貸保険法による給与保険の再保険事業に係る保険事故が異常に発生したことによつて、漁船再保険特別会計に生じた損失をうめるため、昭和三十三年度において、一般会計から繰入金ができる措置を講じようとするものであつて、適用な措置と認める。

二、費用

昭和三十三年度特別会計予算の漁船再保険特別会計に一般会計から受入金として特殊保険勘定に

勘定に入千三百五十万円がそれぞれ計上されている。

昭和三十三年三月十八日
大蔵委員長 河野 謙三

参議院議長 松野鶴平殿

多数意見者署名

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

審査報告書

漁船再保険特別会計に一般会計から受入金として特殊保険勘定に

勘定に入千三百五十万円がそれぞれ計上されている。

昭和三十三年三月十八日
大蔵委員長 河野 謙三

参議院議長 松野鶴平殿

多数意見者署名

本法案は、昭和二十八年度以降、委員会の決定の理由

山本 米治 左藤 義義
野溝 勝 栗山 良夫
小笠原 三三男 杉山 昌作
天坊 裕彦 平林 剛

昭和三十三年三月十八日

農林水産 重政 康徳
委員長 参議院議長 松野鶴平殿

多数意見者署名

秋山俊一郎 柴田 栄
佐藤清一郎 堀 末治
関根 久藏 仲原 善一
堀本 宜宣 雨森 常夫
田中 茂穂 上林 忠次
藤野 繁雄 清澤 俊英
東 隆 鈴木 一
河野 義一 大河原 一次
千田 正 北條 勝八
北村 嘉陽

社の株式の引受けに要する費用として三千万円が、昭和三十三年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

旅館業法の一部を改正する法律

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月十八日

社会労働 阿具根 登
委員長 参議院議長 松野鶴平殿

多数意見者署名

山下 義信 山本 紹勝
草葉 隆圓 松澤 靖介
片岡 文重 鈴木 万平
横山 フク 有馬 英二
勝俣 稔 太島 虎藏 西岡 ハル
紳原 亨

この法律を施行するため、政府

における日本輸出生糸保管株式会

規定の施行及び婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令の廢止に伴い、旅館業の許可の取消及び營業停止に関する規定を整理するため改正しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

この法律を施行するため、政府

における日本輸出生糸保管株式会

二、費用
本法施行のため特に費用を要しない。

附帯決議

旅館従業員の待遇等の問題については、前国会以来本委員会で指摘されたところである。

此際、政府は従業員の待遇の正常化と、その健康の保持について、適切妥当な行政措置を講ずべきである。

審査報告書

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月十八日

社会労働委員長
参議院議長
松野鶴平殿

多數意見者署名

山下 義信

藤田 藤太郎

木下 友敬

草葉 隆圓

谷口 弥三郎

横山 フク

中山 福蔵

勝俣 稔

有馬 英二

西岡 ハル

参議院会議録第十七号中正誤

主一五メートル法
正
に

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、援護の実施機関は設置する身体障害者更生援護施設で厚生大臣の指定するものに身体障害者の収容を委託することができることとともに、身体障害者福祉法の施行事務に関する民生委員の協力義務を明らかにする等の改正を行わんとするものであつて妥当な措置と認めるが、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のために要する費用として、昭和三十三年度予算に五百四十万円が計上されている。

附帯決議

身体障害者の収容援護については、國立及び公立の施設において第一次的に行うべきものと考えられるので、民間施設への収容委託と併せて今後もその整備拡充に努力すべきである。

昭和三十二年三月三十一日 參議院会議録第十八号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定額一部十五円
(但し其費紙は二十円)
(配達料共)
発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大藏省印刷局
電話九段西三二一三六一
支那

三三六